

緊急銃猟ガイドライン

令和 7 年 7 月

環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室

目次

はじめに	2
(1) 緊急銃猟制度とは	2
(2) 本ガイドラインの概要、位置付け	3
(3) 用語の整理	7
(4) 本ガイドラインの構成	8
2 各主体の役割	9
3 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備	10
(1) 対応マニュアルの作成	10
(2) 必要な人員・関係者の協力体制の確保	12
(3) 机上及び実地訓練・研修等の実施	19
(4) 備品の確保	24
(5) 保険の加入	27
4 緊急銃猟の実施について	28
(1) 住民等からの通報・緊急銃猟に関する計画の調整	28
(2) 都道府県に対する応援の要請	33
(3) 安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備	36
(4) 緊急銃猟に係る条件の確認	51
(5) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託、留意点の伝達	66
(6) 緊急銃猟のための土地の立入り等（土地の立入、障害物の除去）	72
(7) 緊急銃猟の実施	73
(8) 原状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認	75
(9) 損失補償手続	76
(10) 捕獲後の実績の記録	79
5 事例	80
6 緊急銃猟の留意点（対象鳥獣の性質等）	88
7 警察との連携等について	92
付録1. 参考資料集	94
(1) 関係法令抜粋	94
(2) 利用可能な交付金等	100
(3) 関係ガイドライン等	102
付録2. 緊急銃猟ガイドライン（概要版）	105
付録3. 緊急銃猟ガイドライン（簡易版）	106
付録4. 緊急銃猟制度に係るパンフレット	114
付録5. 緊急銃猟実施時に用いるチラシ	118

1 はじめに

(1) 緊急銃猟制度とは

近年、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ」という。）、イノシシ（以下、クマとイノシシを合わせて「クマ等」という。）の人の生活圏への侵入が相次いでおり、人身被害も多く発生している。とりわけ令和5年度にはクマによる人身被害の件数が過去最多を記録した。大型獣の人の生活圏への侵入については、これまで鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）において、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）での銃器を使用した鳥獣の捕獲等（銃猟）を禁じてきたところ、現実・具体的に危険が生じ特に急を要する状況で、住居集合地域等で銃器を使用した鳥獣の捕獲等が必要となる場合には、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項に基づく対応が行われたり、ハンターの判断により猟銃等を発射した行為が結果的に刑法（明治40年法律第45号）第37条の緊急避難に該当する場合には、違法性が阻却されるなどしてきた。

他方で、こうした状況ではない膠着状態にある場合においても、より予防的かつ迅速に対処することが求められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）により、鳥獣保護管理法の一部が改正され、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度（緊急銃猟）が創設された。

緊急銃猟は局所的に発生する出沒に対応するものであることから、その主体は地域に精通した市町村長が行うこととなっており、安全確保等の措置を講じた上で、銃猟を捕獲者に委託して実施することができるとされる。

表1 緊急銃猟制度のポイント

緊急銃猟制度のポイント	
どのような時に	鳥獣保護管理法に定める4つの条件全てを満たした場合に可能
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所 ※主にクマ等が建物に侵入している場合や農地や河川敷での実施が想定される。
誰が	実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う そのうち、銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能。 ※発砲タイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行為を担う者が判断。その場合の責任も市町村が負う。
何を用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、散弾銃（スラッグ弾使用）及び麻酔銃
何を対象に	ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ（イノシシは基本的に成獣に限る）
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能 ※許可申請は不要

（２）本ガイドラインの概要、位置付け

本ガイドラインは、主に緊急銃猟の実施権者である市町村が緊急銃猟の流れを理解し、現場で安全に緊急銃猟を行うことができるよう支援することを目的としており、緊急銃猟の実施の流れ、事前準備、配慮事項を詳細に説明するとともに、事前準備から原状回復までの流れを記載した。

なお、クマ等の出沒時には、必ず緊急銃猟をもって対応しなければならないわけではなく、現場の状況を観察しながら、追い払い等を含む複数の手段の中から適切な手段を選択し、クマ等の出沒に対応されたい。

また、本ガイドラインの他に以下のとおり人の日常生活圏におけるクマ等の出沒防止、銃猟以外の追い払い等の対策、クマやイノシシの管理計画に関する事項について説明する資料があるため、本ガイドラインと合わせて、参照いただきたい。P4「図1 本ガイドラインの位置付け」や P102「付録1. 参考資料集」の「（３）関係ガイドライン等」、P5「（参考）クマ等による被害防止に向けた総合的な対策」も参照のこと。

○「クマ類の出沒対応マニュアル改定版（令和3年3月環境省作成）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

○「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版（令和4年3月環境省改定）」

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料（令和6年8月環境省作成）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/index.html>

○「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改訂版（令和3年3月環境省作成）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2a/index.html>

（参考）「クマに関する各種情報・取組」

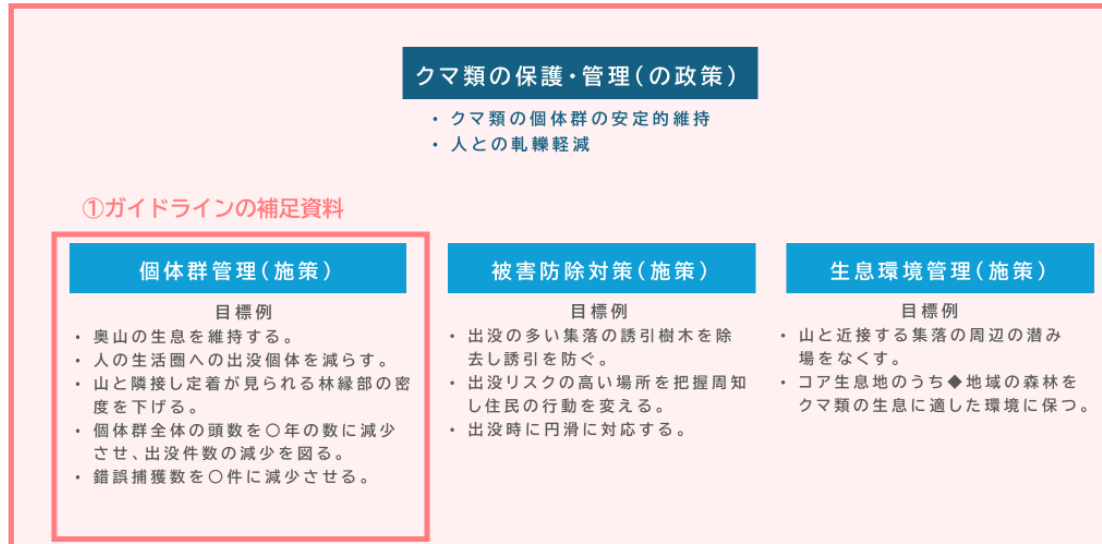
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

※クマ類による被害防止に向けた対策方針（令和6年2月8日）、

クマ被害対策施策パッケージ（令和6年4月15日）等を掲載

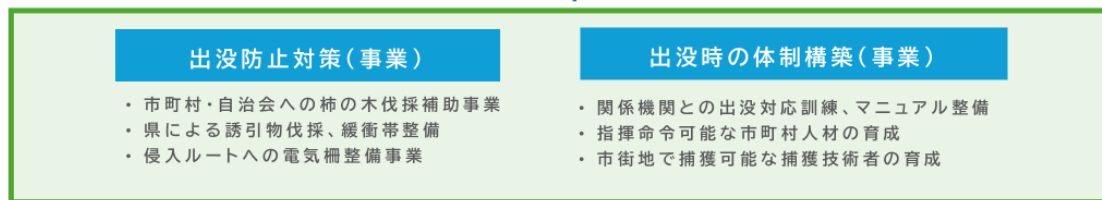
図1 本ガイドラインの位置づけ（クマの場合）

①特定計画策定のためのガイドライン



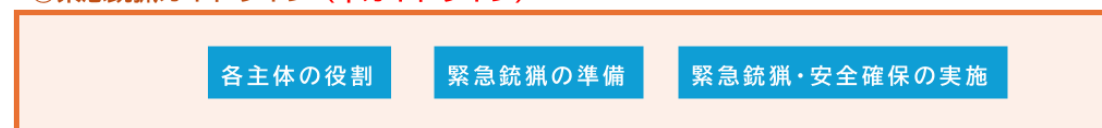
②出没対応マニュアル

特に人の生活圏におけるクマの出没対策



人の日常生活圏及びその付近で緊急に銃猟を実施する必要がある場合の対策

③緊急銃猟ガイドライン（本ガイドライン）



＜（参考）クマ等による被害防止に向けた総合的な対策＞

クマ等の対策に当たっては、総合的な対策が必要である。

令和6年2月には、クマの専門家からなる「クマ類保護及び管理に関する検討会」により、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」がまとめられた。クマによる被害防止に向けた対策の目的として、人の生活圏とのクマの生息域の空間的な分離（すみ分け）、2000年代以降に頻発している大量出沒による人とクマとの軋轢の低減を掲げた。クマによる被害防止に向けた行動として、クマの指定管理鳥獣への指定（その後、令和6年4月に指定済み）や市街地等での銃猟を可能とするための鳥獣保護管理法改正に加え、人の生活圏への出沒防止対策の必要性について提言している。当該方針において、人の生活圏への出沒防止策について、次のとおり記載している。

- ・人の生活圏への出沒は、捕獲強化だけでは防ぐことは困難なことから、人身被害発生の危険性を最小限にし、農林業被害を低減するために、集落周辺での放任果樹、生ゴミ、コンポスト、収穫残渣等の誘引物の除去等の管理の徹底、農地への侵入を防止するための電気柵の設置、威嚇弾等による追い払い等の複合的な被害防除を効果的に進めるための対策を強化する必要がある。

- ・人の生活圏への侵入を防止するため、人の生活圏と接する山林や耕作放棄地等の刈り払いや緩衝帯の整備、クマ類の移動ルートとなる緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）や河川等の生態系ネットワークにおける生息環境管理を効果的に進めるため、関係省庁及び部局の連携による対策の強化が必要である。また、緑化樹木の果実を食物として利用する場合もあることから、クマ類の移動ルートとなりうる緑地における緑化樹木の管理の際に、クマ類の出沒に関して配慮することが必要である。さらに、出沒実態を調査分析し、効果的な出沒防止手法を開発する必要がある。

また、令和6年4月には、関係省庁が連携して総合的な施策を講じる「クマ被害対策施策パッケージ」をまとめた。ここでは、前述の方針と同様、クマの個体群管理の強化、出沒時の緊急対応に加え、人の生活圏への出沒防止、クマの生息環境の保全・整備を実施することとしている。

人の生活圏の出沒防止については、

- ・人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援
- ・クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援

を行うこととしている。また、クマの生息環境の保全・整備については、

- ・鳥獣保護区等の保護区の設置
- ・針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病虫害被害の防除
- ・絶滅のおそれのある四国の個体群の保全

を実施することとしている。

さらに、鳥獣保護管理法に基づき都道府県が策定する鳥獣保護管理事業計画には、令和7年4月の法改正により、新たに、クマ等の人の日常生活圏への侵入の防止に関する

事項を記載事項に追加することとなっている。（※クマ等の当該都道府県の区域内における生息状況その他の事情を勘案して必要があると認める場合に記載するもの。）これは、人の日常生活圏で実施される緊急銃猟に安易に頼ることは適切ではなく、長期的な視点に立った計画的な管理を平時から講じるべきであることから、クマ等の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な鳥獣保護管理施策の考え方を示すものである。現在も、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」等も踏まえ、クマ等の人の日常生活圏への侵入を防止するための取組は行われているが、改めて、鳥獣保護管理事業計画に考え方が明確に記載されることで、より一層の対策が期待できると考えられる。

こうした考え方や取組により、クマが人の日常生活圏に出没しない対策を進めることが肝要である。

図 2

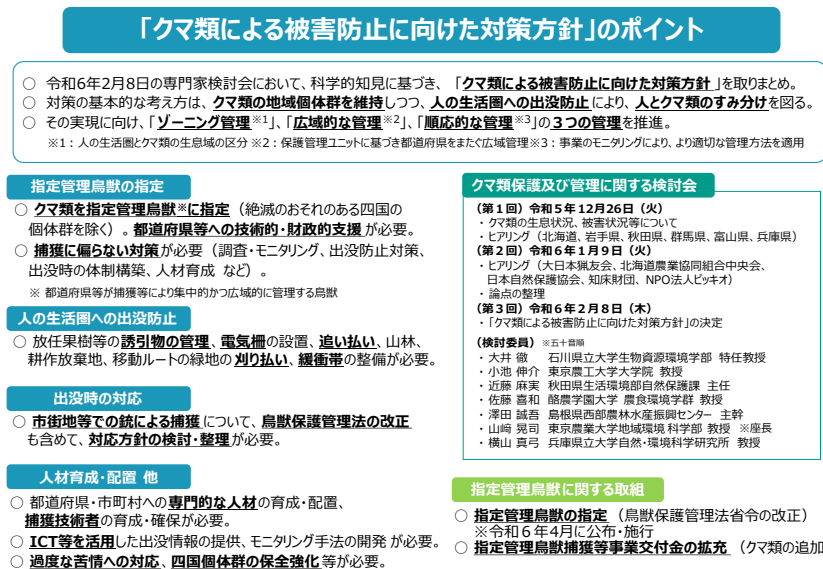
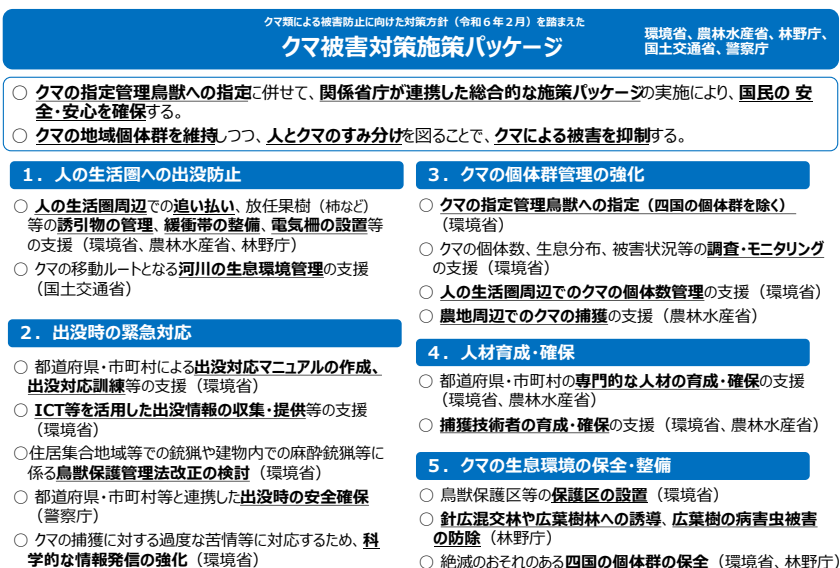


図 3



（３）用語の整理

本ガイドラインの主要な用語の定義は以下のとおりである。

危険鳥獣...人の日常生活圏に出現した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ
が大きいものとして政令で定める鳥獣。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す
る法律施行令（平成 14 年政令第 391 号）により、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシを危
険鳥獣としている。緊急銃猟の対象は、危険鳥獣に限られる。

緊急銃猟...鳥獣保護管理法第 34 条の 2 の緊急銃猟のこと。危険鳥獣が人の生活圏に侵入
した場合等の一定の条件を満たしたときに、市町村長が、銃器の使用による人の生命身
体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した当該危険鳥獣の捕獲等を行うこと。

緊急銃猟の委託...緊急銃猟実施時における危険鳥獣の銃猟の「委託」とは、あらかじめ
業務委託契約を締結しているか否かに関わらず、委託者である市町村長が受託者である
捕獲者に対して、本来市町村の権限に属する銃猟行為を依頼して実行させるものをいう。

捕獲者...実際に銃器により鳥獣を捕獲する者のこと。いわゆる趣味で狩猟を行う者と区
別するため、「捕獲者」の用語を用いた。

捕獲関係者...地方自治体職員、捕獲者等の捕獲に従事する関係者のこと。鳥獣捕獲等事
業において鳥獣の捕獲等に従事する者を表す捕獲従事者と区別するため、「捕獲関係者」
の用語を用いた。なお、単に「関係者」と表す場合には、一般用語として用いることとし
た。

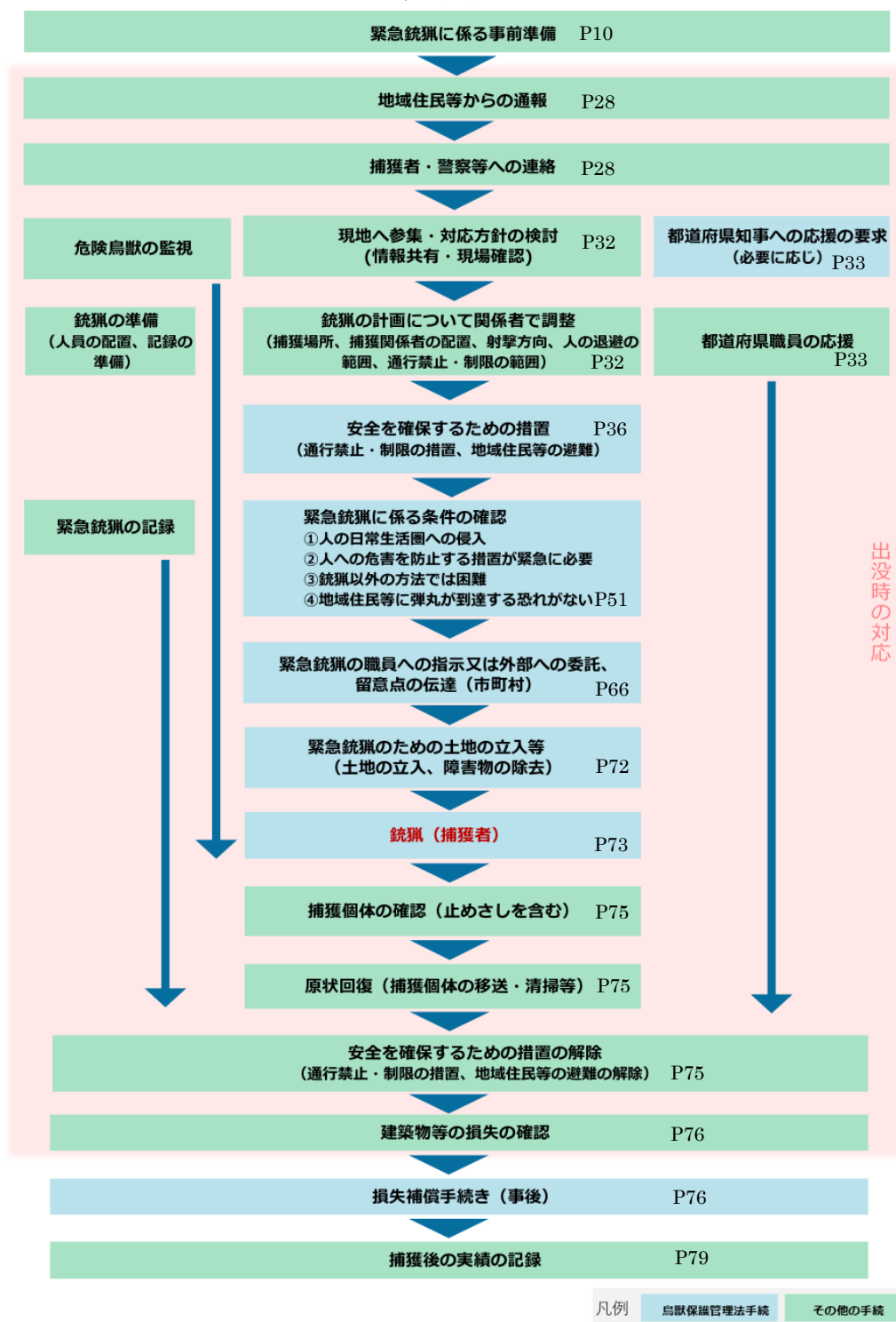
※ 人の日常生活圏の解釈については P51 「（４）緊急銃猟に係る条件の確認」の「①人の日常生活圏への侵入」参照。

(4) 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、事前準備から原状回復までの流れに沿って構成する。

緊急銃猟の実施に当たっての基本的な流れは、図4のとおり。

図4 緊急銃猟実施の流れ



2 各主体の役割

緊急銃猟の実施は市町村の事務となるが、安全確保や関係者の連携・協力によって実施されることが重要である。緊急銃猟の各フェイズにおける各主体の役割については、以降のページで詳述するが、基本的な役割は表2のとおりである。

表2 各主体の役割

主体	主な役割
市町村長	権限主体 安全確保、緊急銃猟、都道府県への応援要請の権限を有する。 ※ 現実に市町村長が現場で指揮等を行うことは通常想定されないことから、平時に市町村の担当者に権限を委任しておくことが望ましい。
市町村担当者	現場の指揮、安全確保、緊急銃猟の実施、原状回復、損失補償等 緊急銃猟実施の実質的な責任者として対応にあたる。
捕獲の技術を有する者 (市町村職員又は市町村職員以外の者)	緊急銃猟の実施 実際に銃猟を行う者(捕獲者)。複数名で対応することも想定される。その他、捕獲者の付近で技術的サポートをする者や照明や盾などで物理的にサポートを行うことも想定される。
都道府県	市町村の支援等 都道府県下における鳥獣保護管理事業を可能とするために必要な人材の育成・配置を行う。また、市町村等が取り組む地域的な鳥獣の管理に対する支援を行う。指定管理鳥獣対策事業交付金を活用した市町村への支援を行う。 ※ こうした内容を含め、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」における都道府県の役割を果たす。 職員の応援派遣 市町村から応援要請を受けた場合には、職員の派遣を行う。

※ 警察は、緊急銃猟の実施主体ではないが、市街地にクマ等が出没した際には、警察と連携して対応を行うこととなるため、警察との連携については、P92「7 警察との連携等について」に記載した。

3 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備

危険鳥獣の対応は、到底出沒するとは予測できない場所にクマ等が出沒した場合等、事前に予期することが困難な形で急遽生じる場合も考えられる。このため、緊急銃猟制度は、例えば、捕獲の技術を有する者への緊急銃猟の実施の委託について、その場で口頭で行うことも可能としているなど、事前の準備がなくても制度上は実施できる仕組みとしている。しかし、現実には、迅速かつ円滑に、安全を確保しながら的確に緊急銃猟を実施するためには、事前の準備が必須と言っても過言ではないほど重要である。

本項では、クマ等が人の日常生活圏に実際に出沒する前（平時）から、時間的な余裕をもって準備を行うことが推奨される事項を解説する。

想定される準備とは、具体的には、各地域に適した緊急銃猟に係るマニュアルの作成や体制の整備が挙げられる。

（１）対応マニュアルの作成

人の日常生活圏への出沒があった際に円滑な対応ができるように、平時から体制の整備（次項「（２）必要な人員・関係者の協力体制の確保」で詳述）、対応フロー等をまとめておくことが望ましい。また、P12「（２）必要な人員・関係者の協力体制の確保」から P27「（５）保険の加入」までの情報や、過去の出沒情報や訓練等を通じて洗い出した、クマ等が隠れやすい場所などの情報、捕獲後の処理に係る事項も整理しておくことが望ましい。こうした情報は、対応マニュアルとして情報を一元化して管理しておき、緊急時に捕獲関係者がすぐに参照できるようにしておくことが望ましい。

こうした情報の整理に当たっては、本書の構成や内容を参考にされたい。また、クマの対応に係るマニュアルの作成については、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金の活用が可能である。交付金の活用に当たっては、都道府県や環境省に相談されたい。なお、交付金事業の地方公共団体負担については特別交付税措置が講じられているところ。

＜（参考）対応マニュアル構成案＞

1. 導入
2. 緊急銃猟に備えた平時における事前準備
 - （１）対応体制の確保
 - （２）訓練の実施
 - （３）備品の確保
 - （４）保険の加入
3. クマ等出沒時の対応
 - （１）通報時の対応
 - （２）緊急銃猟に関する計画の調整
 - （３）都道府県に対する応援の要請

- (4) 安全を確保するための措置の実施
- (5) 緊急銃猟に係る条件の確認
- (6) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託
- (7) 緊急銃猟のための土地の立入等
- (8) 原状回復、安全を確保する措置の解除
- (9) 損失補償手続

4. 参考情報

- ※ 上記はあくまで緊急銃猟に特化したマニュアルとして作成する場合を想定しているが、例えば、対象鳥獣の対策を網羅的に解説するマニュアルとして作成し、その中に緊急銃猟に係る内容を含むような構成もあり得る。同様に、対象鳥獣のうち、人の日常生活圏への出没対応や出没防止策に係るガイドラインの一部に緊急銃猟に係る内容を記載する構成もあり得る。
- ※ マニュアルの作成は、緊急銃猟を実施することの前提ではない。また、前述のとおり、情報を一元化して管理しておき、緊急時に捕獲関係者がすぐに参照できるようにしておく合理的な方法としてマニュアル形式を推奨しているに過ぎず、必ずしもマニュアルにこだわる必要もない。人の日常生活圏への出没があった際に円滑な対応ができるよう平時から備えるよう努めることが肝要である。

（２）必要な人員・関係者の協力体制の確保

人の日常生活圏にクマ等が出没した際にはじめて必要な体制の整備を行うのでは、そのために時間を要するほか、そもそも知識や技能を有する者が不在である場合等も含め、必要な体制を確保することができない可能性も考えられる。

そのため、緊急銃猟を適切に実施するには、事前に必要な役割分担を整理した上で、捕獲関係者も含め、役割に応じた人員をあらかじめ特定し、緊急時に実際に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備することが重要である。その際、知識や技能を有する者が不在である場合には、P19「（３）机上及び実地訓練・研修等の実施」で詳述する訓練の実施等も体制の整備の一環として必要となる。

必要とされる取組として、以下が挙げられる。

1）必要な役割の把握

緊急銃猟を実施するためには、安全確保、緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施、現状確認、原状回復といった複数の作業工程があり、これに対応して複数の役割が生じる。

必要な体制の整備に当たっては、まず、どのような役割が必要であるか、体制の整備を担当する市町村担当者が把握する必要がある。必要な役割は、表3を参照されたい。

表3 緊急銃猟を実施する際の役割分担

役割	想定される対応者	内容
① 捕獲者	捕獲の技術を有する者 (該当する市町村職員又は委託を受けた市町村職員以外の者)	実際に緊急銃猟を実施する者(射手)。 命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名の射手がいることが好ましい。また、その場合は発砲の順番をあらかじめ決めておく。
② 捕獲者をサポートする者	捕獲の技術を有する者 (該当する市町村職員又は市町村職員以外の者)	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
③ 緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者	市町村職員	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。また、射手とともに危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟を市町村職員に指示又は市町村以外の者に委託を行う。
④ 通行制限を行う者	市町村職員	道路等において、通行制限を行う。 ※ 4(3)2) 通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡・住民への周知(P45)も参照
⑤ 住民への避難を呼びかける者	市町村職員	付近の住民へ避難を呼びかける。 ※ ⑧広報を行う者と異なり、現場に臨場し、現場で住民への避難を呼びかける想定。
⑥ 緊急銃猟の様子を記録する者(任意)	市町村職員	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。 ※ ビデオカメラ等による撮影は、捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合のみ、市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるよう実施。
⑦ 場所の管理者・地権者との調整を行う者	市町村職員	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者、地権者(土地の立入りの場合)と調整を行う。
⑧ 広報を行う者	市町村職員	HPでの広報や、広報車での呼びかけを行う。 ※ ⑤住民への避難をよびかける者と異なり、方法によっては、庁舎にいる職員により対応可能
⑨ 原状回復を行う者	市町村職員	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。

- ※ 各役割には必ず責任者(リーダー)を置き、内部での意思決定・対外的交渉を担う。
- ※ 都道府県知事に応援を要請する場合には、①と③以外の役割について応援を要請することとなる。また、上記の他に応援の受入れに係る調整を担当する市町村職員を確保することが望ましい。
- ※ 上記①～⑨について、すべてを別の担当が行う必要はなく、例えば⑥と⑦は兼ねる等、柔軟に設定する。

2) 必要な人員の確保（市町村における役割分担の確認、権限委任、捕獲者の確保）

表3に基づき、あらかじめ役割分担を検討しておくことが好ましい。

また、法律上、緊急銃猟の権限は市町村長にあるが、現実には市町村長が現場で指揮等を行うことは通常想定されないことから、平時に市町村の担当者に権限を委任しておくことが望ましい。（権限の委任は必須ではないものの、特に安全確保措置が講じられているかの判断や緊急銃猟の中止の迅速な判断は現場でのみ可能である場合が多いと考えられるため、このような判断が可能な体制を確保する必要がある。）権限の委任は、市町村の規程等に従って行う。

加えて、緊急銃猟を実施可能な能力を有する捕獲者を特定しておく。必要な能力については鳥獣保護管理法において表4、表5のとおり要件が定められており、緊急銃猟を行う捕獲者は、この要件に合致していなければならない。捕獲者は、対象鳥獣の生態や習性の知識、安全な銃器の取扱い、高度な射撃技術、発砲の冷静かつ迅速な判断力、市町村職員等と臨機応変に連携できるコミュニケーション能力が求められる。

表 4 緊急銃猟（麻醉銃猟を除く）を実施する者の要件

必須	・ 第一種銃猟免許を受けた者 ※ 装薬銃を使用する場合 ・ 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者 ※ 空気銃を使用する場合。P54 の表 11 も参照。
	・ 一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること。 ※ 装薬銃・空気銃を使用する場合
	・ 過去 3 年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者
夜間（日出前及び日没後）に実施する場合の追加要件 （屋外において装薬銃又は空気銃で実施する場合に限る）	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないもの（特定ライフル銃）を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有する者であること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル 夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること

※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。また、鳥獣保護管理法第 9 条の許可を受けて行う捕獲、いわゆる登録狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業であるかを問わない。

※ 「同種の銃器」が示す「種類」とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃の 3 種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

表 5 緊急銃猟（麻醉銃猟）を実施する者の要件

必須	・ 過去 3 年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者
----	---

※ 夜間（日出前及び日没後）に実施する場合の追加的な要件等はなし。

※ 捕獲を行った経験は、例えば、錯誤捕獲個体の麻醉銃猟も含まれる。

※ 「同種の銃器」が示す「種類」とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃の 3 種類を指す。

上記の要件を満たすだけでなく、許可捕獲などでは起こりえない状況での発砲を行うことに鑑み、普段より研修や講習会の実施により、射撃技術・判断力・法令知識等に関する捕獲者の資質向上に努めることが好ましい。

また、夜間（日出前及び日没後）に緊急銃猟を実施する場合には、環境省又は都道府県が開催する夜間銃猟安全管理講習を受講して、修了証を得る必要がある。なお、当該講習は、従来は指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を行いたい者が受講するものとして運営されてきたため、受講者は認定鳥獣捕獲等事業者に限られたが、今後は、環境省等が開催する夜間銃猟安全管理講習において、夜間の緊急銃猟を実施するために個人が受講することも可能となる。

市町村職員※に該当する者がいれば、その職員を捕獲者として確保することが可能。該当する職員がいない市町村においては、外部に該当者を探すこととなる。その場合には、狩猟関係団体等に所属する者から該当者を検討することが一般的な対応になるものと考えられるが、当該団体等の協力が得られる場合には、当該団体等に推薦してもらうことも考えられる。

※ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）に基づく鳥獣被害対策実施隊員を含む。なお、隊員のうち同法第 9 条第 3 項第 2 号の規定に基づき市町村長により任命された者については、特別職の地方公務員であり、地方公務員法が適用されないため、これらの隊員を捕獲者とする場合には、予め、捕獲の実施に当たり市町村長の指示に従うこと等を誓約した書類を提出していただく等の対応をとることが望ましい。（別途、条例等によりこれらの隊員に係る服務等の身分取扱いを定めている場合を除く。）

当該市町村区域等に該当する者がいない場合には、環境省の「クマ人材データバンク」（詳細は P 17 参照）に登録された者から該当する者を検討することが可能である。

確保する捕獲者について、緊急銃猟を行う捕獲者は 1 名だけではなく、確実な捕獲のための第 2 射手以下の捕獲者の確保が推奨されるほか、緊急銃猟をサポートする捕獲者も想定されるため、複数の者を確保することが望ましい。

なお、人の日常生活圏におけるクマ等の対策は、喫緊に対応しないと住民に重大な危害が及ぶおそれが高く、速やかな対応が必要となることや、これまで銃猟が禁止されていた（住居集合地域等）エリアを含む人の日常生活圏において銃を使用することとなるため、山野における狩猟や許可捕獲とは異なる高い技術が必要である。

喫緊に差し迫っているクマ等の人の日常生活圏への出没対策については、銃猟やクマ等の生態に精通する狩猟関係団体や鳥獣被害対策実施隊に参加している者の協力を得ながら対応を進めることとなるが、中長期的には地域の状況に応じて、市町村職員を含め当該地域の人の日常生活圏におけるクマ等の対策に関する高度な技術を持った者を育成していくことも重要である。詳細は P 18 「(参考) 中・長期的な対応体制確保」を参照のこと。

また、捕獲に用いる銃器、実包等、車両その他必要な機材については、捕獲者が個人的に

所持している機材を用いている実態があり、その負担を改善することも重要である。

クマに係る緊急銃猟の捕獲者への日当については、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金の活用が可能であり、交付金事業の地方公共団体負担については特別交付税措置が講じられているところ。これらを踏まえ、捕獲者の負担を考慮した必要十分な日当を設定することが望ましい。

なお、本項は、あくまで平時における体制確保の観点において解説を行うものであるが、実際に緊急銃猟を実施する際の緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託等については、P66「4 緊急銃猟の実施について」の「(5) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託、留意点の伝達」や P73 の「(7) 緊急銃猟の実施」を参照のこと。

※ 実際に緊急銃猟を実施する際には、緊急銃猟の実施内容について、市町村が後から証明できるよう、市町村担当者はビデオカメラ等を用いて撮影して記録を行うことが望ましいが、この対応は捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合に限られる。了承を得られるかどうかの確認は、平時から実施しておくことが望ましい。

また、上記の緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託等については、鳥獣保護管理法上は応諾義務がないため、指示又は委託等を断ることは可能である。

＜（参考）クマ人材データバンクについて＞

環境省により、クマの出没対応に従事する、生態や銃猟等に関する専門的知見と高度の捕獲技術を有する捕獲者・事業者に関する情報を収集し、都道府県・市町村に共有する取り組みを検討している。これにより、捕獲技術者の確保が困難な自治体においては、平時から近隣の登録者に協力を要請し、体制を確保することが可能となることを目指す。令和7年度より運用開始予定。

3) 都道府県や近隣の市町村との協力体制の確保

都道府県に対して応援要請ができることとなっており、また、市町村界に出没した場合に備え、近隣の市町村とは対応時の連携について検討しておくことが好ましい。

都道府県に応援を要請することが想定される場合には、応援の受入れに係る調整を担当する市町村職員を確保することが望ましい。詳細は P33 「(2) 都道府県に対する応援の要請」を参照のこと。

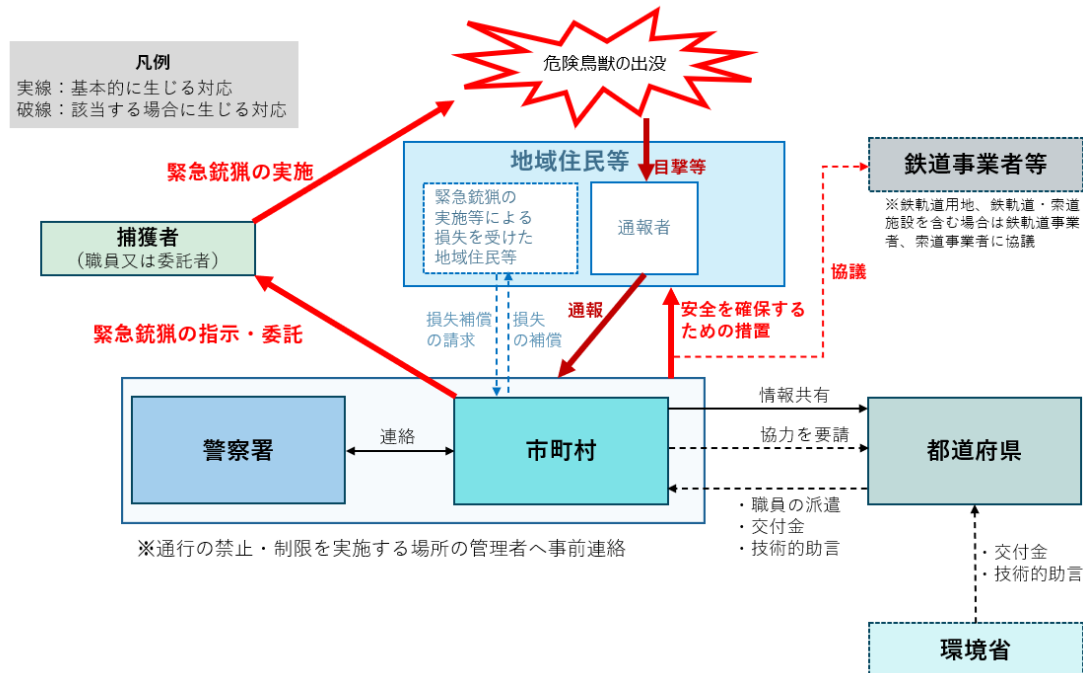
4) 関係者リスト、連絡網の作成

上記までに整理した役割分担に係る情報を関係者リストとして整理・作成する。当該リストには、休日や夜間を含め、連絡が可能な連絡先について併せて記載することで、連絡網としての機能も付与することが考えられる。

なお、人の日常生活圏にクマ等が出没した旨の地域住民等からの第一報がどの機関に届

いたとしても、迅速かつ円滑に関係者に連絡が届くような連絡網とする必要がある。
連絡網の作成に当たっては、情報の流れを整理した下図を参考とされたい。

図5 緊急銃猟を実施する際の対応体制図



＜（参考）中・長期的な対応体制確保＞

中・長期的な対応体制確保が喫緊の課題である。

山野や農村で行われてきたニホンジカやイノシシを対象とした数の調整のための捕獲や農林業被害対策としての捕獲は、もともとはレクリエーション等を目的に狩猟（いわゆる登録狩猟）を行ってきた個人が、狩猟団体等として対応してきた。これらの捕獲の方法は、登録狩猟で行われてきた狩猟と大きく異なるものではなかった。一方で、人の日常生活圏に出没したクマ等の対応は、対応を行う場所の観点でも、通常、登録狩猟を行ってきた個人は経験していない。その上、最悪の場合には誤射による人身事故の恐れがある上、クマ等により攻撃を受ける恐れがあり、山野とは危険の程度が異なる。このように非常に危険な行為を引き受けることを、現に実力を有するというのみで私人に依頼せざるを得ない状況は、本来是正すべきものである。

次の認識のもと、中・長期的な対応体制を確保する必要がある。

- ・人の日常生活圏に出没したクマ等の対応は人の生命・身体に関わる公共の安全に必要な行為であり、本来ならば公的な存在により対応されるような性質を有するため、従来の山野における鳥獣の管理とは全く性質が異なる。
- ・人口減少や農山村の高齢化等の日本全体のトレンドを考えれば、中長期的には農山村で

は捕獲者が不在となる可能性も考えられるが、人の日常生活圏に出没したクマ等の対応要員は確実に確保する必要がある。

捕獲技術の研鑽には時間を要することから、中・長期的な対応体制確保は将来の課題とするのではなく、今から必要な施策を講じていく必要がある。

対応体制の確保に当たっては、複数の市町村の行政界を越えて活躍できる人材を複数の市町村が連携して育成・確保することも考えられる。また、捕獲技術だけでなく、市町村職員と捕獲者をつなげるといった、地域の鳥獣対策のリーダーでありコーディネーターを務められるような素養を育成していくことも必要となる。

5) 住民への緊急銃猟制度に係る理解の促進、通報窓口の周知

緊急銃猟を実施する場合に、住民の理解を得ながら円滑に対応できるよう、平時から住民における緊急銃猟制度に係る理解を促進しておくことが望ましい。理解の促進を行う際には、本ガイドラインのP114「付録4 緊急銃猟パンフレット」も活用可能である。

また、クマ等が出没した場合の通報窓口の連絡先についても、同様に平時から住民に周知しておくことが望ましい。

さらに、特にクマについては、出没防止対策とともに行う緊急銃猟制度の理解促進等に係る普及啓発活動に環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金の活用が可能である。交付金の活用にあたっては、都道府県や環境省に相談されたい。また、交付金事業の地方公共団体負担について特別交付税措置が講じられているところ。

(3) 机上及び実地訓練・研修等の実施

緊急銃猟に関する机上及び実地訓練を実施する。

銃猟を行うタイミングや行うことができる場所(※)について、捕獲関係者等の間で共通の認識を持ち、対象鳥獣の生態、習性、性質や関係法令、捕獲手法、出没対応の方針等の必要な知識が得られるよう、十分な研修等を定期的に行うよう努める。

※ 当該市町村における人の日常生活圏の範囲の確認等も行う。人の日常生活圏の考え方については P51「4 緊急銃猟の実施について」の「①人の日常生活圏への侵入」参照。

訓練には、市町村はもちろん、委託を行うことが想定される者(捕獲技術者)、警察官や都道府県等の関係機関も含め、実際に出没対応にあたることが想定される者を参集することが望ましい。

研修の実施にあたっては、できるだけ他地域や過去の出没例等も参考に、本番に近い形での実施が望ましい。

※ 夜間(日出前及び日没後)については、P42の「4 緊急銃猟の実施について」の〈夜間における緊急銃猟の考え方〉に記載のとおり、夜間にのみ繰り返し出現するク

マ等に対応することが想定されることから、クマ等の初出没から夜間銃猟の実施までに時間的な猶予がある場合が多いと考えられる。このため、実際の夜間銃猟の実施予定地において、日中又は夜間に訓練を実施することが可能だと考えられる。夜間における緊急銃猟の基本的な考え方については、P42 の「4 緊急銃猟の実施について」の〈夜間における緊急銃猟の考え方〉を参照のこと。

訓練の実施方法については、次項のコラムも参考にされたい。

また、クマの緊急銃猟に係る訓練や研修については、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金の活用が可能である。交付金の活用に当たっては、都道府県や環境省に相談されたい。また、交付金事業の地方公共団体負担については特別交付税措置が講じられているところ。

コラム1 研修会及び机上訓練・実地訓練の実施

緊急銃猟の実施に備え重要なことは、マニュアル等を整備するとともに関係者（都道府県、市町村、警察署、捕獲者）間で事前に協議や訓練を実施して、平時から備えておくことです。関係法令の解釈や注意すべき事項、出没の際の連絡経路や役割分担を予め明確にし、緊急銃猟に対して一貫した対応がとれるように研修会や訓練を通して準備を進めることが必要です。ここでは、いくつかの「クマ類の出没対応訓練」を参考に、緊急銃猟に係る研修会及び机上訓練・実地訓練の実施例を紹介します。

■ 参加者について

研修会及び訓練は、実際の出没対応にあたる関係者間の連携を促すとともに、緊急銃猟が可能な条件について共通理解を得ること、緊急銃猟実施時の具体的な連絡経路や手段等を確認することを目的として実施します。そのため、実際の出没対応にあたる関係者を参集することが必要です。

参加者

●捕獲者、●市町村担当課 ●県出先機関 ●警察署担当部署 ●県担当課 の職員

■ 研修会の内容

研修会では、出没ケースに応じた対応の考え方を整理するとともに、関連法令や緊急銃猟を実施するに当たっての具体的な条件、出没対応体制について確認できるような内容とします。主な研修内容は下枠にあるとおりです。

研修会

- 出没対応の基本的な考え方
- 緊急銃猟を実施する際の留意点
- 関係法令に関する知識
 - ・緊急銃猟を実施する者の要件等
 - ・市街地等での銃器による対応をする際の関係法令

■ 机上訓練・実地訓練の内容

クマが人の生活圏に出没したことを想定し、机上及び実地訓練を行います。机上訓練では10名程度でのグループワーク、実地訓練では参加者全員による実際の出没想定地での緊急銃猟の訓練を実施します。グループワークは参加者がお互いの立場や役割について共通認識を持てるよう、意見を出し合います。なお、実際の出没対応や訓練実施経験のない市町村で実施する際には、専門家がファシリテーターを務め、全ての参加者からの発言を促すなど進行を工夫します。

机上訓練

- 緊急銃猟の現場責任者及び関係者の役割分担の理解と連携の促進
- 銃猟が可能な条件、対応の注意点についての共通理解

□ 連絡経路や内容、許可手続等の確認

通報から現場での対応終了までの連絡経路や連絡内容について、実際の出没をシミュレーションしながら確認します。例えば、出没したクマの状況（現在も出没地に留まっているのか、通報者の安全は確保できているのか等、詳細はガイドラインの「目撃者から聞き取ることが望ましい項目」を参照）の整理方法、初動対応の手順や連絡体制についてステップを追って確認します。緊急銃猟が必要な状況か判断し、責任者を中心として必要な手順について確認を行います。

□ 出没した状況から緊急銃猟を実施する際に実施する対応を検討

緊急銃猟の実施を判断した場合は、安全を確保するための措置として、関係者の動きや配置を検討します。航空写真等の地図を用いて、通行制限を実施する地点や注意喚起をする範囲、関係者や車両等の動きや配置等、具体的な状況を考えて訓練を行います。



航空写真やコマを使用し、車両や人員の動き・配置を確認

実地訓練

■ 実際の出没想定地での模擬体験

□ 実際の環境のもと対応の手順と課題を確認

出没想定地において現場の状況や周辺環境を確認しながら、跳弾が到達する可能性のある範囲、通行禁止・制限の措置、地域住民等の避難範囲、マスコミの制御等を実施するエリア等を検討します。バックストップ（安土）等の条件から、緊急銃猟が実施できる条件の確認・判断、発砲する際の矢先の確認等を市町村職員と捕獲従事者が中心となり検討します。



周辺環境を確認しながら配置や動きを指示

コラム2 捕獲者の選定 ～北海道札幌市の事例～

北海道札幌市のヒグマ防除隊の例をもとに捕獲者の選定方法について紹介します。札幌市では、市内でヒグマの捕獲などの業務について、北海道猟友会札幌支部と委託契約を結んでいます。北海道猟友会札幌支部では、会員（令和5年会員数 594 名）の中から選定した 35 名により「札幌市ヒグマ防除隊」を構成し、札幌市内でヒグマの捕獲が必要となった際の出動要請に対応しています。札幌市では、市街地周辺で銃器によるヒグマの捕獲が令和 2～6 年の間に 4 件実施されており、いずれもヒグマ防除隊がその対応にあたっています。隊員の選定は、書面審査・面接と技能要件（実技）に基づき、以下の内容で行われます。

■ 書面審査・面接

希望者から提出された申請書を書面審査し、条件を満たした者を対象に面接を行います。書面審査や面接では、活動目的やコンプライアンスへの理解、コミュニケーション能力に加えて、狩猟経験や十分な装備（任務に必要な銃器、通信手段等）を有していることが求められます。また、緊急出動への対応が可能なことや家族の同意が得られていることも条件となります。

■ 技能要件（実技）

面接の通過者を対象に、射撃場で技能要件の審査を行います。射撃は立射・依託立射（体の一部を机や台に依託）・膝撃ちで行い、標的に対して時間内に一定の弾数を命中できるかを確認します。これらの射撃姿勢は難易度が高く、銃器の操作に慣れていて体幹がしっかりしていなければ命中しませんが、実際にヒグマと対峙する状況下で必要な技能です。ただし、射撃のスコアはあくまで確認項目の一つです。銃器の扱いや安全操作（銃口を人に向けてない、脱砲確認など）、指示に従った動きをとれるか等の項目とあわせて、技能要件のレベルが総合的に判断されます。

選定後は、防除隊として定期的に研修会（座学と実技）を実施し、隊員としての技能資質の向上に努めるとともに、札幌市や警察との訓練にも参加し、関係機関との連携を深めています。

（４）備品の確保

ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、連絡手段等の装備を用意するよう努める。連絡手段については、捕獲関係者間で必要な情報共有や、複数の捕獲者が連絡を取りながら安全かつ確実な捕獲を行うため、無線機を配備する。装備の確認は状況把握の下見や訓練においても徹底して行う。建物内で発砲する際は特にクマ等の攻撃を受けるリスクが想定されることから、盾も用意するよう努める。

なお、クマ撃退スプレーは、捕獲者も、自らの身の安全を守るため有効な場合があることから、銃器と同時に携行すべきである。

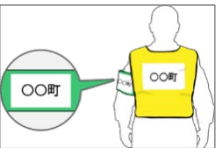
また、屋外で夜間（日出前及び日没後） の場合や、暗い建物の中の場合は照明を用意すること。

緊急銃猟の実施に必要な証票も用意する必要がある（P69 参照）。

その他、各種マニュアル等の書類も用意すること。

なお、クマの緊急銃猟に係る備品の購入費用については環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金の活用が可能である。交付金の活用にあたっては、都道府県や環境省に相談されたい。また、交付金事業の地方公共団体負担分については特別交付税措置が講じられているところ。

表6 備品リスト (例)

備品の種類	説明
ヘルメット	頭部をクマ等の攻撃から防御 
盾	クマ等の攻撃を回避 建物内で発砲する際は特に跳弾が捕獲関係者等に当たるリスク回避 
クマ撃退スプレー	クマ等が向かってきた際に噴射 
プロテクター	四肢や体幹をクマ等の攻撃から防御 
無線機 (デジタル簡易無線)	現地での連絡調整に使用 ※ イベント等に使用するトランシーバーで代用することもあり得る。
緊急銃猟を行う捕獲者の証票	自治体名の記載がある腕章・ゼッケン等 ※ 土地の立入り等の際の証票と見分けがつくようにしておく。 P69 参照 ※ 法令上必要であるため用意は必須 
緊急銃猟のための土地の立入り等の証票	P72 参照 ※ 法令上必要であるため用意は必須
自治体が作成する対応マニュアル	P10 参照
自治体が作成する関係者リスト・連絡網	P17 参照
本ガイドライン	
緊急銃猟時の確認チェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト形式にしたもの。市町村が緊急銃猟の実施可否を判断する際に用いる。 P63 参照 ※ 基本的に本ガイドラインに示すリストを用いる想定
緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟を実施する者の要件に加え、必要に応じ市町村の判断により任意で捕獲者に確認する事項をチェックリスト形式にしたもの。 P68 参照 ※ 本ガイドラインに示すリストに、必要に応じ内容を追加したものを想定

車両	移動のほか、通行制限の開始地点を明示するため使用。 P45 参照
トラック	緊急銃猟を実施する際にトラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体を搬出のために必要。P56 参照
土嚢	バックストップを補強等する場合に必要 P58 参照
照明器具等	夜間に緊急銃猟を実施する場合に必要。P62 参照
原状回復に必要な道具類	ブルーシートや清掃用具等の必要な道具類
ビデオカメラ等	緊急銃猟の様子を撮影して記録 ※ 捕獲者が希望した場合等、捕獲者が了承を得ている場合のみ、市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるように実施。

※ 本リストに掲載する備品は一例であり、一つでも欠ければ緊急銃猟が実施できない訳ではない。

（５）保険の加入

人の日常生活圏において銃猟を行うに際して、山野における従来の鳥獣の捕獲では想定してこなかった器物等への損害のおそれが生じる可能性がある。

緊急銃猟により物損や万一の人身事故が生じた場合には実施者たる市町村が損失を補償・賠償することとなっている（通常生ずると考えられる物損の場合は法第34条の6による損失補償、人身事故などの場合は国家賠償請求。また、特に物損については緊急銃猟を実施したことにより危険鳥獣が暴れた場合の物損等も含まれる点に注意。詳細はP76「4 緊急銃猟の実施について」の「（9）損失補償手続」参照。）。市町村が被害を受けた者に対し補償・賠償を行う際、物損については市町村の当該年度予算で対応できる可能性もあるが、特に人身被害については高額となる可能性が想定される。このため、あらかじめ、それぞれ保険に加入することが推奨される。

保険商品の選定に当たっては、保障の対象範囲（捕獲者が怪我等をした場合の保障なのか、第三者への賠償（物損、人身被害）を保障するものなのか）などについて、自身のニーズを適切に踏まえて選定する必要がある。

保険に加入する場合、加入に係る事務を要するほか、保険料に係る予算の確保が必要となるが、クマの緊急銃猟に係る保険料については環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金の活用が可能である。交付金の活用にあたっては、都道府県や環境省に相談されたい。また、交付金事業の地方公共団体負担については特別交付税措置が講じられているところ。

4 緊急銃猟の実施について

以降のページにおいては、それぞれのフェイズでこういった準備・対応が必要となるか説明する。なお、関係者への連絡、現地への参集は、通報を受けた以降、適切なタイミングで行う。

(1) 住民等からの通報・緊急銃猟に関する計画の調整

1) 通報時の対応

クマ等の出没に関する一報が寄せられた際は、目撃者から現場の状況を適切に聞き取る（警察が第一報を受けた場合には、警察からの聴取を実施し、必要に応じて目撃者等から再聴取を行う。また、警察官が夜間に第一報を受けた際の市町村の連絡窓口をあらかじめ設定しておく。）。聞き取りを行うに当たっては、事前に「出没情報記録票」等として様式を定めておくことが好ましい。事項としては、表7の内容が考えられる。

表7. 目撃者から聞き取ることが望ましい項目

項目	詳細
通報者の情報	氏名、連絡先
人身被害に関する情報	怪我の有無や程度
出没の種類	目撃、痕跡、その他
出没日時	クマ等を目撃した日時 ※ 同一個体と見られるクマ等について目撃者が複数いる場合、全員から聞き取った目撃日時を繋げてクマ等の進行方向を推測したり、最後の目撃地点から警戒範囲を推測したりする。
出没場所の情報	地番（位置座標）、環境、誘引物
クマ等が向かった方向の情報	クマ等が逸走等した場合には、クマ等が向かった方向（山野なのか人の日常生活圏なのか）を把握
目撃したクマ等の情報	頭数（親子）、大きさ、行動、人に対してクマ等はどのような行動をとったか（逃げた／逃げずにその場に留まっている／向かってきた／人に気付いていないなど） ※ クマ等と判断した特徴も確認する。
目撃した人の情報	目撃時の行動、目撃後の対応
対策内容（出没を受けて実施）	注意喚起、誘引物除去、追い払い、捕獲
対策内容（出没前から実施）	誘引物除去、刈払い、その他

※ 「クマ類の出没対応マニュアル改定版（令和3年3月環境省作成）」をもとに作成

2) 注意喚起

人の生活圏にクマ等が出没した場合は、住民に対する注意喚起が必要になる。住民への注意喚起は、緊急性に応じて、以下のような方法で実施する。

- ・ 広報車、個別訪問
- ・ 防災無線、防災メール
- ・ 回覧板、自治会への連絡、学校への周知、看板の設置
- ・ 自治体のホームページ、SNS

3) 緊急銃猟による捕獲等の選択可否に係る判断

捕獲によりクマ等を当該地域から排除する必要があると市町村において判断した場合、その方法として緊急銃猟による対応を選択できるかを検討する。検討に当たっては、まずは下記参考2①②の鳥獣保護管理法上の条件を満たす見込みが十分にあるか確認する。

条件を満たす見込みが十分にあると判断された場合には、P36「4 緊急銃猟の実施について」の「(3) 安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備」、P51の「(4) 緊急銃猟に係る条件の確認」等を参考に、捕獲関係者等により緊急銃猟の実施に関する計画の調整を進める。

条件を満たさないと判断された場合には、緊急銃猟によらない方法（追い払い、はこわなによる捕獲）により対応することとなる。なお、はこわなで捕獲した場合には、その後の運搬や止めさしの方法に課題がある点に留意が必要である。

参考 1 緊急銃猟の是非に係る判断の例

例1：商業施設が密集しており人の往来も激しく、通行制限等の実施によっても十分に安全を確保できる見通しが立たない場合。

緊急銃猟の条件である「地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合」を満たさないこととなり、銃を用いる方法の方がクマ等による危険を上回る恐れがあるため、緊急銃猟による方法は適当ではないと考えられる。一方、このような場所でも建物内での銃猟は可能とする場合がある。

例2：人の日常生活圏に該当しない場合。

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版（令和4年3月環境省改定）」を踏まえ、そもそも、捕獲（特に捕殺）が適当ではない可能性が高く、追い払い等により対応を行う。

参考2 緊急銃猟の条件及び人の日常生活圏の考え方

① 緊急銃猟が可能な条件

- ・危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、
 - ・危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で
 - ・銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり
 - ・避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合
- ※ 特に、「避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合」の条件を満たすかは、この段階では判断がつかず、現場で行うこととなる。
- ※ 条件の詳細は P51「緊急銃猟の実施について」の「(4) 緊急銃猟に係る条件の確認」参照のこと。

② 人の日常生活圏の考え方

緊急銃猟が実施可能な範囲は、図6のとおり、人の日常生活圏とその付近に限定される。ここでいう人の日常生活圏とは、人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲を指している。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。また、法第38条に規定される住居集合地域等も、人の日常生活圏に含まれる。

※①、②の詳細は（4）緊急銃猟に係る条件の確認に記載。）

図6 緊急銃猟の実施範囲



参考3 既存計画等との関係

緊急銃猟はクマ等の管理施策と切り離して行なうものであり、既存の計画やガイドラインとの適合について確認することは求められないが、

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版（令和4年3月環境省改定）」においては、人の生活圏となっている「防除地域」や「排除地域」にクマが出没した場合には捕獲が基本的な対応とされている上、

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」（令和6年2月、クマ類保護及び管理に関する検討会策定）においても、クマが人の日常生活圏へ出没した場合、周辺住民の安全確保の観点から迅速に事態を収束させる必要があると指摘されていることから、結果的に、こうした既存の方針等とも合致するものと考えられる。

重ねて、「住居集合地域等における麻酔銃の取扱いについて」（平成28年3月環境省作成）では、ニホンザル以外のクマ、イノシシ等の大型の獣類に対して麻酔銃猟を実施する場合、麻酔薬の効力が現れるまでに時間を要し、麻酔銃で撃たれたことにより対象個体が興奮し、捕獲関係者が反撃を受けたり、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼしたりする可能性が高まるおそれがあるため、原則として許可しないこととされている。ただし、ニホンザル以外の鳥獣であって、人命に関わる危険性を踏まえてもなお安全かつ確実に麻酔銃猟を実施することが可能と判断される場合にあってはこの限りではないが、実施する場合は慎重に検討する必要があるとされている。上記の方針は、鳥獣保護管理法第38条の2に基づく住居集合地域等における麻酔銃猟の許可に関するものだが、緊急銃猟の枠組みを用いて麻酔銃猟を行おうとする場合にも通用するため、当該方針を準用して慎重に検討する必要がある。

このように、従来より、人の日常生活圏に出没したクマ等は、基本的に捕獲（特に捕殺）を伴う形で対応することが想定されてきたところであり、結果として、緊急銃猟によりその場で捕獲（特に捕殺）することとも符合することとなる。

- ※ 人の日常生活圏に出没したクマ等を麻酔銃猟により不動化した場合、全ての個体を止めさししなければならないものではなく、市町村において、その個体の性質や地域の実情を踏まえ、放獣の実施が判断される場合もありうる。放獣する場合の対応は、「クマ類の出没対応マニュアル改定版（令和3年3月環境省作成）」（P64）に記載されているので、こちらを参考にされたい。

参考4 クマ等の追い払いについて

人の日常生活圏に出没したクマ等に対して、花火や動物駆除用煙火等を用いて追い払いを行う方法があるが、人の想定どおりにクマ等が動くとは限らないため、入り組んだ住宅地等で実施すると、興奮した個体が住宅地を走り回る危険性があるため、逃走経路を確保できる場所で限定して実施することが推奨される。

また、逃走経路を確保できる場合であっても、クマ等からの攻撃を受ける危険性がある中、住宅地等から山まで誰がどのように誘導するのかには課題がある。

追い払いでは対象個体を長距離移動させることはできないため、出没場所に強い執着がある場合、再出没の可能性が残る上、追い払ったクマ等が遠くまで逃げたかどうかまでは知り得ず、住民にとっては不安が残ることも課題である。

このように、対応の手段として、追い払いにも課題があるため、対応方針を検討する際には、留意する必要がある。

4) 緊急銃猟に関する計画の調整

現場の情報収集の結果などを踏まえ、クマ等の捕獲の手段として緊急銃猟を選択する方向性が決定されたら、具体的に緊急銃猟の実施に関する計画を検討することとなる。計画といっても、書類としての計画ではなく、現場又は現場近くにおいて、捕獲関係者（地方公共団体職員、捕獲者）が地図を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等を相談する現実の計画の調整となる。

※ クマ等のすぐ近くで実施するとクマ等を興奮させることがあり、捕獲関係者を危険にさらす恐れがあるため、クマ等から見えない場所であり、クマ等が確認でき、緊急な対応が可能な位置で実施する。

計画の調整に当たっては、本ガイドラインの特にP36の「(3) 安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備」からP75の「(8) 原状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認まで」までを参考に、詳細な役割分担や対応時の動き、配置を明確にして行う。

また、逃走時や攻撃時などの様々なクマ等の反応を想定して、それぞれのパターンに応じた対応を決めておく。

(2) 都道府県に対する応援の要請

1) 基本的な考え方

市町村の職員数やノウハウの不足などにより、緊急銃猟を市町村職員のみでは十分に行うことができない場合が想定される。そのため、鳥獣保護管理法第34条の5に基づき、市町村長は、都道府県知事に対する応援の要請が可能となっている。

応援に従事する都道府県職員は市町村長の指揮のもとと行動するものとし、例えば安全確保措置を講ずる際の支援や指揮命令への技術的助言等を想定している。

○応援の具体例

- ・住民避難を呼びかける。また、その際に車を運転する
 - ・夜間（日出前及び日没後）の対応の際、危険鳥獣を照明器具で照らす
 - ・指揮命令を発する際に技術的助言を行う
- ※ 安全確保措置や緊急銃猟の実施に際して必要な人員や役割分担の詳細については、以降の各章の人員確保に係るページも参照すること。

また、当該規定に基づき都道府県による応援を受けた市町村は、応援に要した費用を負担することとなっている。具体例は以下のとおり。

○応援のために要した費用の具体例

- ・職員等の応援に要した交通費
- ・食料費
- ・応援のために提供した資機材等物品の費用及びその輸送費等

なお、当該規定に基づかずに、都道府県に対して任意的な応援を求めることを妨げるものではない。また、応援要請に係る手続は、電話やメール等の通常の連絡調整の方法により行うことが可能だが、本規定に基づく応援要請の場合には都道府県には応諾義務があるほか、市町村長は応援に要した費用を負担することとなっていることも踏まえ、連絡調整の際には、本規定に基づく応援要請であることを明確にすることで、任意的な応援と混同しないよう努める必要がある。

また、都道府県職員の派遣は、クマ等が出没した後に、短期間で行う想定であり、人事異動等の実施は想定していない。

2) 応援の手順

① ニーズ把握

クマ等の出沒後、P12「3 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備」の「1) 必要な役割の把握」やP14「2) 必要な人員の確保（市町村における役割分担の確認、権限委任）」を踏まえ、必要な役割に対し、市町村職員のみでは対応が困難である場合には、具体的にどのような人的資源のニーズがあるのかを市町村が明らかにする。人的資源のニーズとは、具体的には、派遣がなければ対応が困難な役割、派遣が必要な期間、派遣が必要な人数等を指す。この過程で市町村担当者と派遣されるべき都道府県職員との役割分担も明らかにする。この際、当該時点での状況だけで判断するのではなく、緊急銃猟の一連の対応の中で生じると想定される事態等（状況次第で通行制限の範囲が相当に大規模に拡大すると見込まれる場合等）も考慮する。

② 応援の要請

市町村において、人的資源のニーズを踏まえ、都道府県知事への応援の要請が決定されたら、実際に応援の要請の実施を含め、都道府県との調整を行う。この際、クマ等の出沒の状況や人的資源のニーズに加え、応援職員との役割分担や費用負担についても明らかにする。

調整に当たっては、市町村で直接的に緊急銃猟の対応にあたる職員とは別に職員を確保し、当該職員を以降の都道府県との調整や派遣される都道府県職員への受入支援の担当者とするのが望ましい。同様に、都道府県においても、派遣する都道府県職員とは別に職員を確保し、当該職員を以降の市町村との調整や派遣する職員の支援の担当者とするのが望ましい。

※ 市町村、都道府県の調整担当者は、平時に行う対応体制の確保の段階で指定しておくとともに、必要に応じ、調整方法等についても明らかにしておくことが望ましい。なお、災害対策法においても応援に係る制度が設けられているところ、災害対策法の応援については、事前に関係機関と調整の上で、市町村の計画において応援派遣の詳細を明らかにすることが推奨されている。

③ 応援職員の移動

都道府県において、派遣する職員が決定されたら、到着予定日時や交通手段、緊急連絡先等が都道府県と市町村の間で共有されることが望ましい。また、支援担当職員は派遣職員に対し状況や派遣の詳細の説明、派遣の準備の促進を行うとともに、移動手段の確保を行う。

市町村においては、応援の受入れに当たり配慮すべき事項（市町村側で担当する場合には必要な資機材等の準備、宿泊を要する場合には宿泊場所のあっせん等）について対応を進める。

④ 応援業務の開始・状況把握

応援職員が市町村に到着してからは、市町村の受入担当職員は応援職員の状況を把握するよう努め、都道府県の応援支援担当職員に状況を共有する。

⑤ 撤収後の精算

応援が終了したら、応援のために要した費用について②で調整した分担に基づき精算し、市町村は都道府県に支払いを行う。

(3) 安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備

ここでは、緊急銃猟を実施する際に必要となる、安全を確保する際の手順について記載する。具体的な流れは図7のとおり。

図7 安全確保措置の流れ

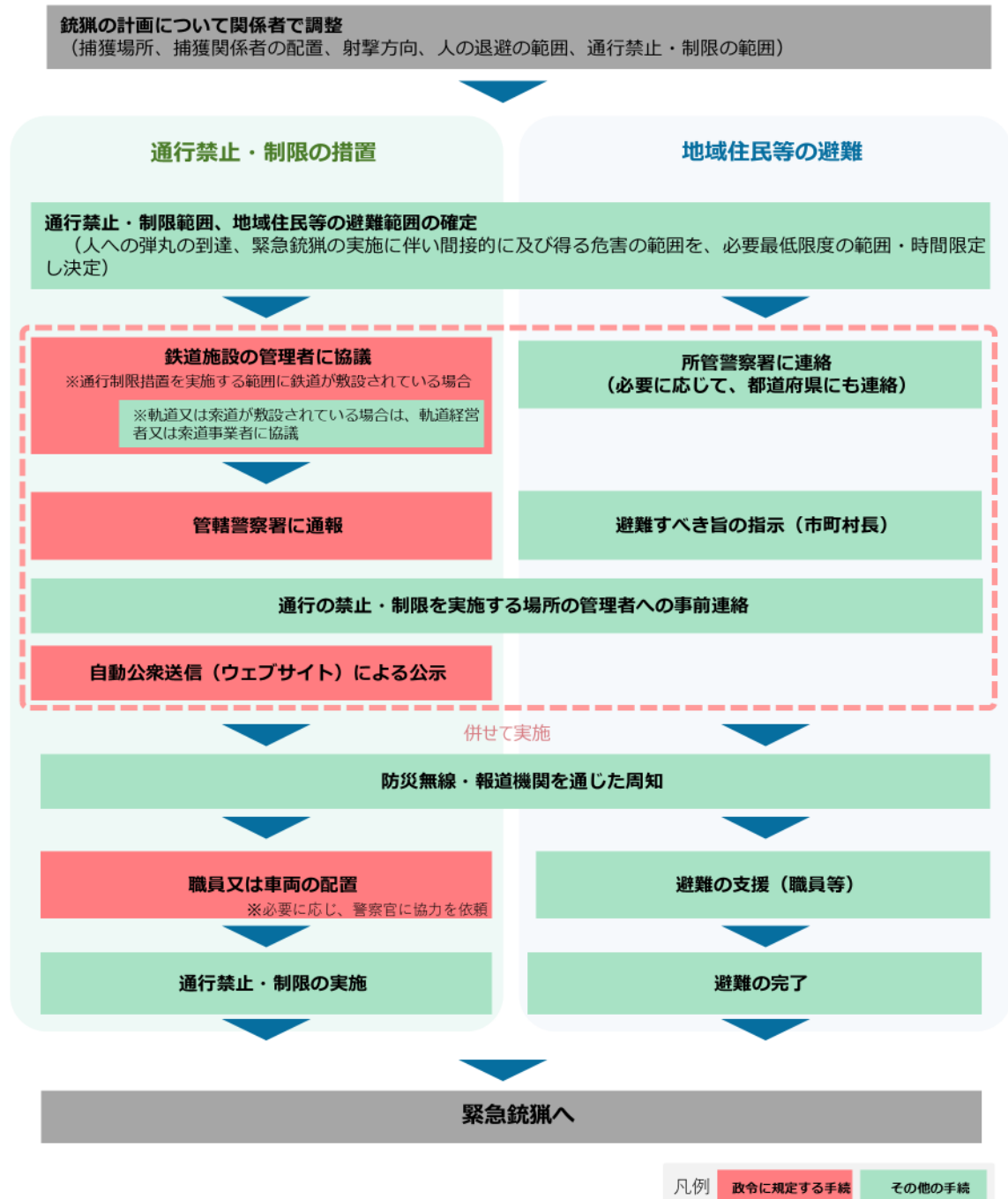
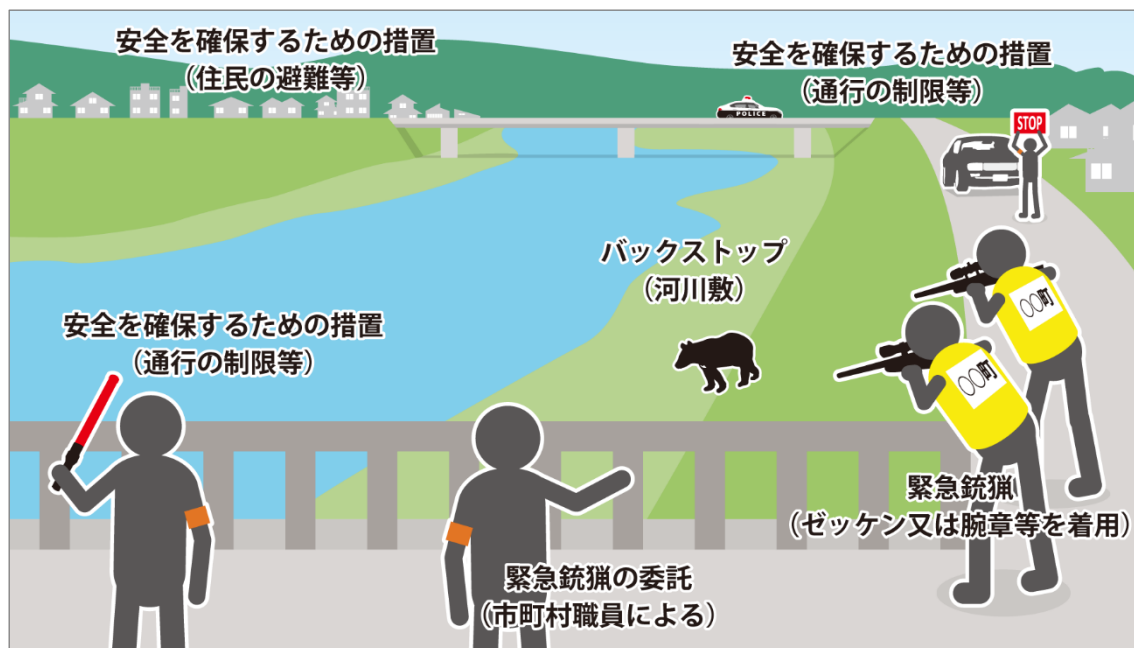


図8 安全確保措置が実施されているイメージ



※ ゼッケンや腕章については P66「(5) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託、留意点の伝達」、P72「(6) 緊急銃猟のための土地の立入り等（土地の立入り、障害物の除去）」を参照。

1) 通行禁止・制限範囲、地域住民等の避難範囲の確定

① 必要な人員の確保、役割分担

安全確保措置を講じる場合には、通行制限を行う者から広報を行う者まで、複数の役割があり、役割に応じた一定数の人員が必要となる。表8を参考に、必要な体制を確保する。この際、平時から役割分担を整理していた場合にも、改めて役割分担を確認することが望ましい。

また、人員の確保等を行った時点で想定していたより通行禁止・制限範囲が広大だった場合等には、追加的に人員の動員を行う等の臨機応変的な対応も必要となる。

表8 緊急銃猟を実施する際の役割分担

※ 本表は表3を再掲した上で、特に通行禁止・制限措置に直接関係する役割を赤枠により強調したものの。

役割	想定される対応者	内容
① 捕獲者	捕獲の技術を有する者 (市町村職員又は委託を受けた市町村職員以外の者)	実際に緊急銃猟を実施する者(射手)。 命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名の射手がいることが好ましい。また、その場合は発砲の順番をあらかじめ決めておく。
② 捕獲者をサポートする者	捕獲の技術を有する者 (市町村職員又は市町村職員以外の者)	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
③ 緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者	市町村職員	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。また、射手とともに危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟を市町村職員に指示又は市町村以外の者に委託を行う。
④ 通行制限を行う者	市町村職員	道路等において、通行制限を行う。 ※ 2) 関係機関との調整・住民への周知も参照
⑤ 住民への避難を呼びかける者	市町村職員	付近の住民へ避難を呼びかける。 ※ ⑧広報を行う者と異なり、現場に臨場し、現場で住民への避難を呼びかける想定。
⑥ 緊急銃猟の様子を記録する者	市町村職員	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。 ※ ビデオカメラ等で撮影する場合については、捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合のみ、市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるよう実施。
⑦ 場所の管理者・地権者との調整を行う者	市町村職員	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者・地権者(土地の立入りを行う場合)と調整を行う。
⑧ 広報を行う者	市町村職員	HPでの広報や、広報車での呼びかけを行う。 ※ ④住民への避難をよびかける者と異なり、方法によっては、庁舎にいる職員により対応可能
⑨ 原状回復を行う者	市町村職員	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。

- ※ 各役割には必ず責任者(リーダー)を置き、内部での意思決定・対外的交渉を担う。
- ※ 都道府県知事に応援を要請する場合には、①と③以外の役割について応援を要請することとなる。また、上記の他に応援の受入れに係る調整を担当する市町村職員を確保することが望ましい。
- ※ 上記①～⑨について、すべてを別の担当が行う必要はなく、例えば⑥と⑦は兼ねる等、柔軟に対応する。

② 通行禁止・制限範囲の設定

通行禁止・制限範囲は次の要領により決定し、通行禁止・制限範囲の開始地点を明示するなどの政令に定める手続を実施することで設定する。なお、避難指示については P43 「③ 住民の避難」を参照のこと。

＜基本的な考え方＞

緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため、こうした危害が及びうる範囲に住民（周辺に住所を有する者に限らず、当該場所を通行している者も対象となる）が立ち入らないようにする。

ここでの「緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害」とは、緊急銃猟の実施に伴う直接的な危害、すなわち、

- ・人への弾丸の到達

が含まれるほか、緊急銃猟の実施に伴って間接的に及び得る危害、すなわち、

- ・弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害
- ・被弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによって人の生命身体に及ぶ危害

も含まれる。

通行禁止・制限範囲は、屋外、屋内、夜間（日出前及び日没後） かどうかや、その場所の状況（住居等の状況やバックストップの状況を含む）等により個別に判断することとなる。本ガイドラインでは以下の基本的な考え方の解説に加え、P80「5 事例」に複数の事例を紹介しているため、基本的な考え方を踏まえ、実際の状況に近い事例を参考として検討されたい。

なお、屋外において銃猟を行った際に、安全確保の措置がとられていたと考えられる事例として、

- ・銃猟実施場所から半径 200m の範囲を安全確保が必要なエリアとして扱った例
- ・夜間のみに出没するクマ等に対応するために、集落内の住民避難（家屋からの避難）をしたうえで銃猟を実施した例
- ・施設内にクマ等が侵入した際に、当該施設敷地内からの地域住民の退避を確認したうえで、銃猟を実施した例

などがある。いずれもバックストップや矢先の状況、跳弾の可能性、人家・人の配置（被害対象）の把握、周囲の地形、交通の状況等を総合的に勘案した上で安全確保措置が講じられている。

なお、緊急銃猟に伴う通行制限措置については市町村が行うところ、道路交通法に基づく交通規制権限を有する警察と緊密な連携を図ることとされたい。

＜通行禁止・制限範囲の立案者・設定者＞

現場指揮を担当する市町村職員が通行禁止・制限範囲を立案する。その際、実際に用いる銃器等の性能に係る情報、狩猟に係る知識や経験を有する捕獲者（連携して住民の避難等を行う警察官）の助言を踏まえて決定する。

通行禁止・制限範囲の設定は、鳥獣保護管理法第 34 条の 4 に基づき、市町村長が行う。（平時から現場指揮を担当する市町村職員に権限委任を行っておくことが推奨される）

設定にあたり、政令に基づく手続（関係機関との調整、広報等）実施する際には、現場指揮を担当する市町村職員が現場指揮等に注力できるよう、当該職員の指示のもと、他の職員と手分けして実施することが望ましい。（表 8 緊急銃猟を実施する際の役割分担 を参照）

＜通行禁止・制限範囲の中心点＞

対象となる危険鳥獣又は捕獲者（※）を中心とする。ただし、通行禁止・制限範囲の形状は円形である必要はなく、人に弾丸が到達しうる範囲等に応じて設定する。

※ 危険鳥獣を中心とする趣旨：危険鳥獣が暴れたり逸走したりする危険を排除するもの。

捕獲者を中心とする趣旨：銃猟に伴う危険を排除するもの。

対象となる危険鳥獣が大きく移動した場合には前提が変わるため、この通行禁止・制限範囲を検討し直す必要がある。そのため、危険鳥獣がどの程度移動した場合に前提が変わったと見なすかについても、この段階で想定しておくことが望ましい。

＜人に弾丸が到達しうる範囲の考え方＞

P54 の「（４）緊急銃猟に係る条件の確認」の「＜銃猟を行う際の観点＞」で銃弾の性質やバックストップからの跳弾等について解説しているため、参照されたい。その上で、通行禁止・制限措置については、用いる銃器や弾丸の種類や性質、バックストップの性質等を踏まえ、射線方向と跳弾とを区別して講じることとなる。

・射線方向

射線方向（発射した銃弾に直接被弾するおそれがある範囲）には、通行禁止・制限措置を必ず講じて、屋内外を含め人がいない状態とする。

※ 射撃の際には、危険鳥獣の動きに合わせて、矢先を多少左右上下に振ることが想定される。この際に危険が無いよう、緊急銃猟において射線とする範囲を予め捕獲関係者間で打ち合わせる。すなわち、通常、射線方向には幅を持たせることが想定される。一方で、必ずしも捕獲者の前方 180°全てに人がいない状態を作らなければならない訳ではない。

・ 跳弾

バックストップの性質によっては、発射した銃弾が跳弾となり射線方向から外れて周囲に飛ぶおそれがある。そのため、対象となる危険鳥獣又は射手を中心とした周囲に通行禁止・制限措置を講じる。射線方向には原則として人がいない状態とするが、跳弾の可能性がある範囲については、屋内退避等も許容される場合がある。

・ 有効射程距離、最大到達範囲等への考え方

緊急銃猟の実施の際には、角度等を工夫してバックストップに向かって発砲することになるため、発射地点からの最大到達範囲にまで銃弾が到達しうると想定することや、発射しない方向にまで発射する方向と同等の銃弾の到達のおそれがあると想定することは過度な対応となる。銃や弾の種類によっては、有効射程距離や最大到達範囲に係る数値の情報が入手できるものもあるが、かえって適切かつ現実的な通行禁止・制限範囲の決定ができず、迅速な緊急銃猟の実施に支障を来すため、過度な対応は避ける必要がある。

<弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害>

爆発等が生じるおそれがある場所で緊急銃猟を行う場合には、射線上から引火物や爆発物が外れるように措置するとともに、万が一に備え住民等へ危害が及ばないよう通行禁止・制限措置を講じる。もっとも、爆発等が生じるおそれがある中で、緊急銃猟により対処しなければならない状況は、非常に限定されと考えられる。

<被弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによって人の生命身体に危害が及ぶ範囲の考え方>

緊急銃猟によって確実に捕獲できるか等によって判断する。射手から危険鳥獣までの距離、視認性、風の強さ、捕獲者の技術的な見解や情報、経験等から判断することとなる。

着弾したがすぐに倒れず、手負い（半矢）状態となった危険鳥獣が逸走する方向や確実に逸走しない方向を予測することは困難であり、また、逸走する方向を人為的に誘導することは困難であることから、緊急銃猟によって確実に捕獲できる見込みが低い場合には、可能な限り広い範囲を「被弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによって人の生命身体に危害が及ぶ範囲」に該当すると想定することとなる。（緊急銃猟によって確実に捕獲できる見込が相対的に低い場合で、通行禁止・制限措置等の手段も含む安全確保が困難な場合には、緊急銃猟の条件である「銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない」を満たさないため、緊急銃猟を実施しないこと。）

＜住民の避難の可否＞

住民の避難（P43「③ 住民の避難」で詳述）を前提にして通行禁止・制限範囲を設定しても、実際には、クマ等がいる状況では区域外への避難ができず、屋内への退避をしようにも退避先が確保できない可能性も考えられるため、通行禁止・制限範囲の設定の段階で、住民の避難が到底不可能な計画を立案していないかについても考慮する必要がある。

＜状況別の留意点＞

屋外での緊急銃猟

屋外での緊急銃猟は、人への弾丸の到達だけでなく、被弾により興奮した危険鳥獣による加害の可能性を想定し、危険鳥獣が移動しうる範囲を想定した通行禁止・制限範囲の設定が必要となる。また、可能な限り危険鳥獣に刺激を与えないよう行動に留意することで不用な移動範囲の拡大を予防する（特にマスコミ等）。

基本的には、見通しが良く、常に危険鳥獣の位置が特定でき、安全確保ができる場面を除いて、その場に居続けて膠着状態となっている場面での銃猟が想定される。ただし、危険鳥獣が常に移動している状況においては安全確保が難しく、前提条件が整わないため銃猟は困難であり、安全確保が可能となる場所に移動するまで、待機し機会をうかがうことも想定する。

屋内での緊急銃猟

屋内での緊急銃猟は、危険鳥獣がいる建物を中心として、当該建物に捕獲関係者以外の人立ち入らないように通行禁止・制限範囲を決定し、逃走・反撃を想定して建物外部にて当該範囲を設定する必要がある。その際には、弾丸が建物外へと貫通することも想定して建物外部の隣接した場所も含めて通行禁止・制限範囲の決定を行う。

日没後・日出前における緊急銃猟

夜間（日出前及び日没後）における緊急銃猟においては、日中の緊急銃猟と同様の手段で通行禁止・制限措置を行うが、日中における手段に加えて、照明が必要となる。

＜夜間における緊急銃猟の考え方＞

鳥獣保護管理法第38条第1項では、日出前及び日没後における銃猟を禁止している。これは、捕獲等の対象をはっきりと判別することが困難であり、誤射等の危険性が高いことから、これを防止し、間接的に人の生命身体を保護することを目的としたものである。緊急銃猟については、当該規定の適用除外となっているが、規定の趣旨を踏まえれば、夜間における緊急銃猟は抑制的に運用することが望ましい。

加えて、仮に夜間に緊急銃猟を実施した場合で手負い状態等でのクマ等が人の日常生活圏に逸走した場合には、日中以上にクマ等の追跡が困難となることから、捕獲に失敗

した場合のリスクも増大することとなる。このため、夜間に緊急銃猟を実施する場合には、捕獲者には追加的な技能要件が設けられている上、市町村担当者においては、逸走した場合の周知等の対応方法について十分に検討する必要がある。

実際、夜間に緊急銃猟を行う場合とは、夜間にのみ繰り返し出現するクマ等で、わな（はこわなを想定）では捕獲できない場合を想定している。このような状況で実施する夜間での緊急銃猟までには、結果として一定の準備期間が生じることから、必要な技能要件を有する捕獲者の確保（※当該市町村内に該当する捕獲者がいない場合に、市町村外から確保するような対応を含む）や逸走した場合の対応方法の検討も可能となる。

なお、夜間における緊急銃猟であっても、建物※内で行う緊急銃猟については、一般に照明等が確保され、また、逸走のおそれが小さいことから、夜間の屋外での緊急銃猟ほど抑制的である必要はなく、捕獲者の要件についても、昼間と同等のものとしている。

※ 一般的な建物のことであり、例えば基礎や壁面のないビニールハウス等は、建物に含まれない可能性があることに留意する。

その他、電車や自動車との衝突等により昏睡状態のクマ等を夜間のうちに当該場所から移動する目的で、夜間における緊急銃猟の実施が検討される場合も考えられるが、一見、昏睡状態にみえるクマ等であっても、反撃や逸走のリスクがあることから、あえて夜間に緊急銃猟を実施するかについて総合的な検討が必要となる。

③住民の避難

通行禁止・制限範囲にいる者を外へ退避させ、通行禁止区域内に立ち入らないように呼びかける。

区域内にある建物内にいる者は、銃弾が当たらないようにするには、当該建物の外に出て、通行禁止区域の外に出ることが最も望ましいが、実際には、クマ等がいる状況で建物外に出て避難することは困難である場合も考えられる。そのような場合には、屋内避難をさせ、屋外に出ないように呼びかけた上で通行禁止・制限を開始する。

屋内避難の場合は、跳弾が窓に当たる等により、窓が割れ怪我をする可能性に備え、窓から離れるか、窓のない廊下に避難し、身を守る姿勢をとることが重要である。また、建物の壁の材質や厚さによっては、弾丸が貫通してくる可能性もあるため、この観点からも上記の対応が必要である。射線方向に家屋がある場合に関しては、建物から退避し、安全な場所へ避難することも検討する。

※ 病院や介護施設の利用者で移動ができず、窓の近くにいることがやむを得ない場合は、カーテンをしめ窓ガラスの飛散が当たらないように注意することが必要である。

＜通行禁止・制限措置に違反した場合の罰則について＞

法第 34 条の 4 に規定する安全を確保するための措置は、人に弾丸が到達するおそれ、人の生命又は身体に危害をおよぼすおそれを防止できていることを市町村長が客観的に確認できることを目的の一つとして措置するものであり、仮に安全確保措置に従わず、弾丸の到達圏内に侵入、滞在し続ける者がいる場合には、結果として緊急銃猟を的確かつ迅速に実施できない場合もある。

緊急銃猟は危険鳥獣による人の生命身体に対する危害を防止する目的で実施するものであり、これを故意に妨害しようとするなどし、的確かつ迅速に実施することができない場合には、危害が生ずるおそれがあることから、罰則により安全確保措置の実効性を担保する必要があるものとし、法第 34 条の 4 第 1 項の規定による通行の禁止又は制限に違反した者は、3 ヶ月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処される。

2) 通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡・住民への周知

鳥獣保護管理法施行令において通行の禁止・制限をしようとするときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署に通報を行わなければならないこととし、また、当該場所に鉄道が敷設されているときは、鳥獣保護管理法施行令第5条第2項に基づき、警察署への通報前にその施設を管理する者に協議をしなければならないこととしている。政令に規定されていない場合であっても、道路管理者など通行の禁止・制限により当該場所の管理が妨げられることとなる場所の管理者には、事前に通行の禁止・制限の実施について連絡するものとする。

なお、当該場所に軌道（路面電車等）又は索道（ロープウェイ・リフト等）が敷設されているときは、鉄道が敷設されているときと同様に、輸送の安全を確保するため、警察署への通報前に軌道経営者又は索道事業者と協議をすること。

また、当該場所が国指定鳥獣保護区である場合には、同様に環境省地方環境事務所等に連絡すること。

※なお、国指定鳥獣保護区において鳥獣保護管理法第9条に基づく捕獲を行う場合、環境省の許可を受ける必要があるが、緊急銃猟は、環境省の許可を受けずに実施できる。上記の連絡は、あくまで場所の管理者の観点から行う趣旨である。

また、鳥獣保護管理法施行令第5条第4項に基づき、適当な場所及び一般の供覧に資するように、下記の〈(参考) ホームページ又は SNS 等における周知文例〉を参考に、ウェブサイト（市町村ホームページ又は SNS 等）で通行制限を行う場所・期間・制限の内容を明示すること。

通行制限は、車両（職員等が臨場する際に乗用していた車両等）又は職員等を道路上に配置して行う。配置をする際には、必要に応じて警察官と現地等で調整の上、通行がないことを確認したうえで配置を行う。

退避者、第三者、マスコミ等が、通行制限区域の範囲内に入らないよう、広報車や防災無線、防災メール等の周知ツールを使用し呼びかけを行う。また通行制限が行われている旨を自治体ホームページへの掲載等により周知を行う。

〈(参考)〉ホームページ又は SNS 等における周知文例

「令和〇年〇月〇日（〇）〇時頃より、〇〇町の〇〇交差点の周囲において、出没したクマの捕獲等のため、通行制限を行います。クマ及び銃猟による危険があるため、近づかないよう、お願いいたします。」（92字）

- ※ 市町村のホームページ等への掲載ではなく、市町村の防災メールの送付や X（旧 Twitter）のポスト（コメント投稿機能）による情報の発信などの比較的簡易な方法によることも可能。
- ※ 周知の内容は、通行制限を行う場所付近の住民に加え、これから当該地に接近しうる住民に向けた内容となるよう努める。また、通行制限を行う場所を具体的に明示できる内容であれば、文字のみによる周知も可能だが、地図等を添付する等により、少しでも具体的かつ詳細な内容であることが望ましい。（もっとも、通行制限に係る周知は、ホームページへの掲載等だけでなく、広報車や防災無線等、通行制限を行う場所付近で音声等によって近隣にいる住民に対し直接行われる周知と併せて行われることとなる。）

＜道路法における道路占用許可との関係について＞

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条では「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。」と規定されている。一方で、鳥獣保護管理法に基づく通行禁止・制限の措置は、緊急銃猟を迅速に行うことを目的とするものであるため、道路法に基づく道路占用許可を要する仮設工作物等の設置を必須としておらず、職員あるいは車両を配置することにより通行禁止・制限がされた場所とそうではない場所を区分して緊急銃猟を実施できることとしている。なお、例えば三角コーンの設置など、道路法上の工作物等と見なされるものを道路に配置して、鳥獣保護管理法に基づく通行禁止・制限措置を実施する場合においては、工作物等の設置について道路管理者の許可を受けなければならない。この場合、道路占用許可が出るまでに時間を要する可能性があるため、事前に道路管理者及び警察と通行制限の方法を調整しておくことが推奨される。また、道路法に基づく道路占用許可の要否に関わらず、鳥獣保護管理法に基づく通行禁止・制限を行う際は、円滑な実施のため、道路管理者へ連絡する必要がある。

＜道路交通法第 76 条第 4 項第 4 号との関係＞

道路交通法第 76 条第 4 項第 4 号は、「石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること」を禁止している。

この点、道路外への発砲をはじめ、道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれがない場合の発砲は道路交通法第 76 条第 4 項第 4 号に抵触しないと解される。一方、道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれがないとは必ずしも言えない状況下での発砲であっても、今回の鳥獣保護管理法の改正により、緊急銃猟は法令に基づく行為として明確に規定されたことから、緊急銃猟として発砲する行為は、刑法第 8 条及び第 35 条により、正当行為として、道路交通法第 76 条第 4 項第 4 号に係る違法性は阻却され得るものと解される。

【参考】刑法（明治 40 年法律第 45 号）（抄）

（他の法令の罪に対する適用）

第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

（正当行為）

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

3) 捕獲関係者の配置・安全確保

捕獲関係者等の安全が確保されるよう、必要な措置を講じる。具体的には次のとおり。

① 対象となる危険鳥獣との距離

対象鳥獣との必要な距離及び回避場所を確保する。危険鳥獣との距離を確保することは、対象動物を必要以上に興奮させないためにも重要であり、そのことが捕獲関係者等の安全にもつながる。特に、クマの場合には、一見動きを見せない場合（建物等にうずくまっている状況、銃猟後や麻酔投薬後を想定）であっても、その後急に動き出すおそれがあることに注意する。

② 捕獲者付近への配置

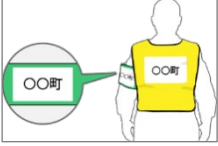
誤射や跳弾により誤って弾丸が捕獲関係者等に到達するリスクを低減するため、銃猟を実施する付近への人員の配置については、必要最少限とする。ただし、手負いとなった危険鳥獣が市街地を走るといった事態を避けるため、複数の捕獲者を異なる場所に配置して、予測される動きに対し、確実にバイタル・エリア（急所）に銃弾を到達させるよう考慮することが重要となる場合があり、その際は射撃の順番も含め、事前に捕獲者間でそのプランを共有しておくこと。

③ 捕獲関係者の装備

ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、連絡手段等の装備を配備するよう努めること。連絡手段等については、捕獲関係者等間で必要な情報共有を行うため、無線機を配備する。装備は状況把握の下見や訓練においても徹底して行う。建物内で発砲する際は特に跳弾のリスクが想定されることから、盾の装備を行う。

また、屋外で夜間（日出前及び日没後）の場合や、暗い建物の中の場合は照明を用意すること。

表9 備品リスト（例）再掲

備品の種類	説明
ヘルメット	頭部をクマ等の攻撃から防御 
盾	クマ等の攻撃を回避 建物内で発砲する際は特に跳弾のリスク回避 
クマ撃退スプレー	クマ等が向かってきた際に噴射 
プロテクター	四肢や体幹をクマ等の攻撃から防御 
無線機（デジタル簡易無線）	現地での連絡調整に使用 ※ イベント等に使用するトランシーバーで代用することもあり得る。
緊急銃猟を行う捕獲者の証票	自治体名の記載がある腕章・ゼッケン等 ※ 土地の立入り等の際の証票と見分けがつくようにしておく。 P69 参照 ※ 法令上必要であるため用意は必須 
緊急銃猟のための土地の立入り等の証票	P72 参照 ※ 法令上必要であるため用意は必須
自治体が作成する対応マニュアル	P10 参照
自治体が作成する関係者リスト・連絡網	P17 参照
本ガイドライン	
緊急銃猟時の確認チェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト形式にしたもの。市町村が緊急銃猟の実施可否を判断する際に用いる。 P63 参照 ※ 基本的に本ガイドラインに示すリストを用いる想定
緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟を実施する者の要件に加え、必要に応じ市町村の判断により任意で捕獲者に確認する事項をチェックリスト形式にしたもの。 P68 参照 ※ 本ガイドラインに示すリストに、必要に応じ内容を追加したものを想定
車両	移動のほか、通行制限の開始地点を明示するため使用。 P45 参照
トラック	緊急銃猟を実施する際に停車したトラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体を搬出のために必要。 P56 参照

土嚢	バックストップを補強等する場合に必要。P58 参照
照明器具等	夜間に緊急銃猟を実施する場合に必要。P62 参照
原状回復に必要な道具類	ブルーシートや清掃用具等の必要な道具類
ビデオカメラ等	緊急銃猟の様子を撮影して記録 ※ 捕獲者が希望した場合等、捕獲者が了承を得ている場合のみ、市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるように実施。

※ 本リストに掲載する備品は一例であり、一つでも欠ければ緊急銃猟が実施できない訳ではない。

④ 捕獲関係者による捕獲者のサポート

現場では、銃器を使用する者が対象鳥獣の捕獲に集中できるよう、都道府県、市町村がサポートする。

人の日常生活圏では予測困難な事態が発生するが多いため、都道府県、市町村、捕獲者が連携して、現場対応にあたり、状況判断と対応方針を協議し、関係法令の違反が生じないようにする。

⑤ 対象鳥獣を見失った場合の対応方法の検討

対象鳥獣を見失った場合には、速やかに地域住民への周知を徹底する。クマ等への刺激になる可能性もあるが、市町村等の広報車やパトカーで注意喚起することで人の安全を確保することも重要である。探索犬等を使う、大人数での搜索、ドローンで搜索する体制を整える、といった見失った場合の対応を考えておくことも重要である。

探す際の手段は状況によって異なるが、以下のような対応が想定される。

- ・広範囲の場合は、車両により、役所への通報情報等をリアルタイムで共有しながら探索する。探索中に次の通報が入り、その情報から次にクマ等が行きそうな場所を推測しながら移動する。
- ・歩いて探索した方が足跡や糞などの痕跡を確認しやすいため、クマ等の移動した方向を見極めるには、歩きでの探索が適している場合もある。一方、歩きでの探索を行う場合には、飛び出したクマ等に襲われる恐れも生じることを認識した上で、複数人により行うとともに、必要な装備（クマ撃退スプレーやヘルメット等）を万全にして行う。
- ・ドローンは接近しての確認が困難な状況や室内の物陰を確認するのに有効だが、やぶの中に隠れた場合など発見が困難な場合がある。また熱赤外線センサー搭載の機種が有効である。ただし、航空法による飛行範囲の規制に注意が必要であり、事前に確認しておくこと。

⑥ 手負い個体への対応の準備

特に屋外の場合、銃弾 1 発で仕留められず、手負い状態になって逸走してしまう場合については、人の日常生活圏での対応であることを鑑み、事前に十分そのリスクを回避する準備

備が必要である。住民等の安全確保や捕獲関係者の安全確保は当然ながら、射手は複数人準備しておくことが望ましい。

手負いになった危険鳥獣は、最終確認地点、移動方向、被弾の状況といった当該個体の状況をできる限り把握し、損傷の程度などの情報を捕獲関係者間で共有する。追い詰められた場合が最も危険なので、地域住民への注意喚起とともに複数で慎重に追跡を行う。損傷が大きい個体の場合は特に物陰等に身を潜める場合があるので追跡の際は特に注意をする。

4) 安全確保措置の留意点のまとめ

緊急銃猟を実施する場所は屋外だけでなく、屋内で行う場合もあり得るほか、夜間（日出前及び日没後）に実施することもあり得る。これまでの説明を踏まえ、状況ごとに留意すべき点を以下にまとめた。

表 10 安全確保措置の状況ごとの留意点

条件	考慮すべき点
屋外の場合	・バックストップの確保 ・跳弾が到達する可能性、危険鳥獣が興奮して移動する可能性を考慮した通行禁止・制限範囲の設定 ・住宅が近くにある場合は、屋内退避し窓から離れてもらう等の呼びかけを行う。 ・射線方向にやむを得ず家屋があることが避けられない場合については、弾丸の到達の可能性を考慮し、住居等の安全な場所への避難を検討する。なお、屋外避難する際には安全性を確保するため、車等を利用し、また常に危険鳥獣の動向に関する情報に留意する。 ・夜間の場合は、危険鳥獣が逸走する可能性を特に考慮し、住民の退避措置や注意喚起を厳重に行う。また、照明器具を用いて、捕獲者の視界を確保する。 ・射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う
屋内の場合	・バックストップとなり得る壁の材質の確認 ・住民等に敷地外への退避と通行制限の実施 (弾丸が対象危険鳥獣を貫通することが想定される場合は、それぞれの威力（貫通力）を考慮して、建物の背後の確認を行う。 ・屋内の発砲は特に跳弾のリスクが高いため、盾等を装備する ・暗い室内の場合は、照明を携帯する ・射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う

(4) 緊急銃猟に係る条件の確認

緊急銃猟が可能な状況とは以降の①から④の条件をすべて満たす場合である。緊急銃猟に係る4つの条件について、順に解説する。

① 人の日常生活圏への侵入

危険鳥獣が人の日常生活の用に供されている場所又は乗物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを確認する。

・人の日常生活の用に供されている場所

人の日常生活の用に供されている場所は、例えば、

住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地等が含まれる。

※ 登山道のような、生計を立てるなどする過程で通行する必然性のない場所は、人の日常生活の用に供されている場所に含まない。

・人の日常生活の用に供されている乗物

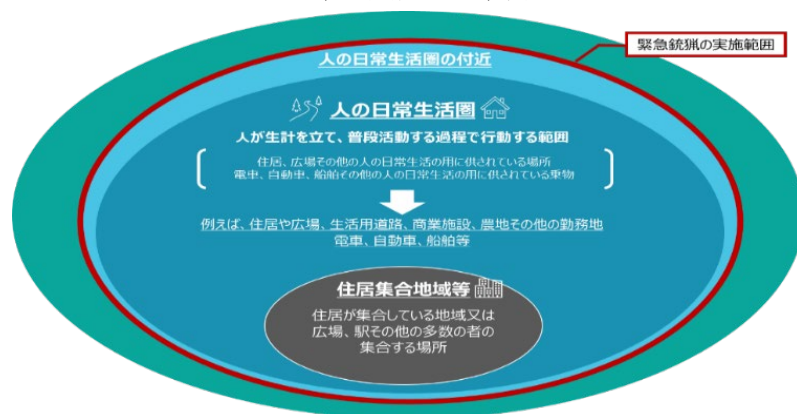
人の日常生活の用に供されている乗物は、例えば

電車、自動車、船舶等が含まれる。

・侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと

人の日常生活の用に供されている場所又は乗物に危険鳥獣が侵入していることだけでなく、そのごく近傍の場所に、興奮し、又は人の日常生活圏付近への侵入を繰り返してきたと考えられる個体がいるなど、人の日常生活圏付近への侵入の蓋然性が大きい場合も、緊急銃猟によって対処することができる。一方、単に山野にいる危険鳥獣を「いつか人の日常生活圏に侵入するおそれがある」と解釈し、緊急銃猟によって捕獲することはできない。

図9 緊急銃猟の実施範囲



② 人への危害を防止する措置が緊急に必要

危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があることがあることを確認する。

危険鳥獣は、法第2条第6項において定義するとおり、人の日常生活圏に侵入した場合には人の生命身体に危害を生ずるおそれが大きいため、基本的には「人への危害を防止する措置が緊急に必要」の条件に該当することとなると考えられる。

なお、緊急銃猟をする必要があるとまではいえない例としては、例えば追い払い等により、現に人の生活圏の外に危険鳥獣が逃走しようとしており、当該個体の状態から見て、当該個体が再度侵入するおそれが十分に低いと考えられるような場合等が想定される。

③ 銃猟以外の方法では困難

銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であることを確認する。

銃猟以外の方法で危険鳥獣を捕獲する方法としては、状況に応じてはこわななどの使用が考えられるが、いずれも危険鳥獣を迅速に捕獲することには適しておらず、基本的には「銃猟以外の方法では困難」の条件に該当することとなると考えられる。

なお、銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に捕獲等を行うことができる場合の例としては以下が想定される。

- ・危険鳥獣であっても幼獣（※）であって、網等を用いることによって作業者の危険を伴わず、かつ速やかに捕獲等を行うことができる場合

※ 一律に幼獣といっても大きさによって危険性が異なることに留意する。クマの場合、当歳仔（その年生まれ）の秋頃までは網等でも対応可能であるが、10キロを超える冬頃には人間が上に乗っても四つ足で立ち上がるほどの力があるため、幼獣といってもリスクが高い。一方、イノシシの幼獣については、銃猟以外の方法でも対応できるものと考えられる。

④ 銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない

銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないことを確認する。

銃猟をすることによって人の生命身体に危害が及ぶ場合には、人の生命身体に対する危害の防止という緊急銃猟の趣旨と矛盾する結果を生ずることとなるため、銃猟は許容されない。

なお、銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがある場合としては以下が想定される。

- ・ 人が弾丸の発射地点からバックストップまでの間にいるなど、人に弾丸の到達するおそれがある場合
- ・ 引火物や爆発物が弾丸の到達するおそれのある範囲にあるなど、銃猟によって火災や爆発が生じて人に危害が及ぶおそれがある場合
- ・ 弾丸によって負傷した危険鳥獣が絶命するまでに人を攻撃するおそれがある場合

銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれを排除するための観点は以下のとおり。

<銃猟を行う際の観点>

観点1 銃・弾丸の種類

観点2 バックストップと跳弾

観点3 その他の留意事項の確認

観点4 視界の確保が困難な場合の注意点

次ページ以降に各観点の詳細を記載する。

〈銃猟を行う際の観点〉 観点 1 銃・実包等の種類

銃器や銃弾の種類ごとの主な特徴は下表のとおりである。緊急銃猟を行う捕獲者が現に所有している銃と実包等しか緊急銃猟に用いることはできないため、捕獲者が適切な銃及び実包等を選択する必要がある。市町村が銃と実包等の基本的な特性を把握し、危険鳥獣、バックストップ、危険物、使用する実包等及び人の位置関係を踏まえて緊急銃猟の実施可否を判断する必要がある。なお、本表に記載した事項はあくまで参考情報として掲載するものであり、実際に用いる銃器の性能や特徴は必ずしも下表と一致するとは限らない。そのため、実際に緊急銃猟に用いる銃器について銃猟実施者に確認をしたうえで、銃猟の計画を検討することが好ましい。

表 11 銃器の特徴

銃器の種類		実包等	特徴	最大有効射程距離※1	銃器の適性
装 薬 銃	ライフル銃 （特定ライフル銃を除く。）	ライフル弾	銃腔長の 1/5 以上の長さのライフルリングがある単一の弾丸を発射する銃器	約 300m	安全な安土が確保でき、比較的遠距離の場合はスコープ付のライフルが有効。 跳弾や貫通による事故が生じやすい屋内での使用は慎重に検討する必要がある。
	特定ライフル銃	サボットスラッグ弾	銃腔長の 1/5 以上 1/2 以下の長さのライフルリングがあるもので、主にサボットスラッグ弾を発射する銃器。	約 150～200m ※ 2	建物内や見通しの悪い場所での捕獲では、特に対象との距離が近い場合は、スコープのない照星・照門付きの銃が取り回し良く適している場合がある。
	散弾銃	スラッグ弾	ライフルリングの無い、主として粒状の散弾やスラッグ弾（単弾）を発射する銃器	約 100m ※ 12 番の場合	建物内や見通しの悪い場所での捕獲では、特に対象との距離が近い場合は、スコープのない照星・照門付きの銃が取り回し良く適している場合がある。
		散弾		約 40～50m	ライフル銃と比べて貫通力は低いが、着弾範囲が広く、動いている対象を狙うのに適している。硬質の材のある建物内では跳弾のおそれ大きい。 また、ライフル銃と比べて近距離で発射する必要があるが、安全管理が難しいが、一部の地域ではツキノワグマの捕獲にバックショット（大粒散弾）を用いている事例もある。
空気銃		空気銃弾	圧縮空気等を使用して単体の弾丸を発射する銃器。	30m ※ 3	有効射程距離や威力が小さいことから、フリーレンジでの（自由に行動できる状態の）危険鳥獣の銃猟に用いることはできない。威力の大きいプレチャージ式はイノシシの止めさしに使用することがある。
麻醉銃 ※ 空気圧によるもの（空気銃）と火薬によるもの（装薬銃）がある。		投薬器	ガス圧や火薬で投薬器を発射し、対象に麻醉を注射する。	数m～十数m	対象鳥獣が衰弱して動かない、拘束されている、人と対象鳥獣との間が隔離できるなどの場合、麻醉銃が安全に使用できる。 特に、建物内及び建物内から外に向かって行う麻醉銃猟については、貫通力や射程の短さが利点になり得る。

【参考文献】一般社団法人大日本猟友会. 2025. 狩猟読本. p167

- ※1 最大有効射程距離は対象を捕獲できる最大距離のことであり、実際の緊急銃猟時においては、最大有効射程距離よりも近距離で実施することが想定される。
- ※2 サボットスラッグ弾については、本表のスラッグ弾の値を 1.5～2 倍して計算。
- ※3 威力の大きいプリチャージ式空気銃の場合は、本表より数倍程度大きくなる可能性がある。

表 12 実包等の材質

実包等の材質	特徴（鉛-非鉛製実包等の比較）	注意点
鉛	比重が大きく、柔らかい。 到達距離が大きく、貫通しにくい。 跳弾が生じにくい。	比重が大きく、最大到達距離が大きい。 跳弾しにくいことが利点となる。
非鉛 銅、鉄など	比重が小さく、固い。 到達距離が小さく、貫通力が大きい。 跳弾が生じやすい。	硬質であるため貫通力が大きく、生物の体内や壁等を貫通しやすい。 跳弾が生じやすい。

- ※ 弾丸の材質のほか、弾丸の形状や用いている火薬量によって、弾道が異なることから、銃器の仕様（スコープの有無や調整等）や実包等の種類は、捕獲者の日常の使用に適合されているのが普通である。このため、緊急銃猟の直前に銃器の仕様等を変更・調整することは現実的ではない。むしろ、市町村担当者は、緊急銃猟を委託可能な者の所持する銃器や実包等の特性を把握したうえで、銃猟を委託することができるか判断することが必要である。
- ※ 鉛弾は鳥類の鉛中毒の原因となる可能性があるため、使用する場合は、環境中に逸出しないよう特に留意する。なお、指定猟法禁止区域内における鉛銃弾等の指定猟法による鳥獣の捕獲等は、緊急銃猟をする場合については適用除外となっている。

〈銃猟を行う際の観点〉 観点2 バックストップ（安土）と跳弾

【共通事項】

芝生、畑等の土、グラウンドのような柔らかいものでできた地形をバックストップとする。竹、金属面、岩石、コンクリート等の硬質の材や水面は跳弾のおそれが大きいため避けるべきである。

跳弾のリスクを低減するため、バックストップと弾丸が衝突する角度を可能な限り 90 度に近づける。このため、平地などバックストップに該当するような斜面がない場所で発砲する場合は、やわらかな地面をバックストップとして活用するため、トラック等の荷台や高い建物といった場所から、角度を付けた撃ち下ろしとすることを基本とする。

ただし、例えば山野の急斜面などバックストップが地面と垂直に近い場合は、地面と水平に近い角度で発射することが望ましい。

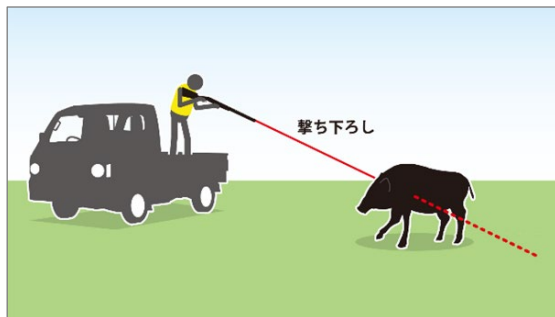


図10 屋外におけるバックストップの例1

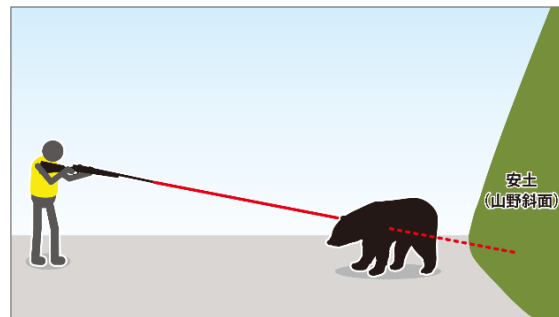


図11 屋外におけるバックストップの例2

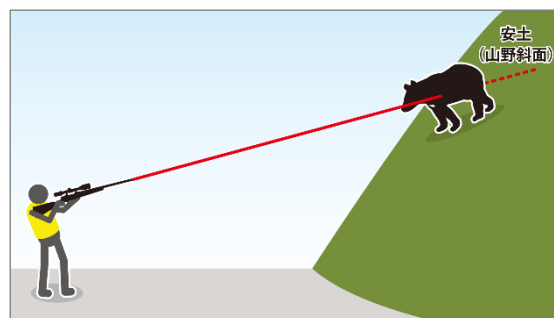


図12 屋外におけるバックストップの例3

【屋外】

- ・芝生、畑等の土、グラウンドのような柔らかいものでできた地形をバックストップとする。竹、金属面、岩石、コンクリート等の硬質の材や水面は跳弾のおそれが大きいため避けるべき。
- ※ 草丈の高い土地をバックストップにする場合、万が一に草の陰に人がいることがないよう、十分な安全確保を行った上で、通常以上に矢先の安全確認に十分注意する。

【屋内】

- ・屋内では、弾丸が止まる堅い材質のもの（例：壁面等）をバックストップにする。壁・弾丸がバックストップを貫通するおそれがある場合は、貫通することを想定して、貫通した先に土のような柔らかいものがバックストップとして機能するよう、射線を管理する。
- ・コンクリート壁等の硬質の材は弾丸が到達することで跳弾が発生するおそれがあるが、その硬質の材に十分な厚みがある場合は、弾丸が貫通するおそれが低いと考えることができる。この場合でも、壁面のうち窓などの硬質でない箇所を銃弾が貫通しないよう、注意する必要がある。
- ・盾やバリケードを用いる等して、捕獲関係者等に跳弾や破片等が到達することがないように留意する。
- ・コンクリートブロック程度の材であればライフル弾は貫通する可能性があることに留意し、必要に応じて貫通した先の安全の確保やバックストップの確認を行う。貫通するおそれがある場合、貫通した場合の射線上のバックストップに対して、十分な入射角を確保して発射する。



図 13 屋内におけるバックストップの例（ドアの隙間から発砲）

【はこわなの止めさし】

- ・格子状のはこわなの場合、芝生、畑等の土のような柔らかいものでできた地形をバックストップとする。はこわなの設置時には止めさしの方法を事前に検討し、バックストップの位置にも留意して配置する。
- ・ドラム缶等の閉鎖的なはこわなの場合、跳弾のおそれがあるため、電流、ナイフ等を用いた止めさしを検討する。ただし、クマについては、電流やナイフ等を用いる方法では安全に行うことができない場合が多いことから、麻酔銃や吹き矢を用いた麻酔により不動化した後に処置することが考えられる。
- ・土のうを積んでバックストップとすることも可能であるが、準備に時間を要するデメリットがある。はこわなの設置時に事前に配置することが望ましいが、クマ等の警戒心を煽り、はこわなに入らない可能性もあるため、総合的な判断が必要となる。跳弾を発生するおそれのある硬質の材が土のうに含まれないよう注意すること。
- ・銃口は、はこわなに差し込まず、かつ離さずに構え、はこわなの格子の隙間からバックストップに向けて、弾丸を発射する。はこわなから銃口を離して発射すると跳弾のリスクがある一方、銃口をはこわなに差し込むと危険鳥獣によって銃がはたかれるなどする予期しない事態が発生するリスクがある。



図 14 止めさしにおける緊急銃猟の例

- ※ はこわなにかかったイノシシの止めさしは、基本的に通電や麻酔後の放血等によって行うこともできるが、クマについてはこうした方法を安全に行うことができない場合が多いことから、銃器による止めさしの必要性が指摘されている。状況に応じて実現可能な安全な方法を選択する必要がある。
- ※ 法改正により緊急銃猟制度が創設される以前には、建物にクマが侵入した場合には、入り口にはこわなを設置して、一度はこわなにクマを捕獲した上で、銃猟が可能な場所に運搬して銃器による止めさしが行われた例があった。しかし、運搬する際にクマ等が脱出するおそれやクマ等の爪等により捕獲関係者が生命・身体の危険にさらされている旨が指摘されている（「鳥獣保護管理法第 38 条に関する対応方針（令和 6 年 7 月、鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会作成。）」）。法改正後は、建物内のクマも

緊急銃猟により対応できるため、従来のように一度はこわなで捕獲せずとも対処できる場合が増加すると考えられるが、例えば、

- ・建物内にクマが侵入した場合で、建物内に爆発物がある場合や建物の構造等からクマが視認できない場合その他銃猟が選択できない場合において、まずは建物の入り口にはこわなを設置して、一度わなで捕獲した上で、銃による止めさしをする場合
- ・人の日常生活圏でシカやイノシシを対象としたわなにクマが錯誤捕獲された場合
- ・その他、人の日常生活圏に出現したクマについて、銃猟を実施できる人材が直ちに現場に向かえない状況で、一時的に設置したわなで捕獲できた場合 等

には、緊急銃猟の枠組みによりはこわなのクマ等を捕獲等することはあり得る。

一方、日常的に人の日常生活圏（農村等を想定）に出没するイノシシを捕獲する目的で、鳥獣保護管理法第9条の許可を受けてわな（はこわな、くくりわな）を設置して捕獲等しようとする場合、その止めさしの方法として緊急銃猟制度を用いることはできない。捕獲等が予測可能な状況であることから、捕獲等された後の対応について、わなの設置段階から計画することができるため、緊急に対処が必要とはならない。また、止めさしの方法についても、銃によらない方法を計画することが可能であったはずである。これらのことから、緊急銃猟の条件を満たさない。そもそも、捕獲後の処理に緊急銃猟制度を用いることを前提とした捕獲許可申請は、許可申請時点では緊急銃猟を実行可能な保証がないことから、緊急銃猟の実施以前に、鳥獣保護管理法第9条に基づく捕獲等許可が下りないものと考えられる。

なお、錯誤捕獲については「クマ類の出没対応マニュアル改定版（令和3年3月環境省作成）」P109において、次のとおり記載しており、錯誤捕獲自体が生じないよう努めることが推奨される。

錯誤捕獲を防止するための対策

錯誤捕獲は人身被害の発生リスクがあるとともに、錯誤捕獲された動物へ苦痛を与えることにもなり、錯誤捕獲が発生しないよう最大限の注意を払って捕獲を行う必要があります。

わなの設置場所周辺でクマ類の目撃や痕跡が確認された場合は、わなの稼働を中止するか、わなの撤去又は移設を検討してください。また、シカを対象とした捕獲の場合は、シカのみが誘引されやすいヘイキューブなどの粗飼料を誘引餌として使用してください。箱わなの上部にクマ脱出口を設けることを推奨している自治体もあります。ただし、人が箱わなに接近した際にクマ類が脱出口から出てくる可能性があるため注意が必要です。また、脱出口から出入りして餌付く可能性があるため、一度でも脱出が確認された場合はわなを移設するなどの対策が必要です。

【木に登ったクマの対処】

- ・クマが木に登ったまま膠着状態となることがある。
- ・その際、木に登ったクマを地上から射撃すると撃ち上げることになり、実弾を用いる場合は弾丸がクマを貫通した場合や外した場合に弾丸が遠距離に到達することになり、安全確保が困難で不測の事故が生じるおそれがある。このため、木に登ったままの状態のクマを緊急銃猟する場合は、①麻酔銃によって捕獲するか、②クマの位置より高い位置（例：近隣の住宅の3階など）から銃猟を行う。※跳弾を含め弾丸が人に到達しないように注意する。
- ・ドローンや花火等によって木からクマを下ろすことは、クマを刺激して逸走するおそれがあるため推奨されない。

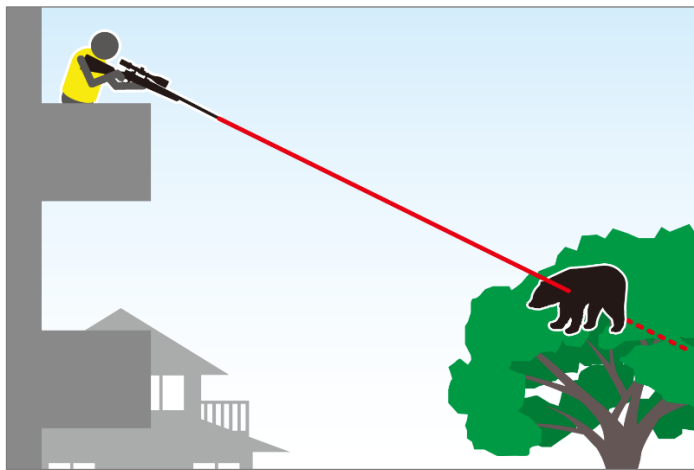


図 15 木の上にいるクマを銃猟する例

左上：高い位置からの銃猟

右上：麻酔銃猟

（この場合のバックストップは、射手とクマの延長に設けるのではなく、投薬器の軌道を考慮して地上に設定することが想定される。）

右：ドローンを用いて木から下ろした後の銃猟

（クマが興奮して逸走するおそれがあるため、基本的に推奨されない。）



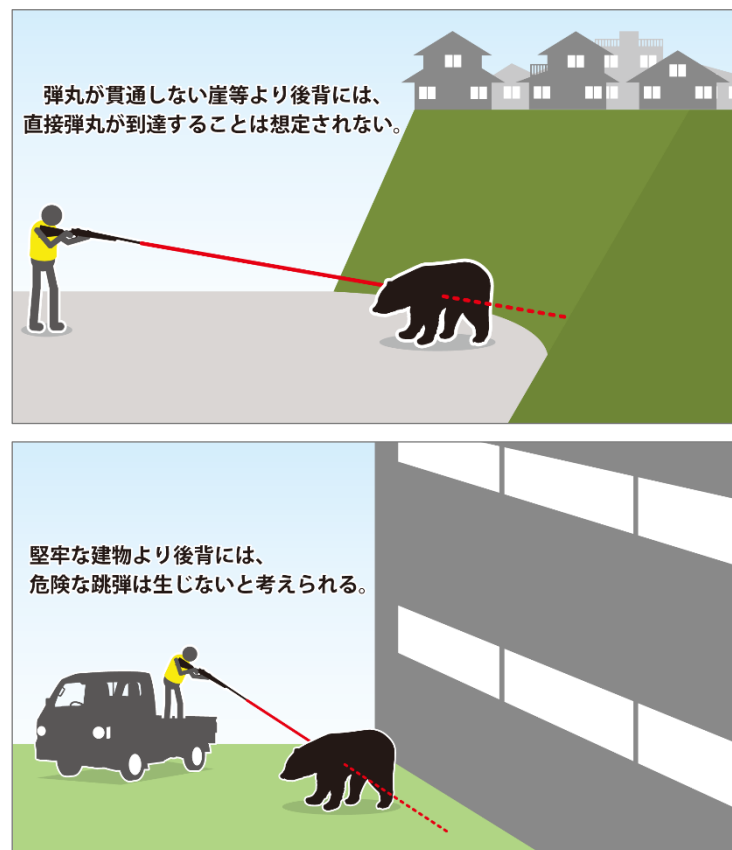
〈銃猟を行う際の観点〉 観点3 その他の留意事項の確認

【捕獲関係者等や危険物への注意】

弾丸が危険鳥獣を貫通し、又は危険鳥獣が移動して弾丸を回避した場合に、人がいる可能性のある場所や引火物・爆発物等の危険物に弾丸が到達しないよう、射線方向を限定する。具体的には、捕獲関係者等は事前に捕獲適地や周辺の通行制限等の範囲を把握し、その実施状況を随時情報共有した上で、安全な射線方向を認識する。民家の庭等の地面をバックストップにする場合、地面の下のカ管等についても考慮し、カ管等がある場合に通常設置される標識によって確認したり、土地所有者等にあらかじめ確認することが望ましい。

なお、弾丸が貫通しない崖等の急斜面や硬質の建物の壁面等の後背の建物には弾丸が到達しないものとして扱ってよいが、それらに当たって跳弾する可能性はあることから射手等は跳弾に対応する措置を講ずる必要がある。(図 16 参照)

図 16 弾丸の到達範囲と崖又は硬質な建物等との関係



・ 追跡に当たっての危険鳥獣の逸走への注意

危険鳥獣が万が一逸走した場合に備え、近接する山野など逸走しても問題のない方向があれば、そこへ追い込むよう、捕獲関係者の配置をする。ただし、興奮した危険鳥獣は予想が困難な行動をとり、特定の場所に誘導することは困難な場合があることに留意する。

〈銃猟を行う際の観点〉 観点4 視界の確保が困難な場合の注意点

【共通事項】

- ・夜間（日出前及び日没後）における緊急銃猟の基本的な考え方については、P 42 の「4 緊急銃猟の実施について」の〈夜間における緊急銃猟の考え方〉を参照のこと。
- ・夜間に野外で銃猟を行う場合は視界の確保が昼間と比較して困難であるため、正確な射撃には高度な技術を要し、危険鳥獣が逸走した場合の追跡が困難なことに留意が必要である。
- ・光量が不足している場合は照明器具を用いて、射手の視界を確保する。
- ・射手の后背から照明を照らすとスコープに反射して銃猟が困難となる。また前方だと射線上に近くなり危険なため、射手の横から照らす必要がある。

【屋外の場合】

- ・屋外では、夜間の緊急銃猟は原則行わない。ただし、夜間にしか出没しない危険鳥獣への対応等、緊急銃猟の機会が夜間に限定される場合は、この限りではない。
- ・夜間に捕獲する必要がある場合には、万が一に危険鳥獣が反撃や逸走した場合には、日中に比べて危険鳥獣を追跡することが困難であることから、人への危険が及ばないよう厳重に措置した上で実施する（P84「5. 事例」の「仮想例3」も参照のこと。）

【屋内の場合】

- ・屋内は、夜間のみならず日中でも建物の設備や構造によっては光量が不足する可能性がある。いずれにせよ視界の確保が困難な場合は照明器具等により適切な視界を確保する必要がある。特に夜間の場合は、危険鳥獣が屋外に逸走することがないように、屋内に危険鳥獣を確保した上で銃猟を実施する。

図 17 視界の確保が困難な場合の対応



表 13 緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の 2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。</u> 例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第 34 条の 2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難 (法第 34 条の 2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の 2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第 34 条の 4）	
	地域住民の避難は行われたか（法第 34 条の 4）	
	広報（HP や SNS、防災無線等）は行われたか（政令）	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか（政令） 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか（法第 34 条の 3）	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第 34 条の 2）	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

表 14 屋外の注意点まとめ

項目	注意点
銃・実包等の種類	危険鳥獣の状態や地形に応じた銃種が準備できているか。
バックストップと跳弾	十分な入射角で、硬質の材を含まない地面（芝生、田畑など）をバックストップにできるか。
その他の留意事項	捕獲関係者等の位置や行動を管理等し、射線に入らないようにできているか。 矢先に危険物がないよう、射線を管理できているか。
視界の確保が困難な場合	危険鳥獣が逸走した場合に人に危険が及ばないように厳重な安全確保ができているか。 危険鳥獣とバックストップがまんべんなく視認できるよう照明器具で十分な視界が確保できているか。

表 15 屋内の注意点まとめ

項目	注意点
銃・実包等の種類	使用する銃種の取り回しに問題はないか。
バックストップと跳弾	十分な入射角で、使用する銃・弾丸の貫通力に対して十分なバックストップを壁面等によって確保でき、又は壁面を貫通した先に十分なバックストップがあるか。
その他の留意事項	捕獲関係者等の位置や行動を管理等し、射線に入らないようにできているか。 矢先に危険物がないよう、射線を管理できているか。 捕獲関係者等に跳弾が及ばないよう、物陰や盾によって身を守ることができるか。
視界の確保が困難な場合	危険鳥獣が逸走した場合に人に危険が及ばないように厳重な安全確保ができているか。 危険鳥獣とバックストップがまんべんなく視認できるよう十分な照明が確保されているか。

表 16 はこわなの止めさしの注意点まとめ

項目	注意点
銃・実包等の種類	使用する銃種の取り回しに問題はないか。
バックストップと跳弾	十分な入射角で、使用する銃・弾丸の貫通力に対して十分なバックストップを壁面等によって確保でき、又は壁面を貫通した先に十分なバックストップがあるか。はこわなで跳弾しないよう、はこわなから銃口を離しすぎているか。
その他の留意事項	捕獲関係者等の位置や行動を管理等し、射線に入らないようにできているか。 矢先に危険物が無いよう、射線を管理できているか。 捕獲関係者等に跳弾が及ばないよう、物陰や盾によって身を守ることができるか。
視界の確保が困難な場合	危険鳥獣が逸走した場合に人に危険が及ばないように厳重な安全確保ができているか。 危険鳥獣とバックストップがまんべんなく視認できるよう十分な照明が確保されているか。

(5) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託、留意点の伝達

1) 考え方

鳥獣保護管理法第34条の2第1項において、緊急銃猟の実施主体は市町村長としており、同条第2項において、その職員に緊急銃猟を実施させることができることとしている。

緊急銃猟を安全に実施するためには、銃器を所持し、銃猟について高度な技能を有する者が必要となるが、そのような要件を満たす職員は少数であると想定される。職員のみで人の日常生活圏に侵入した危険鳥獣の銃猟をすることは実態上困難であり、実際には、銃猟の実施を市町村職員以外の者に委託※することが現実的に想定される。

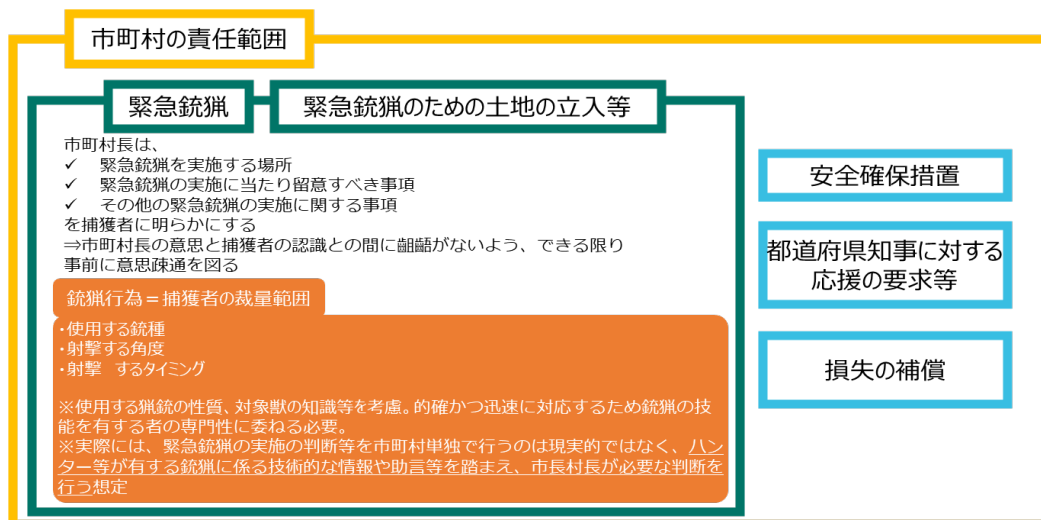
このため、鳥獣保護管理法第34条の2第2項においては、緊急銃猟を市町村職員以外の者に委託して実施させることができることとしている。

※ ここで言う「委託」とは、業務全体を民営化したものではなく、危険鳥獣の銃猟を行うことを決める主体、またそのための安全確保措置の主体は行政（市町村長）であり、「危険鳥獣の銃猟の実施」、すなわち銃器を使用する行為は、その実施としての性格に限定される。「危険鳥獣の銃猟」の最終的責任は、本来の権限者である市町村に存する。

緊急銃猟を行う捕獲者が、市町村長（実際には、平時に権限を委任された市町村職員を想定。P14「3 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備」の「2）必要な人員の確保（市町村における役割分担の確認、権限委任、捕獲者の確保」参照）の指示を受けた市町村職員か委託を受けた市町村職員以外の者であるかに関わらず、捕獲者には証票の携帯をさせるほか、留意事項を伝達する等の規定がある。

なお、緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託については、鳥獣保護管理法に基づく応諾義務はないため、指示又は委託を断ることは可能である。

図 18 市町村の責任範囲及び捕獲者の裁量範囲



2) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託

緊急銃猟を実施させる者の要件を満たしているかは、市町村長が緊急銃猟を実施させる者の要件の該当の有無を書面（一般的な誓約書で採用されているようなチェックシート形式を想定。チェックシートの例は表 17 を参照。）で確認を行う。書面には、緊急銃猟を実施させる者の署名を求めることとする。

緊急銃猟を実施させる者として要件を満たしているかは市町村長の責任により判断する。判断にあたり、要件への該当性に係る具体的な根拠資料等を確認するかは市町村長の裁量となる。

- ※ 平時より緊急銃猟を委託する者を特定し、要件への該当性を予め確認しておく場合には、十分な時間的猶予を持って根拠資料等を確認しておき、実際にクマ等の出没等があり委託等する際には、根拠資料等に変更がないことをその場で確認する運用は可能と考えられる。

表 17 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト例

※ チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目（麻醉銃猟をする場合は除く）)	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあつては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町村の判断により任意で記載する事項 (記載例)	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※ 必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※ 委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
月 日 名 前		

※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。（麻醉銃猟にあつ

ては、例えば、錯誤捕獲個体への麻酔銃猟の経験も含まれる。)

- ※ 同種の銃器とは、装薬銃、麻酔銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

3) 証票の受け渡し等の方法

緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、身分を明らかにするよう請求があるときは、これを提示しなければならない。証票（ゼッケンなどの外見上携帯していることが明らかなもの）を市町村長が捕獲者に渡し、着用させることで初めて緊急銃猟が実施可能となる。逆に、緊急銃猟を実施する判断や捕獲者への指示又は委託をする判断を行っていない段階（例：安全確保が完了していない段階）に証票を渡すことは、避ける必要がある。

また、証票は、緊急銃猟を実施する者の人数分必要となる。（確実な捕獲のため、第一矢が危険鳥獣に命中しない場合には直ちに第二矢を放つ体制を確保する場合は考えられるが、このような場合には、同時に2名に証票を渡すこととなる。）

なお、クマ等が移動した場合等で緊急銃猟の条件（P51「4 緊急銃猟の実施について」の「(4) 緊急銃猟に係る条件の確認」参照）を満たせずやりなおす場合には、証票を回収し再度緊急銃猟できる条件が整った際に改めて付与することが必要となる。

4) 留意点の伝達方法

緊急銃猟の実施にあつては、緊急銃猟を実施する場所に加え、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱（危険物や引火物を取り扱う工場や施設）に関する情報、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報や銃猟の対象となる危険鳥獣に関する情報等、緊急銃猟の条件が整わなくなった場合等（例：危険鳥獣の移動等）に緊急銃猟を中止する合図の方法（ジェスチャーやかけ声等）等を捕獲者に伝達する。

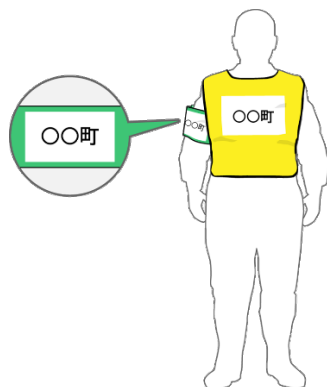


図 19 証票の例

- ※ 市町村名が分かれば、既存のゼッケンや腕章でも良い。

〈鳥獣保護管理法第 36 条（危険猟法の禁止）〉

麻酔銃を用いた緊急銃猟のため、劇薬、毒薬等（※）を使用する場合は法第 36 条の規制に抵触することから、法第 37 条の許可を事前に得る必要がある。

※ 「毒物及び劇物取締法」又は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する法律」によって毒物又は劇物として規定されているもの。

〈銃砲刀剣類所持等取締法〉

ア 第 3 条の 13（発砲の禁止）との整理

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 33 号。以下「銃刀法」という。）第 3 条の 13 において「何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物（以下この条において「道路等」という。）に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。」と規定している。緊急銃猟は、「次の各号」の第 3 条の 13 第 1 項第 5 号に規定する特定有害鳥獣駆除に該当することから、銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定により有害鳥獣駆除の用途に供するため銃等の所持許可を受けた者が、緊急銃猟の用途に供するため、当該許可に係る銃等を発射する場合には、第 3 条の 13 の適用は除外される。

イ 第 10 条各項（所持の態様についての制限）等との整理

- ・第 10 条第 1 項（銃砲等の携帯、運搬）及び第 10 条の 4 第 1 項（銃砲等及び実包等の保管）

第 10 条第 1 項では「第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。」と規定しており、第 10 条の 4 第 1 項では、「第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次条、第十条の八又は第十条の八の二の規定により保管の委託をする場合その他正当な理由がある場合を除き、許可に係る銃砲等を自ら保管しなければならない。」と規定しているところ、許可用途のために銃等を車両で運搬中、許可用途に随伴する必要な行動のために銃等を置いたまま車両を離れざるを得ない場合に、適法な「運搬」と認められる範囲内で行われ、銃等の盗難等の防止のために安全措置が十分に講じられているのであれば、これらの条項に違反しない場合があると解される（令和 6 年 3 月 15 日付け警察庁丁保発第 36 号「狩猟等のため車両で移動する際における銃等の携帯、運搬及び保管に係る留意事項について（通達）」参照）。

- ・第 10 条第 2 項（当該用途以外での銃砲等の発射の禁止）

銃刀法第 10 条第 2 項では、「第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等を発射してはならない。」と規定しているところ、銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定により有害鳥獣駆除の用途に供するため銃等の所持許可を受けた者が、緊急銃猟の用途に供するため、当該許可に係る銃

銃等を発射する場合は同項第 3 号に該当して同項の適用は除外される。

・第 10 条第 4 項（覆い被せ）

銃刀法第 10 条第 4 項「許可を受けた銃砲等を携帯し、又は運搬する場合においては、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に覆いをかぶせ、又は当該銃砲等を容器に入れなければならない。」については、銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定により有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃等の所持許可を受けた者が、緊急銃猟の用途に供するため、当該許可に係る猟銃等を発射する場合には、上記同様に同条第 2 項第 3 号に該当するため本規定の適用は受けない。

・第 10 条第 5 項（装填）

銃刀法第 10 条第 5 項「第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に実包、空包若しくは金属性弾丸又は矢（以下「実包等」という。）を装填しておいてはならない。」については、銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定により有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃等の所持許可を受けた者が、緊急銃猟の用途に供するため、当該許可に係る猟銃等を発射する場合には、上記同様に同法第 2 項第 3 号に該当するため本規定の適用は受けない。

＜道路交通法第 76 条第 4 項第 4 号との関係＞

道路交通法第 76 条第 4 項第 4 号は、「石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること」を禁止している。

この点、道路外への発砲をはじめ、道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれがない場合の発砲は道路交通法第 76 条第 4 項第 4 号に抵触しないと解される。一方、道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれがないとは必ずしも言えない状況下での発砲であっても、今回の鳥獣保護管理法の改正により、緊急銃猟は法令に基づく行為として明確に規定されたことから、緊急銃猟として発砲する行為は、刑法第 8 条及び第 35 条により、正当行為として、道路交通法第 76 条第 4 項第 4 号に係る違法性は阻却され得るものと解される。

【参考】刑法（明治 40 年法律第 45 号）（抄）

（他の法令の罪に対する適用）

第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

（正当行為）

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

(6) 緊急銃猟のための土地の立入り等（土地の立入り、障害物の除去）

緊急銃猟は私有地や障害物等がある場所で行われることも想定される。基本的に地権者と調整したうえで立ち入ることが望ましいが、緊急時にはそれによらず対応できるようにするため、法第34条の3では、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、土地の立入りや障害物の除去ができる規定となっている。

例えば、私有地に侵入した危険鳥獣に向かって発砲するための土地の立入りや矢先に存在する障害物の除去、死亡した危険鳥獣を回収するための土地の立入りなどが想定される。

なお、土地の立入り等を行う際は身分を示す証票を携帯し、求められた場合は掲示しなければならない。この証票は、緊急銃猟を実施する者が携帯する証票と区別できる必要がある。

例1：土地の立入りをする者には、緊急銃猟の証票（ゼッケンや腕章）と色が異なる証票を携帯させる。

例2：緊急銃猟と土地の立入りをする者にはゼッケンを携帯させ、土地の立入りのみ行う者には腕章を携帯させる。

例3：緊急銃猟と土地の立入りをする者には身につける証票（ゼッケンや腕章）を携帯させ、土地の立入りのみ行う者には身につけない証票（職員証等※）を携帯する。

※ 捕獲者については、P74「(7) 緊急銃猟の実施」の「2) 市町村の役割」に記載する記録の撮影との関係上、外見上委託されていることが視覚的に把握できる証票である必要があるが、土地の立入りについては職員証等による対応もあり得る。

また、該当する者は、全員が証票を携帯する必要がある。

図20 証票の例

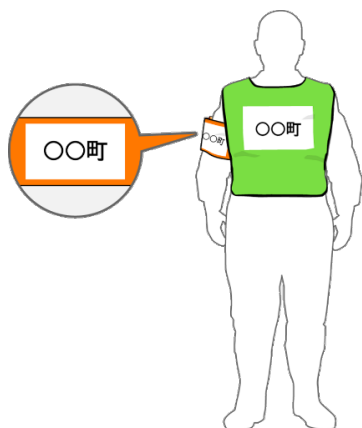
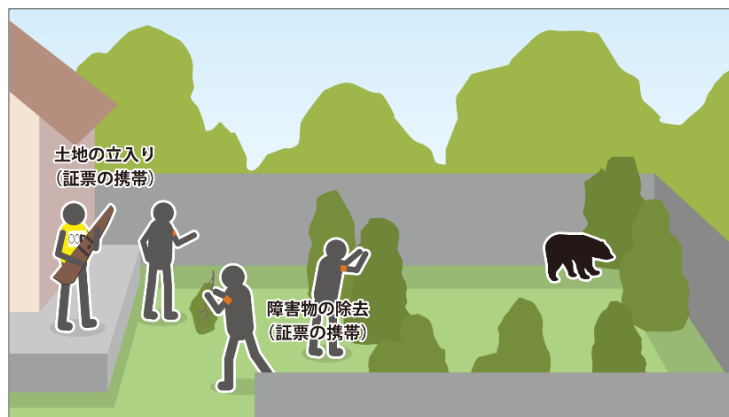


図21 土地の立入り及び障害物の除去のイメージ



※ 見分けがつくよう、捕獲者が着用する証票とは異なる色やデザインとすること。

(7) 緊急銃猟の実施

必要に応じ安全確保措置が講じられた上で、緊急銃猟の条件を満たすとして緊急銃猟の実施が判断され、捕獲者となる職員への指示又は外部への委託が行われたら、準備ができ次第、捕獲者は銃猟を行う。

緊急銃猟の実施の職員への指示又は外部への委託が行われた後は、基本的に、当該者、すなわち捕獲者による対応が進められることとなるが、市町村の役割が全く無くなる訳ではない。

本項では、緊急銃猟の実施に際する注意点等について解説する。

1) 緊急銃猟の実施

緊急銃猟は市町村により行われるものであるが、そのうち銃猟の実行行為については、的確かつ迅速に対応するため、銃猟の技術を有する捕獲者の専門性に委ねるべきであり、緊急銃猟の実施の職員への指示又は外部への委託（留意点の伝達等を含む）が行われた後は、指示又は委託の範囲において、捕獲者自身が使用する銃種や射撃する角度、射撃するタイミング等を判断することとなり、市町村担当者はそれを見守ることとなる。（※市町村担当者が射撃タイミングの号令等を出すことはない。また、緊急銃猟はあくまで市町村により行われるものであり、責任は市町村にある。）（図 22 参照）

捕獲者は、「(5) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託、留意点の伝達」で解説したように、あらかじめ伝えられた留意点や関係法令の注意事項に注意しながら、対応を行うが、市町村担当者より中止の判断に係る号令等がかかった場合には、即応できるようにする必要がある。

また、捕獲者は、緊急銃猟の実施の職員への指示又は外部への委託が行われた際から変わらず、証票を身に着け続けている必要がある。

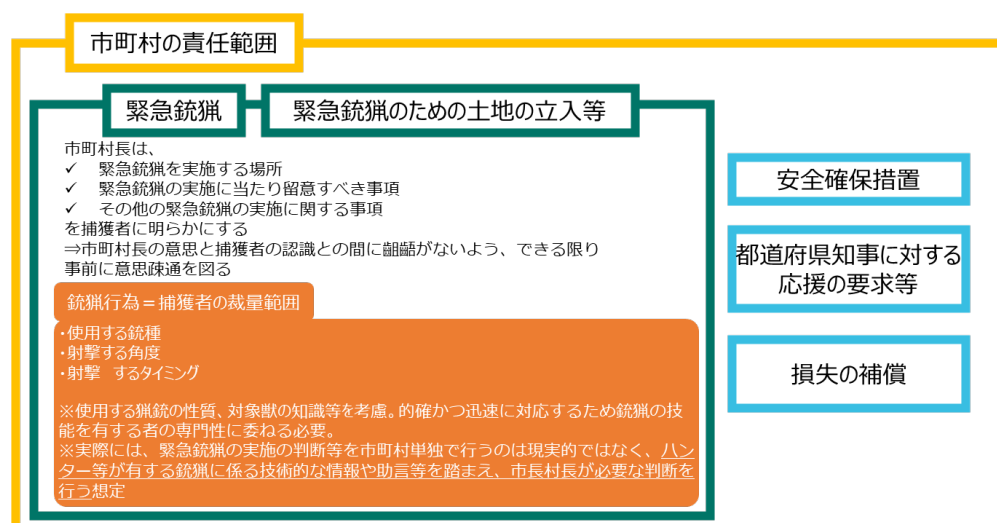


図 22 市町村の責任範囲及び捕獲者の裁量範囲（再掲）

2) 市町村の役割

前述のとおり、緊急銃猟の実施に際しては、基本的に市町村担当者は捕獲者を見守ることとなるが、市町村担当者の役割が全く無くなる訳ではない。具体的には、次の役割を担う。

① 安全確保措置が引き続き講じられているか等の確認

クマ等が移動した場合や通行制限措置を無視して制限区域内に立ち入る者が発見された場合等には、緊急銃猟の条件である、銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶ恐れがない状態とは言えない状況になり得る。市町村担当者は、安全確保措置が講じられているかを常に把握し、確認する必要がある。

同様に、捕獲者に伝達した留意点や関係法令の注意事項が順守されているかについても確認する必要がある。

② 中止の判断等

安全確保措置が講じられていない状況等となった場合には、市町村担当者は、速やかに緊急銃猟を中止する判断を行い、あらかじめ決めていた、緊急銃猟を中止する合図の方法（ジェスチャーやかけ声等）により、捕獲者を含む捕獲関係者に中止の判断を伝える。

緊急銃猟を中止した場合には、捕獲者から証票を回収し、改めて、緊急銃猟の実施に係る計画の調整、必要な安全確保措置、緊急銃猟の実施の職員への指示又は外部への委託等を順に行うこととなる。

なお、対象となる危険鳥獣が大きく移動した場合には前提が変わるため、通行禁止・制限範囲を検討し直す必要がある。このため、危険鳥獣がどの程度移動した場合に前提が変わったと見なすかについて、通行制限の範囲を検討する段階で想定しておくことが望ましい。

（詳しくは、P39「4 緊急銃猟の実施」の「②通行禁止・制限範囲の設定」を参照。）

この他、夜間（日出前、日没後）となった場合で、捕獲者に夜間での緊急銃猟は委託していない場合等（夜間での緊急銃猟の要件を満たさない者である場合を含む）にも、緊急銃猟を中止する必要がある。※この後の対応については、上記と同様に証票を回収し、必要な手順を行う。

③ 緊急銃猟の記録

捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合には、緊急銃猟の実施内容について、市町村の責任で対応内容が後から証明できるよう、ビデオカメラ等を用いて撮影して記録を行う。

3) その他

捕獲者をサポートする者は、射手とともに行動し、必要な支援を行う。

(8) 原状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認

緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の生死等を安全確認後、安全を確保する措置（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）の解除を行う。安全確認には、個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。また、報告のために写真を撮影することが推奨される。

確認が終わり次第、通行制限を含む安全確保措置を解除する。安全確保措置の解除の方法は、措置を講じた際の手順にならない行う。

捕獲した鳥獣の処分を行う際は、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物として適切に処理を行う。

※ 緊急銃猟による捕獲は、食用を目的としたものではないことから、基本的には自家消費は想定されないものの、食用とする場合は、食品衛生法や野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（厚生労働省）を参考とし、衛生管理を徹底するとともに、食中毒の発生等に気を付けること。

麻酔銃によって銃猟した場合は、通電、投薬、放血、銃等の方法により、止めさしを行う。なお、放獣する環境が整っている場合の対応は、「クマ類の出没対応マニュアル改定版（令和3年3月環境省作成）」（P64）に記載されているので、こちらを参考にされたい。

また、緊急銃猟の実施による第三者や物に対する損害がないか確認を行う。

(9) 損失補償手続

1) 考え方

緊急銃猟を実施した場合には、例えば図 23 のように、弾丸が逸れる、跳弾、弾丸の貫通等によって家畜等、建物、乗物、器物等の財産を損壊させる可能性を完全に排除できない。

また、緊急銃猟の実施のため又は緊急銃猟等のための土地の立入り等による措置とし

て、銃器の使用のために必要な付随的行為（例えば射線上の支障枝の除去等）を行うことによって、損失が生じうる。

そのため法第34条の6において、緊急銃猟の実施のため又は緊急銃猟等のための土地の立入り等による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する旨を規定している。緊急銃猟制度の適用により生じ得る損失としては、緊急銃猟の実施に伴い、次のものが想定される。

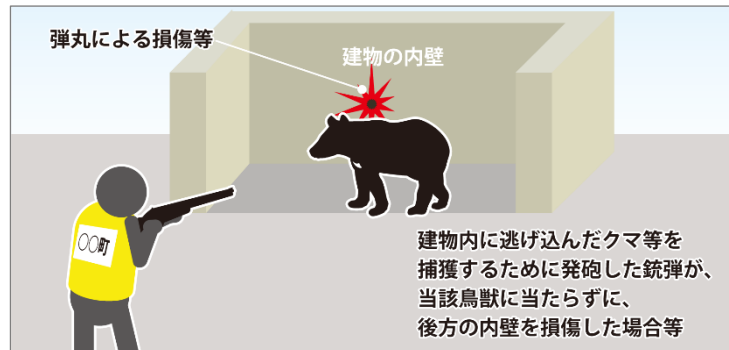


図 23 損失のイメージ

- ① 発射された弾丸が着弾し、建物、乗物等が損壊されることにより生じる損失
- ② 建物、乗物等が損壊されていなければ、これらの物件の運用により得られた利益
- ③ 緊急銃猟の実施行為そのものではないが、法第34条の3第1項の規定により他人の土地に立ち入り、又は障害物を除去することによって発生し得る損失

※ 緊急銃猟は市町村長が実施者であり、市町村長の委託を受けて緊急銃猟を実行する者が損失の補償を行うことは適当ではないため、実施者たる市町村長が損失を補償する規定を設けたところである。

※ この損失補償規定は、あくまで緊急銃猟制度の適用により生じ得る損失に対応するのであり、緊急銃猟制度の適用と関係しない損失については、規定の対象外となる。例えば、スーパーにクマが出没したことが起因して営業困難となった場合の損失については本規定の対象とはなり得ないが、その後、緊急銃猟を実施した結果、スーパーの一部を損壊することとなり（緊急銃猟を実施したことにより危険鳥獣が暴れて生じた損壊も含む）、原状回復するまでの間に営業が困難となった場合には、その損壊がなければ、その運用により得られた利益について、制度上、本規定の対象になりうる。

※ 法第34条の6の規定による損失補償は道路法第58条第1項（原因者負担金）の適

用を妨げる趣旨のものではなく、緊急銃猟によって道路の損壊が生じた場合に、当該道路の道路管理者は、道路法第 58 条第 1 項の規定に基づき原因者負担金の支払いを命ずることが可能であり、道路管理者により道路法に基づく支払い命令がなされた場合には、市町村長はこれに応じること。

※ 市町村長はあらかじめ、こうした補償をカバーする保険に加入していることが望ましい。

2) 損失補償の流れ

損失の補償を受けようとする者は、緊急銃猟の実施権者である市町村長にその請求を行うこととなっている。

市町村長は、緊急銃猟により損失が発生した場合は被害を受けた者より、請求者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)、補償請求の理由、補償請求額の総額及びその内訳その他必要な書類を受理する。

損失に対する補償の要否及び補償額については、請求を受けた市町村長が審査、決定し、請求者に対し通知しなければならない。

前述したとおり、緊急銃猟は、安全確保等の措置を講じていても予期しない物損、人損等が発生する可能性が否定できないことから、市町村長はあらかじめ保険に加入していることが望ましい。

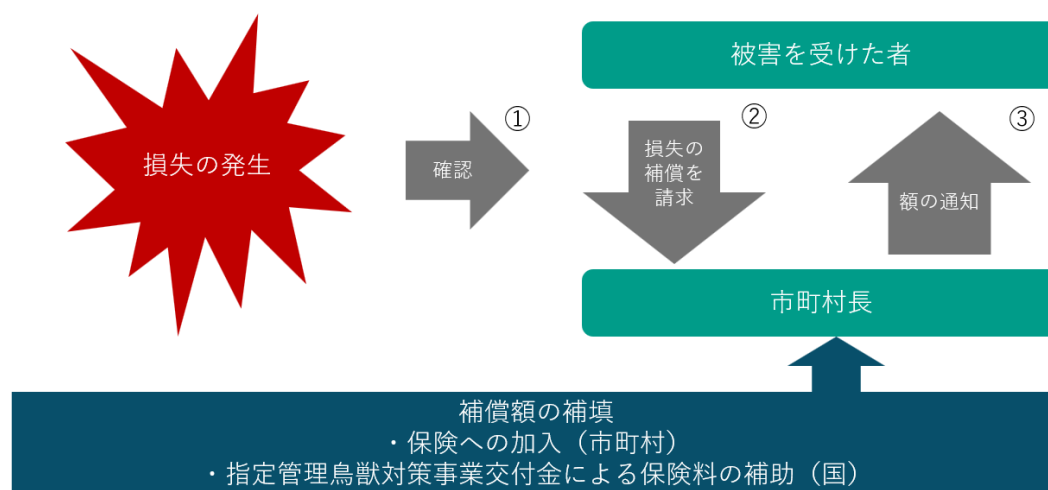


図 24 損失補償の流れ

(参考) 額の算出について

市町村長は、請求人から提出される補償請求の理由、補償請求額の総額及びその内訳その他必要な書類等を精査し、確認が取れた損失について、相当因果関係のある範囲内で算出し、支払うことが想定される。

算出方法については、一般的な事業保険での対応上、事故対応の範疇となる可能性が高い損失とその確認方法を下記のとおり示すので、参考にされたい。

① 着弾に起因して損壊した建物、乗物等の他人の財物や、被弾した鳥獣の血で汚染された商品等

取付書類の例：修理見積書・損害箇所のわかる写真

② ①の損壊に直接起因して、請求者の営業が休止又は阻害されたために生じた損失

算出式の例：収益減少額×利益率

取付書類の例：

復旧期間中の売上高実績がわかる資料（日次売上表・月次売上表）、直近2・3か月の売上高実績がわかる資料（可能であれば1年分）、直近の会計年度の決算資料（損益計算書等）、復旧工事期間のわかる資料

③ 緊急銃猟行為の拠点となる場所で生じた損失

取付書類の例：修理見積書・損害箇所のわかる写真や動画

なお、実際に支払対象を確定するに当たっては、相当因果関係のほかにも市場の相場等が勘案材料になると想定されるが、適切な金額設定のため適宜顧問弁護士に確認を取るなどして妥当な額での支払いとなるよう対応することが好ましい。

<万一の人身事故が発生した場合の制度上の対応について>

緊急銃猟は安全確保措置が取られていることを前提に行われるため、人身事故が発生することは鳥獣保護管理法でも許容していない。万が一発生した場合は国家賠償法に基づく国家賠償請求に対応することが想定される。なお、市町村が賠償を行うこととなった際、その財源として、保険により対応することが想定される。

(10) 捕獲後の実績の記録

対応が終了したら、出沒記録、捕獲記録、対応記録等の報告をまとめ、関係機関へ情報共有を行うほか、必要に応じて報道機関への広報を行う。また、当該個体の人の日常生活圏への侵入ルートや誘引物の有無等の調査を行い、被害防止対策を実施することにより、再発防止につなげる。

なお、緊急銃猟の件数は鳥獣関係統計として環境省で取りまとめるため、環境省から都道府県経由で依頼がある場合は速やかに報告を行う。また、環境省では提供のあった情報を自治体に横展開し、知見の共有に努めるものとする。

5 事例

ここでは、緊急銃猟を実施するにあたり、参考となる過去の事例と、事例等を踏まえ想定され得る仮想のケース（仮想例）を作成し、その際に取り得る緊急銃猟による対応方法の例を記載した。

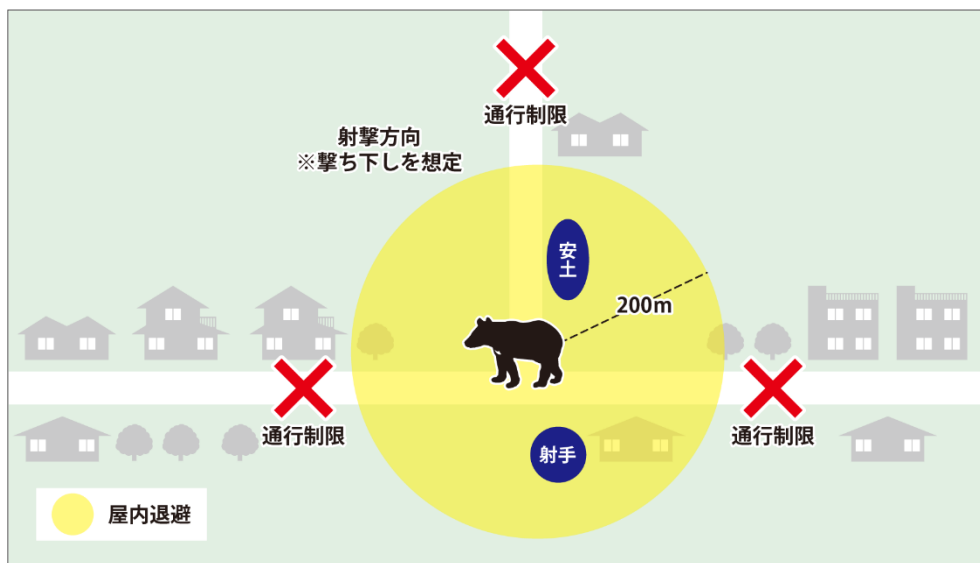
1) 事例

過去に実際に人の日常生活圏で銃猟が行われた事例を参考として紹介する。

なお、下記は緊急銃猟制度創設前の事例であり、今後、新たな緊急銃猟の事例収集により、当項目を充実する予定である。

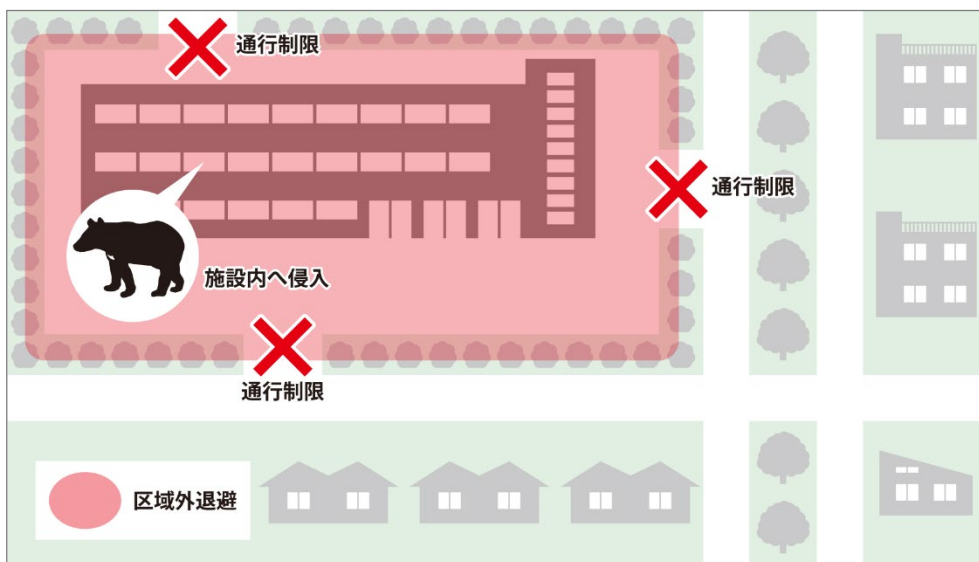
事例 1 : A 市の事例（屋内退避）

概要：銃猟の際、安全確保のために現地に通じる道3か所を消防、警察車両により物理的に封鎖。付近（鳥獣から半径 200m 内）住民に屋内退避を要請



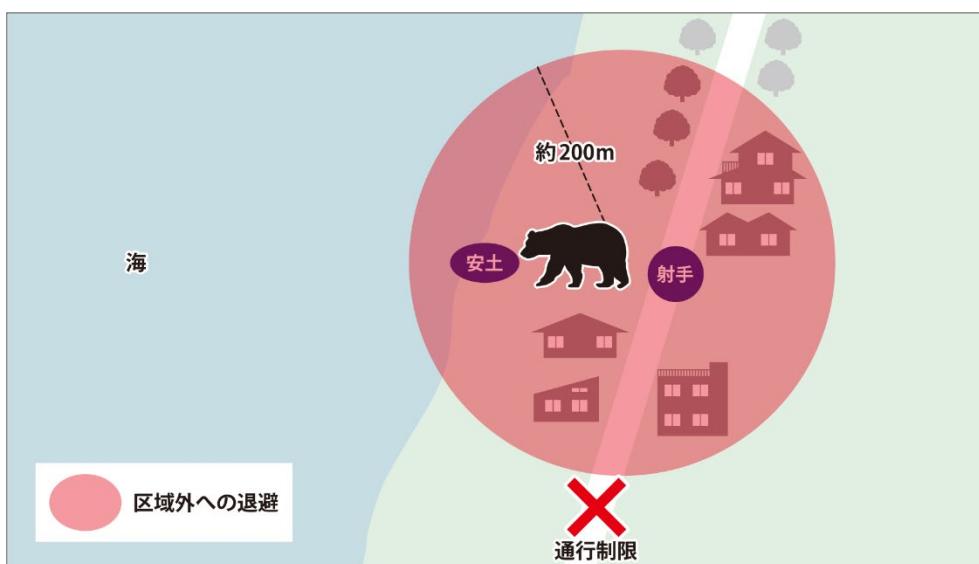
事例 2 : B 市の事例（区域外退避）

概要：施設内に入り込んだクマに対応するため、銃猟の際に、人の立ち退き後に施設及び駐車場を封鎖して対応。



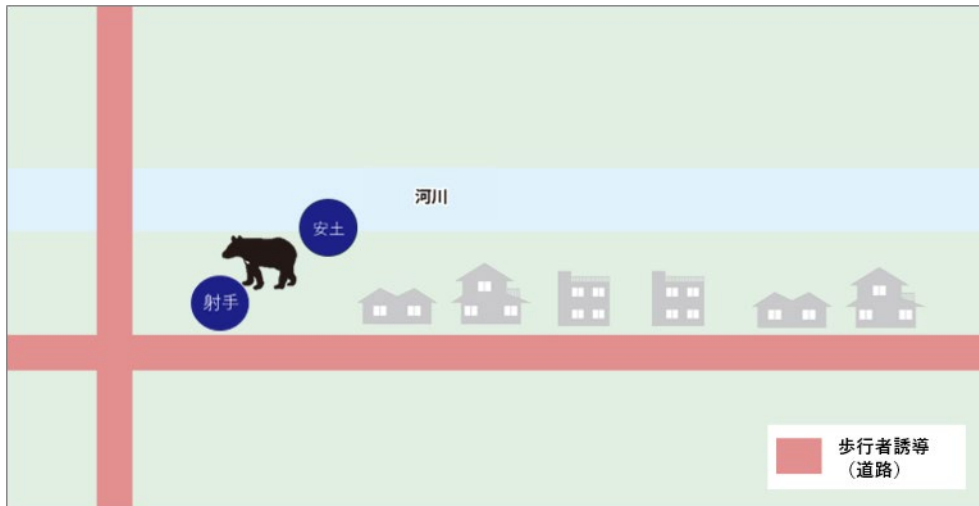
事例 3 : C 町の事例（屋外退避）

概要：夜間（日出前及び日没後）にしか出てこないクマに対応するため、集落内の住民避難（家屋からの避難）をしたうえで海方向に向かって発砲。

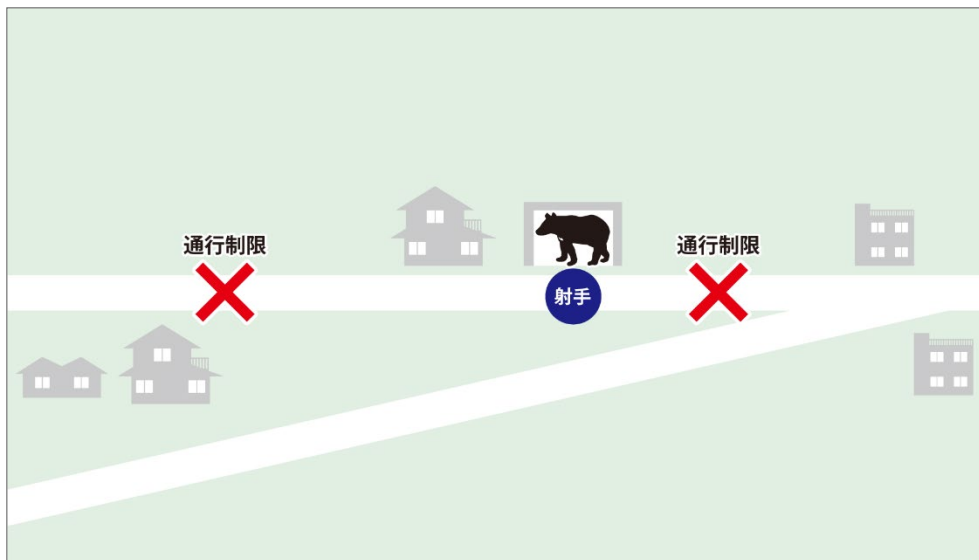


事例 4 : D 市の事例（歩行者誘導）

概要：市街地に出没したクマに対応するために、河川敷において銃猟を実施。
周辺の道路で歩行者誘導を実施し、クマの追跡後に発砲。

**事例 5 : D 市の事例（通行制限）**

概要：民家の小屋内でクマを発見し、周辺道路の通行制限・周辺からの車両の移動を実施。建物内壁をバックストップとして発砲。



2) 仮想の例

本書で解説してきた安全確保措置の考え方等を踏まえ、ここでは仮想の事例をもとに、想定される緊急銃猟による対応を紹介する。

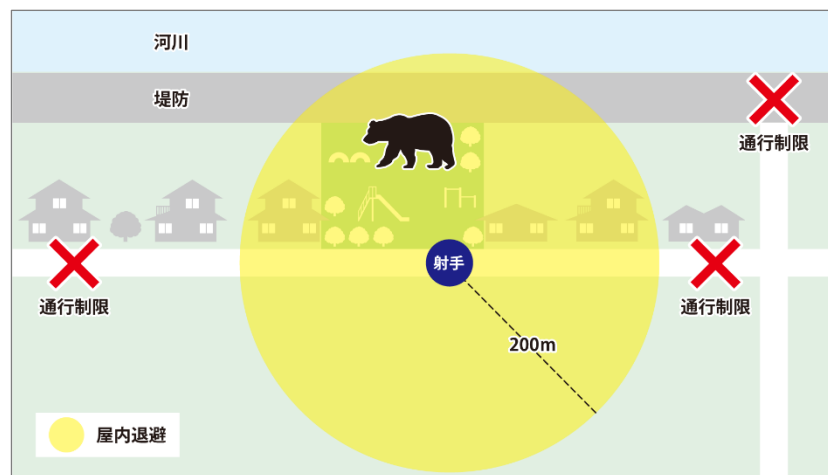
仮想例 1（屋外・クマ）

河川敷に出没したクマに対し、柔らかい土で構成される法面を安土として発砲

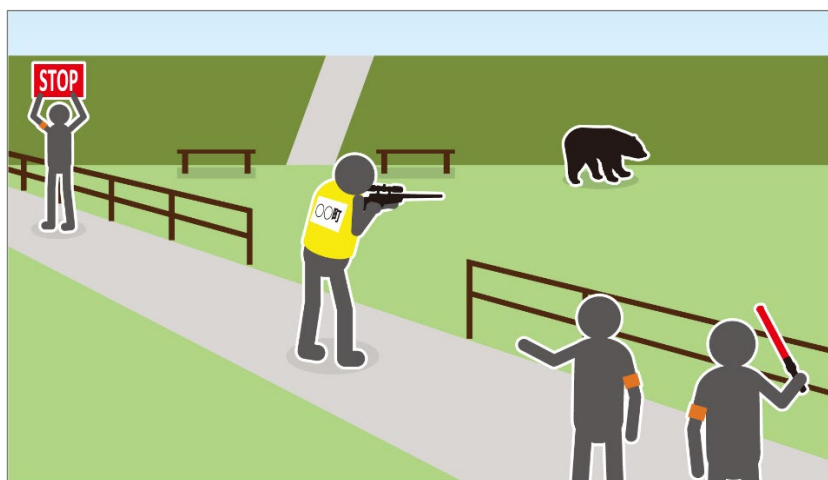
○概要

出没時の状況	河川敷を移動したクマが公園に出没し通報。安全確保措置を講じたうえで発砲
使用する銃、実包等	特定ライフル銃（サボットスラッグ弾）
バックストップ	河川敷 法面（表面は柔らかい土で構成）
安全確保措置	当該公園に接続する道路の通行禁止又は制限及び付近約 200m の範囲の家屋で屋内退避

○概況図



○発砲時のイメージ



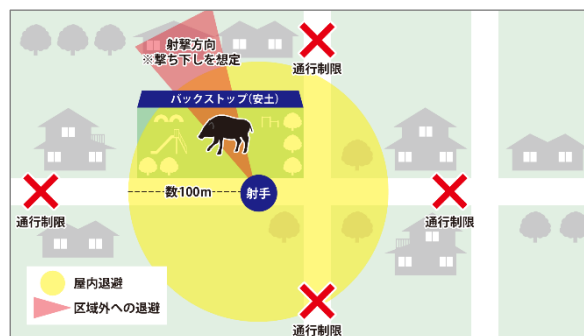
仮想例 2（屋外・イノシシ）

イノシシに対し、屋外で緊急銃猟を実施。

○概要

出没時の状況	住宅街にイノシシが出没、公園で緊急銃猟を実施。
使用する銃、実包等	ライフル銃（ライフル弾）
バックストップ	地面（トラックの荷台から発砲）
安全確保措置	射手から数 100m の範囲内において、屋内退避 射線方向の住宅においては、区域外への退避を要請 当該地に通じる道路において、通行制限を実施

○概況図



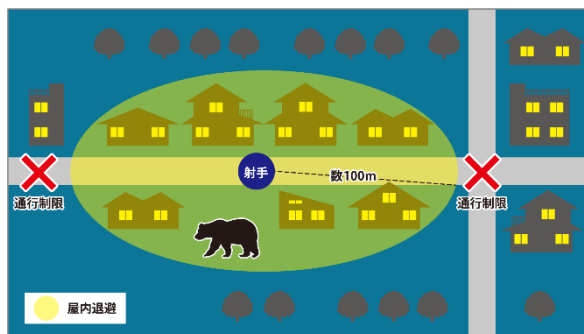
仮想例 3（屋外・日の出前又は日没後・クマ）

夜間に集落内に出没したクマに対し、屋外で緊急銃猟を実施。

○概要

出没時の状況	夜間にくりかえし集落に出没するクマに対し、緊急銃猟を実施。
使用する銃、実包等	散弾銃（スラッグ弾）
バックストップ	地面※後背は林地となっている。
安全確保措置	クマの逸走を想定し、集落の範囲（数 100m）にて屋内退避を実施。 当該地に通じる道路において、通行制限を実施。 クマを追跡後、ライトで照らした状態で銃猟を実施。

○概況図



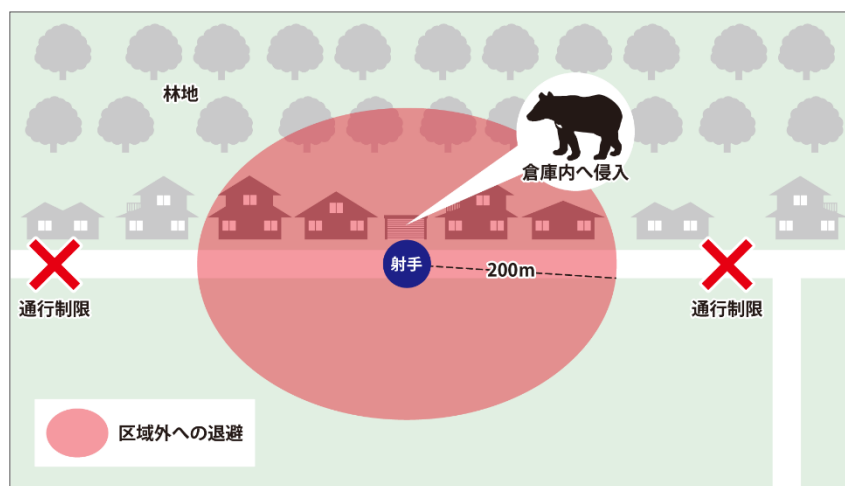
仮想例 4（屋内・クマ）

倉庫に入り込んだクマに対し発砲する事例

○概要

出没時の状況	集落内に出没したクマが倉庫に入り込み、通報を受け出動。安全確保措置を講じたうえで発砲
使用する銃、実包等	散弾銃（スラッグ弾）
バックストップ	建物内壁（木造）及びその後背の林地※木造の建物内壁だけでは安土として十分ではないと考えられる。
安全確保措置	当該地に接続する道路の通行禁止又は制限及び付近約 200m の範囲の家屋で区域外避難。

○概況図



○発砲時のイメージ



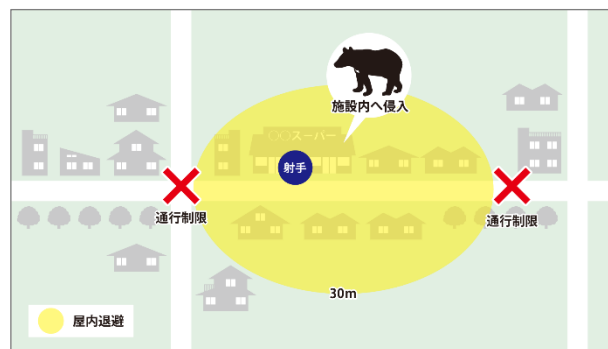
仮想例5（屋内・麻醉銃・クマ）

店舗にクマが入り込み、麻醉銃によって捕獲した例

○概要

出没時の状況	スーパーにクマが侵入。
使用する銃、実包等	麻醉銃
バックストップ	建物の壁面
安全確保措置	スーパー敷地内にいる者は屋外退避。クマの移動に備え、スーパーに至る道路を通行制限し、その範囲の地域住民は屋内退避。 バリケードでクマの動きを制限したうえで、麻醉銃により不動化。

○概況図（発砲時のイメージは図 14 屋内におけるバックストップの例を参照）



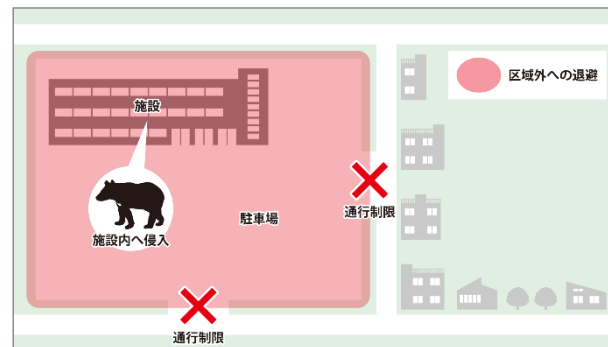
仮想例6（屋内・散弾銃・クマ）

店舗にクマが入り込み、散弾銃によって捕獲した例

○概要

出没時の状況	大型スーパーにクマが侵入。特定の部屋から出てこない。
使用する銃、実包等	散弾銃（スラッグ弾）
バックストップ	建物の壁面
安全確保措置	敷地内への通行制限の実施 施設敷地内（駐車場含む）から、利用者の避難

○概況図（発砲時のイメージは図 14 屋内におけるバックストップの例を参照）



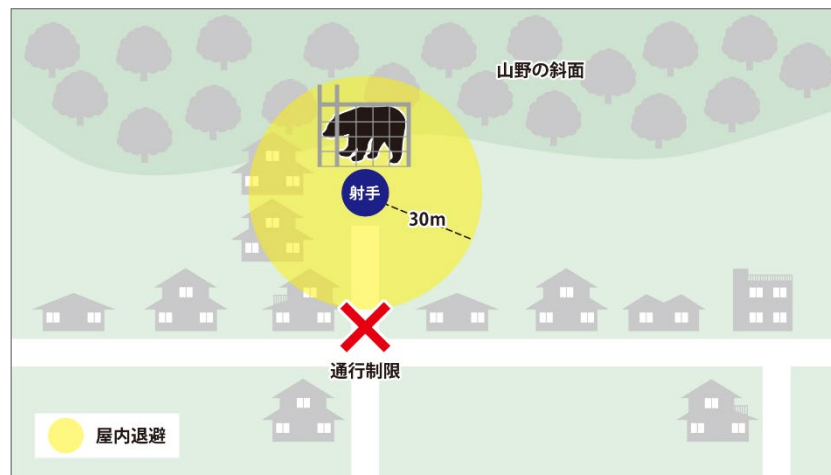
仮想例 7（屋内・散弾銃・止めさし）

集落内の家屋に侵入したクマについて、家屋内で銃による対処が困難な場合に、はこわなによって捕獲したクマを止めさしする例

○概要

出没時の状況	建物内にクマが侵入し、建物内で銃猟が行えない状況であったことから、建物の入り口にはこわなを設置して、一度わなで捕獲した上で、銃による止めさしを実施
使用する銃、実包等	散弾銃 スラッグ弾
バックストップ	山野の斜面
安全確保措置	当該地に接続する道路の通行禁止又は制限し、付近約 30m の範囲の家屋で屋内退避指示。

○概況図



○発砲時のイメージ



6 緊急銃猟の留意点（対象鳥獣の性質等）

1) クマ

<クマの特徴>

クマの身体的特徴として、ツキノワグマは、体長 1.2～1.5m、体重 60～100kg に及び¹、ヒグマは、体長 1.5～2m、体重 100～400kg にまで及ぶ²。目はあまり良くないが、耳や鼻の感覚が優れている。身体能力も優れており、時速 50km 程度で走るとされる³。一般的に警戒心が強く、人を避けると言われているが、突発的に人と出会うと防御的な攻撃を招くおそれがある。人と衝突した際の人への被害は、全身に生じ、特にクマの爪は鋭く、ひっかかれた際には、顔面や頭部をえぐられる被害が報告されている⁴。場合によっては、顔面外傷だけでなく、顔面挫創、顔面骨折、眼球損傷まで被害が及ぶことがある⁵。また、執着性が強く、人の日常生活圏のカキやクルミの実に執着し始めると、実がなくなるまで食べに来ることがある。さらに人の気配を感じると物陰に隠れたりする傾向にあることが報告されている。

<クマの急所等>

クマを即倒卒倒させるためには、急所である頭部（脳）や胸部（肺や心臓）を狙うのが望ましい。射手の高い技術が求められるが、これらの急所を狙うことで、クマは卒倒し、動けなくなる可能性が高い。頭部を狙うと効果的である理由は、頭部（脳）から頸椎（脊髄）にかけて重要な中枢神経が集中しているためであるが、クマの頭蓋骨は非常に厚く、跳弾のリスクがあるため、頭蓋骨の正面に当てるのではなく、頭部の側面を撃つようにするのが効果的である。

また、なるべく貫通させないように銃猟をする際には、胸部を狙い、肩甲骨を絡めて撃つと良い。首の付け根あたりを狙うのも効果的であるが、クマの首は比較的短く、頭や首をよく動かすため、着弾箇所が外れる可能性があることに留意すること。

¹ 宮城県「ツキノワグマってこんな生き物です」ツキノワグマってこんな生き物です - 宮城県公式ウェブサイト

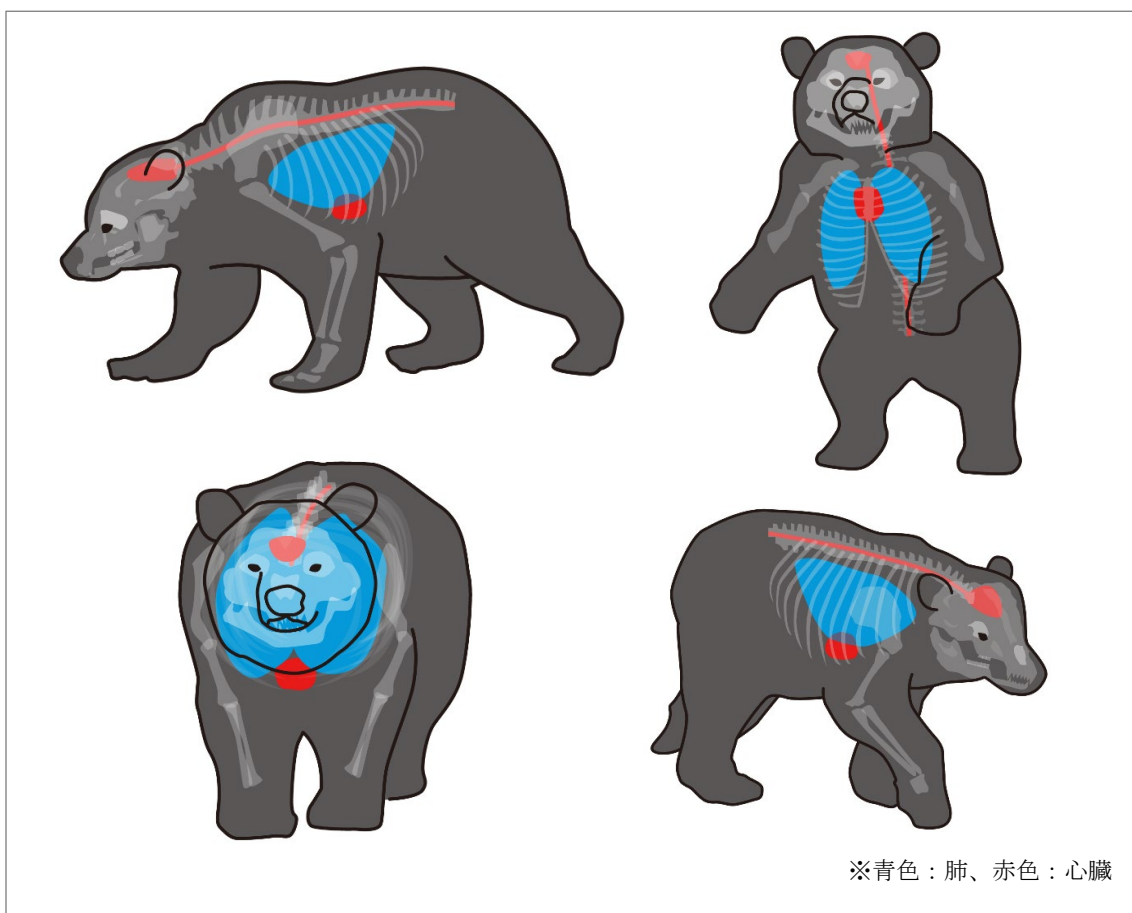
² 札幌市「ヒグマの生態・習性」ヒグマの生態・習性／札幌市

³ 北海道「ヒグマ捕獲テキスト」

⁴ 鈴木真輔、他「クマによる顔面外傷 13 症例の検討」頭頸部外科 28(2) 184 頁、2018 年。

⁵ 松本直也、他「ドクターヘリにて対応したクマ外傷の 10 症例」日本救急医学会雑誌、105-110 頁、2015 年。

図 25 クマの体勢と急所



上記にもあるように、頭部（脳）や胸部をうまく狙うことが重要であるが、頭部は対象が小さく、胸部は横向きからの射撃の場合、前足の骨に当たるため狙いにくく、外した場合は手負いにする可能性がある。

迅速に事態を収束させ周囲の安全確保に寄与するため、かつ、可能な限り苦痛を与えず人道的な捕獲を行うため、市町村は、研修等でクマの体勢と急所に関して捕獲者に必ず説明し、また、捕獲者は確実に急所を狙えるよう研鑽することが重要である。したがって、手負いにするのを確実に避けるため、急所に当たるよう確実に銃床を肩付け及び頬付けし、しっかり対象を狙って発砲をすることが重要である。

なお、緊急銃猟を行う際は、人の日常生活圏での銃猟という特殊性に鑑み、なるべく跳弾することなく、クマの体内に弾丸が留まることが好ましい。他方で、緊急銃猟は、前提として安全確保により、地域住民等に弾丸が到達するおそれがないため、弾丸の貫通を懸念するあまりに銃猟をためらう必要はなく、確実に銃猟を行うという意識の方が重要である。

手負いや反撃のリスクを考慮しつつ、使用する銃種・弾種及びクマとの位置関係を踏まえ、クマが望ましい体勢を取った瞬間に発砲をすることが大事である。

① 斜め前向き姿勢を狙う

クマの斜め前向きから銃撃を行う際は、首や肩の前部を狙うことで肺や心臓を狙う。ただし、軽い弾丸はクマの骨で跳ね返る可能性があることに注意する。

② 斜め後ろ向き姿勢を狙う

クマの斜め後ろ側から銃撃を行う際は、肺や心臓を狙う。クマの肩の後ろ側に弾丸を撃ち込むことで肺や心臓に着弾させる。

③ 正面の姿勢を狙う

クマの正面を射撃ポイントして首と胸部を狙う。正面の頭蓋骨に当てないように気をつけること。

④ 横向き姿勢を狙う

クマを横向きから射撃し、頭部や胸部に着弾させる。頭部の射撃ポイントとして横むきから脳を狙う。また、胸部の射撃ポイントは、クマの肩や脚の骨が弾丸をはじく可能性があるため、骨を砕くほどの十分な火力をもって、心臓や肺に到達させる必要がある。適切な銃器・実包等を使用されたい。

横向きへの射撃の場合、首も狙えるが、クマの首は比較的短く、また頭や首をよく動かすため、命中率が低く、熟練の捕獲者でなければ難しい。

麻酔銃の場合は、肩や腿などの大きな筋肉に命中させること。

2) イノシシ

<イノシシの特性>

イノシシは、緑地や河川などを使って移動し、人の日常生活圏に出没することがある。人の日常生活圏に侵入したイノシシはパニック状態に陥りやすく⁶、攻撃性が高いことから、人に向かって突進したり、鼻先で人を突き上げ転倒させたり、人の下半身を噛んだりする被害が報告されている⁷。イノシシは興奮すると、牙を鳴らして音を出す、毛を逆立てる、慌ただしく走り回る、地面を脚で引っ掻くといった行動をとり、執拗に人に襲いかかる可能性もある。

イノシシは大型であり、体長は1～1.7m、体重は80～190kgに及ぶ。突進力が非常に強く、巨体であるにも関わらず、時速45kmで走ることができる⁸。また、跳躍力に優れ助走なしで1mの高さの構造物を乗り越えることもある。またイノシシは逸走する際に見通しの良い方向に逸走する傾向があり、その場に停滞しない傾向がある。

イノシシの身体的特徴は、発達した鋭い犬歯を持っていることである。特に下顎犬歯は大

⁶ 環境省「イノシシの市街地出没について」

⁷ 岩崎安博、他「イノシシの鋭い牙による攻撃で生じた開放性気胸の1例」日外傷会誌、2023年。

⁸ 同上。

⁹ 香川県「イノシシ当が出没したときの対応マニュアル」

大きく、長さ7～8cm 前後のものがある。また上顎の犬歯も上向きに成長し、上下で合わせて1本の鋭いナイフのような形態となる。この発達した犬歯を用いて噛むだけでなく、鼻先を突き上げ巨体で突進する。イノシシの体高は60～90cm であり、突進され突き上げられた場合には、下半身や下腹部を損傷することが報告されている¹⁰。

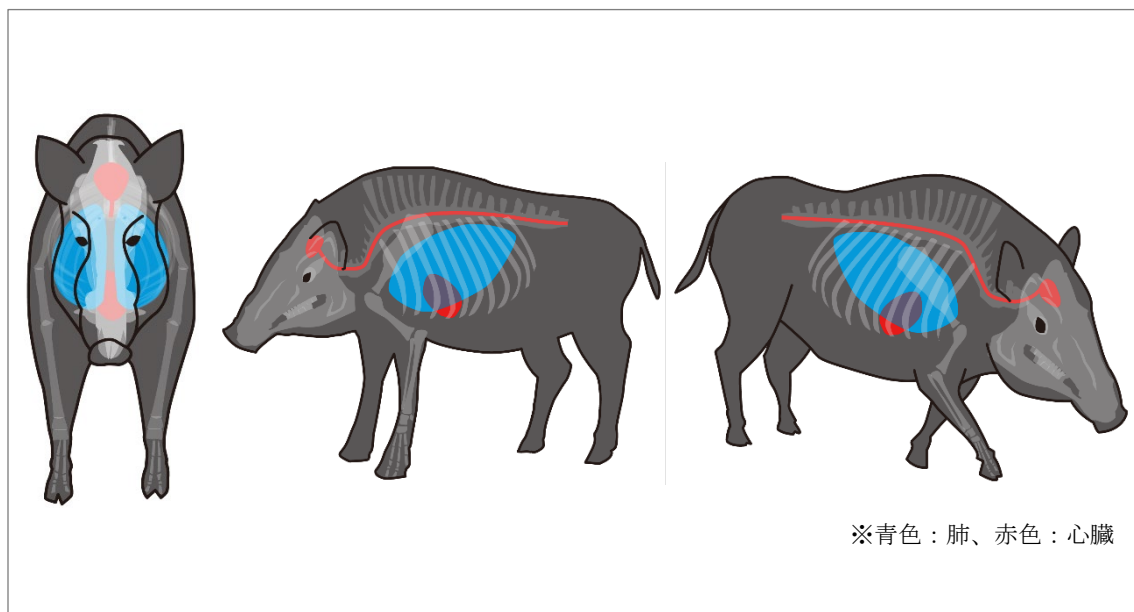
＜イノシシの急所等＞

イノシシの急所は、クマ同様に頭部（脳）、喉元から胸部（心臓、肺）であるため、狙うポイントは上記の記載を参照されたい。

イノシシの銃猟をする際は、正面から胸部を狙うと良い。その際に、弾丸がイノシシの鼻筋（緩傾斜部）に当たると弾が跳弾しやすい。なお、麻酔銃の場合は、肩や腿など大きな筋肉に命中させると良い。

なお、イノシシの緊急銃猟を行う際は、クマを緊急銃猟する際と同様に、人の日常生活圏での銃猟という特殊性に鑑み、なるべく跳弾することなく、イノシシの体内に弾丸が留まることが好ましい。他方で、イノシシもクマと同様に反撃のリスクがあるため、手負い状態にしないという意識が大事であるが、弾丸の体内貫通を懸念するあまりに、銃猟をためらう必要はない。手負いや反撃のリスクを考慮しつつ、使用する銃種・弾種及びイノシシとの位置関係を踏まえ、イノシシが望ましい体勢を取った際に銃猟をすることが大事である。

図 26 イノシシの態勢と急所



¹⁰ 岩崎安博、他「イノシシの鋭い牙による攻撃で生じた開放性気胸の1例」日外傷会誌、2023年。

7 警察との連携等について

(1) 警察との連携

緊急銃猟の実施の権限は市町村長としており、警察は、その実施の判断の権限を有していない。一方、市街地にクマ等が出没した際には、警察は、これまでも、速やかに市町村や関係機関等と連携し、地域住民等の安全確保のための避難誘導や交通規制、警戒活動に当たっており、また、安全な場所への避難等が円滑に行われるよう、市町村等との合同訓練を行うなどしてきた。今後、緊急銃猟が実施される場合も、警察がこれに協力することによりは変わらない。したがって、危険鳥獣の対応にあたる市町村は、緊急銃猟の事前準備の段階から、例えば、市町村と当該市町村を管轄する警察署との間で、緊急銃猟に係る連絡窓口をあらかじめ設定しておくなど、警察と連携することが重要である。

また、市町村長は、緊急銃猟を実施しようとする場合において、必要なときは、関係場所の通行を禁止し又は制限することができるが、その際、必要に応じ、交通規制権限を有する警察と連携することが重要である。

この点、市町村長は、鳥獣保護管理法に基づく通行制限等を実施する場合には、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署にその旨を通報しなければならないこととされている。この点についても、事前に通報の手順等を確認しておくことが好ましい。

(2) 警察官職務執行法に基づく対応

警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条第 1 項は、警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある狂犬、奔馬の類等の出現等危険な事態がある場合において、特に急を要する場合には、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができる旨を規定している。「狂犬、奔馬の類等の出現」である住居集合地域等にクマ類が侵入した場合において、「その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者」である捕獲従事者に、「危害防止のため通常必要と認められる措置」として、危険な事態に応急的に対処するため必要最小限度のものに限り、銃器（主に猟銃）を使用してクマ類の捕獲等を行うことも該当するものと解し、対応してきた。本項の権限は、本項の要件に基づき警察官が現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合であると判断した場合に限られる。そのため、危険が現に差し迫っており、緊急銃猟で対処できない場合等、危険鳥獣が人里に出没し、安全確保等の緊急銃猟の条件を確保する前に、現実・具体的に危険が生じている場合、例えば、公園に出没したクマが子供に接近している場合などには警職法の適用も排除されない。

緊急銃猟と警察官職務執行法の考え方の違いについては以下のとおり。

表 17 緊急銃猟と警察官職務執行法の考え方

法令	鳥獣保護管理法	警察官職務執行法
適用が想定されるケース	クマ等が人の日常生活圏に侵入した場合で、安全確保等の措置を講ずることにより、地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (例：住宅地に隣接する河川敷にクマが出没した場合、建物にクマが入り込んだ場合)	危険鳥獣が人里に出没して現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合 (例：公園に出没したクマが子供に接近している場合)
条文	第三十四条の二（緊急銃猟）	第四条（避難等の措置）

付録 1. 参考資料集

(1) 関係法令抜粋

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抜粋）

第三章の二 緊急銃猟

（緊急銃猟）

第三十四条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。
- 3 市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。
- 4 緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しない。ただし、同条第三項（弾丸の到達するおそれのある人に向かってする銃猟の制限に係る部分に限る。）の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼさないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。

（緊急銃猟等のための土地の立入り等）

第三十四条の三 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若し

くは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

- 2 前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（安全を確保するための措置）

第三十四条の四 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 2 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

（都道府県知事に対する応援の要求等）

第三十四条の五 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

（損失の補償）

第三十四条の六 市町村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

- 2 前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない。
- 3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。
- 5 前項の訴えにおいては、市町村（特別区を含む。）を被告とする。

（危険猟法の禁止）

第三十六条 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法（以下「危険猟法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

（銃猟の制限）

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

- 2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻酔銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。
- 3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

○警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）（抜粋）

（避難等の措置）

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 （略）

○銃砲刀剣類所持等法取締法（昭和三十三年法律第六号）（抜粋）

（発砲の禁止）

第三条の十三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物（以下この条において「道路等」という。）に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

一～三 （略）

- 四 次条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途

にあつては、政令で定める有害鳥獣駆除（次号及び第六号において「特定有害鳥獣駆除」という。）以外の有害鳥獣駆除（第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥獣駆除」という。）の用途に限る。）に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃（銃腔こうに腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの五分の一以上であるものをいう。以下同じ。）である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

五～七 （略）

（所持の様態についての制限）

第十条 （略）

2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等を発射してはならない。

一 第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあつては、一般有害鳥獣駆除の用途に限る。）に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

二～三 （略）

3 第四条又は第六条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を発射する場合においては、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

4 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を携帯し、又は運搬する場合においては、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に覆いをかぶせ、又は当該銃砲等を容器に入れなければならない。

5 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に実包、空包若しくは金属性弾丸又は矢（以下「実包等」という。）を装填しておいてはならない。

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抜粋）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2～5 (略)

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抜粋）

（禁止行為）

第七十六条 (略)

2～3 (略)

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一～三 (略)

四 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

五～七 (略)

○鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）（抜粋）

第三十九条 車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ発砲シタル者ハ三十円以下ノ罰金又ハ料ニ処ス

○新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる処罰に関する特措法（昭和三十九年法律第百十一号）（抜粋）

（列車に物件を投げる等の罪）

第四条 新幹線鉄道の走行中の列車に向かつて物件を投げ、又は発射した者は、五万円以下の罰金に処する。

○鳥獣被害防止特措法（平成十九年法律第百三十四号）（抜粋）

（鳥獣被害対策実施隊の設置等）

第九条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

- 二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）のうちから、市町村長が任命する者
- 4 市町村長は、前項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする。
- 5 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。
- 6 第三項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。
- 7 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員であつて主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものに係る鳥獣保護管理法第五十五条第二項に規定する狩猟者登録についての鳥獣保護管理法第五十六条、第五十七条第一項及び第六十一条第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、鳥獣保護管理法第五十六条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員（以下「鳥獣被害対策実施隊員」という。）であつて主として同法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものをいう。以下同じ。）である旨及び所属市町村（当該狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員たる鳥獣被害対策実施隊員として所属する市町村であつて、当該登録都道府県知事が管轄する区域内にあるものをいう。以下同じ。）の名称」と、鳥獣保護管理法第五十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員である旨及び所属市町村の名称」と、鳥獣保護管理法第六十一条第四項中「生じたとき」とあるのは「生じたとき又は対象鳥獣捕獲員となったとき、対象鳥獣捕獲員でなくなったとき若しくは所属市町村の変更があったとき」とする。
- 8 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員については、被害防止計画に基づく被害防止施策の適切かつ円滑な実施に資するため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の定めるところによる狩猟税の軽減の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。
- 9 国及び都道府県は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施体制の整備を促進するため、鳥獣被害対策実施隊の設置、その機能の強化その他の市町村が行う鳥獣被害対策実施隊に関する措置について、必要な支援に努めるものとする。

(2) 利用可能な交付金等

① 指定管理鳥獣対策事業交付金及び特別交付税措置

○指定管理鳥獣対策事業交付金とは

都道府県等が計画に基づいて行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、四国の個体群を除くクマ類）の捕獲や被害対策に対し、必要な経費を国が支援する制度。

このうちクマについては、クマ総合対策事業として、クマによる被害防止のための生息状況等調査・モニタリング、捕獲、出没防止対策、出没時の体制構築等の事業に活用することが可能で、緊急銃猟に関連する経費についても支援対象としている。

なお、指定管理鳥獣の駆除・処分やその他（広報・調査・研究等）に要する経費等、現行の指定管理鳥獣対策事業交付金事業の地方負担分については、特別交付税が講じられているところ。

○緊急銃猟に付随する行為と対応する指定管理鳥獣対策事業交付金（クマ総合対策事業）対象事業の例

クマ総合対策事業	緊急銃猟に付随する行為の例
捕獲等事業	緊急銃猟の捕獲者及び捕獲者をサポートする者への日当、障害物除去に係る経費、捕獲した個体の搬出・処理経費、資材の購入費（ヘルメット、盾、クマ対策スプレー等）、証票の作成に係る経費、保険料、消耗品費（銃弾代、ガソリン代等）、旅費（都道府県からの応援、遠方から捕獲者を招集する場合等）、など
出没防止対策事業	普及啓発（出没防止対策とともに緊急銃猟の制度を周知するもの等）、人の日常生活圏におけるパトロール、など
出没時の体制構築事業	緊急銃猟対応マニュアルの作成、緊急銃猟に係る訓練の実施（訓練参加者の日当等の費用も含む）、など
クマの保護・管理に係る専門人材の育成	緊急銃猟に対応する都道府県・市町村職員への研修の実施、緊急銃猟の射手の技術向上や緊急銃猟制度の理解に係る研修の実施、など

② 新しい地方経済・生活環境創生交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

○交付金を利用した取り組みの例

- ・ドローン活用による中山間地域の活性化：農業や観光分野でドローンを活用し、地域の魅力を向上させる取り組み。
- ・スマート農林水産業の推進：デジタル技術を活用して農業や水産業の生産性向上を図る

取り組み。

出典：内閣府「新しい地方経済・生活環境創生交付金」－新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

③ その他（ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディング）

クラウドファンディング型のふるさと納税であり、自治体が特定のプロジェクトを立ち上げ、寄付を募ることで資金を調達する。寄付者は、プロジェクトの目的に共感し、支援したい自治体に寄付をすることができる。鳥獣の出没防止対策等に活用した事例がある。

(3) 関係ガイドライン等

1) クマ

- ① 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版（令和4年3月環境省改定）

近年、ツキノワグマなどの地域的に個体数の減少がみられる鳥獣がある一方で、ニホンジカなど特定の鳥獣や外来生物の生息数増加や生息域拡大等により、生態系や農林水産業等への被害が深刻化している。鳥獣と人との軋轢を解消するためには、科学的なデータに基づく鳥獣保護管理事業を、計画的に実施する必要があることを踏まえて、人と鳥獣との軋轢を解消するとともに、長期的な観点からこれらの鳥獣の個体群の保護管理を図ることが重要である。このような保護管理の実施を目的として、

- ・その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画（第一種特定鳥獣保護計画）
- ・その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画（第二種特定鳥獣管理計画）

を都道府県において作成又は改定することができることとしているところ、その際の参考として、最新のクマ類の生息状況や被害状況、保護管理に関する知見に基づく技術的な助言をまとめたガイドライン。

- ② 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料（令和6年環境省作成）

令和5年度は、秋田県及び岩手県を中心に人の生活圏へのクマの出没が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録するなど、甚大な被害が発生した。この状況を踏まえ、「令和5年度クマ類保護及び管理に関する検討会」において、科学的知見に基づき、クマの出没や被害の発生要因を分析し、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」（以下、「対策方針」という。）を取りまとめるとともに、令和6年4月に四国の個体群を除くクマが指定管理鳥獣に指定されたことから、対策方針に従い、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版に追加する以下の事項を、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料として取りまとめたもの。

ア) 個体群管理に関する事項

- ・個体群管理（変更）

個体群の安定的な維持及び人との軋轢軽減を図ることができる個体数に管理する。

- ・総捕獲数管理（追加）

個体群管理の目的を達成するための目標個体数を設定し、総捕獲数（個体群からの除去数の総数）を管理する。

- ・緩衝地帯での個体数管理（追加）

人の生活圏への出沒防止に向けて緩衝地帯で捕獲を実施することで、目標個体数達成のための総捕獲数を調整する。

イ) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

- ・第二種特定鳥獣管理計画（以下、二種計画）における指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下、「実施計画」という。）の記載事項及び事業実施時の留意点
- ・二種計画及び実施計画におけるクマ類への配慮事項

③ 「クマ類の出没対応マニュアル改定版（令和3年3月環境省作成）」

クマは、日本を代表する大型動物であり、森林生態系の重要な構成種である一方、農作物被害、人身被害など、人とクマの軋轢が深刻な問題となっている。このことから、クマの出没を減らし、クマによる被害を減らすことを目的として、平成19年にその対策をまとめたマニュアルを作成（令和3年に改定）したもの。

本マニュアルは、地方公共団体の鳥獣行政担当者を主な対象者として想定しているが、クマ出没時の注意事項やクマとのすみわけを図るための地域づくりなど、地域の住民の方々にも参考となるようにとりまとめている。また、全国共通のマニュアルとして作成しているが、クマの生息状況、出没状況、被害状況などは地域によって異なることから、各都道府県や地域の状況にあった出没対応マニュアルの参考として、本マニュアルを活用することも推奨している。

2) イノシシ

① 「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改訂版（令和3年3月環境省作成）」

「1）クマ」の「①特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版（令和4年3月環境省改定）」を参照

② イノシシの保護及び管理に関するレポート（平成27年度版）（平成28年3月環境省作成）

環境省では、平成24年度よりイノシシの生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護及び管理に関する基本的な考え方や課題について整理を行うこと等を目的として「イノシシ保護及び管理に関する検討会」を設置しており、定期的に保護及び管理に関する最新情報を取りまとめたレポートを作成し、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」の補足（年報）として発出している。

イノシシが住宅地や都市部などの市街地へ出没し、人身被害や交通事故等の生活環境被害を引き起こす事例が頻発しており、また、全国的に、中山間地域の人口減少やイノシシの個体数増加・分布拡大が進んでいることを鑑みて、イノシシの市街地への出没は増加していくことが危惧されたことから、平成27年度は、イノシシの市街地出没への対応をレポートのテーマとして作成したもの。

https://www.env.go.jp/nature/choju/conf/conf_wp.html#conf03

3) 麻酔銃猟

① 「住居集合地域等における麻酔銃の取扱いについて」(平成 28 年 3 月環境省作成)

平成 26 年の法改正により、都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻酔銃による鳥獣の捕獲等が可能となったが、市街地での麻酔銃猟には、安全管理の徹底に加え、安全に捕獲できる環境の判断ができ高度な捕獲技術と専門性を持つ捕獲技術者の確保が必要であることから、実施上の注意点や事例の詳細など安全に運用できるようとりまとめたもの。

緊急銃猟ガイドライン概要

改正鳥獣保護管理法（令和7年4月成立）に基づく緊急銃猟制度の運用方法を市町村に丁寧に解説する。

〈緊急銃猟制度〉
○人の日常生活圏（農地や河川敷、建物内等）にクマ・イノシシが出没した際、安全確保等の措置を十分に講じた上で、市町村が委託したハンター等による銃猟を可能とする制度。

〈必要な人員・関係者の協力体制の確保〉
○平時からの体制確保を推奨。
○特に、捕獲の実施者の確保について、以下を推奨。
・政省令の要件を満たす者（過去3年以内の大型動物の捕獲経験を有していること等）の特定
・外部者に委託の場合、負担を考慮した日当の設定
※環境省の交付金等が活用可能である旨も補足
※捕獲実施者に応諾義務はない旨を解説した上で、中・長期的な体制の確保の必要性も解説

〈保険の加入〉
○物損等に備え、予め保険加入を推奨。
○保険商品の選定に関する考え方（保険の対象範囲と市町村のニーズを踏まえるなど）の解説。
○環境省交付金・特別交付金・特別交付金・特別交付金・特別交付金の活用も紹介。

〈損失補償手続〉
○損失補償の範囲や手続を解説。
○人身事故については国家賠償法で対応。

〈付録〉
○地域住民等に向けた広報資料とガイドラインの概要資料（全8P）も収録。

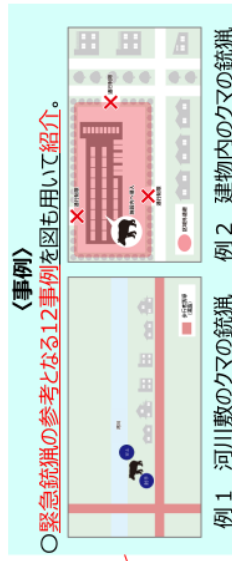


〈ガイドライン目次〉

- はじめに
 - 緊急銃猟制度とは
 - 本ガイドラインの概要、位置付け
 - 用語の整理
 - 本ガイドラインの構成
- 各主体の役割
- 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備
 - 対応マニュアルの作成
 - 必要な人員・関係者の協力体制の確保
 - 机上及び実地訓練・研修等の実施
 - 備品の確保
 - 保険の加入
- 緊急銃猟の実施について
 - 住民等からの通報・緊急銃猟に関する計画の調整
 - 都道府県に対する応援の要請
 - 安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備
 - 緊急銃猟に係る条件の確認
 - 緊急銃猟の隊員への指示又は外部への委託、留意点の伝達
 - 緊急銃猟のための土地の立入等（土地の立入、障害物の除去）
 - 原状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認まで
 - 損失補償手続
 - 捕獲後の実績の記録
- 事例
- 緊急銃猟の留意点（対象鳥獣の性質等）
- 警察との連携等について
- 付録



〈緊急銃猟の実施〉
○委託等した後は、発砲タイミング等は捕獲者の知見に委ねる。
なお、緊急銃猟は市町村の責任の下で行われるものである旨を解説。



〈警察との連携等〉
○緊急銃猟の実施においても警察は避難誘導等に協力する旨及び危険が現に差し迫っており、緊急銃猟で対処できない場合等には警察官職務執行法の適用も排除されない旨を記載

付録2. 緊急銃猟ガイドライン（概要版）

付録3. 緊急銃猟ガイドライン（簡易版）

緊急銃猟ガイドライン（簡易版）

緊急銃猟ガイドライン
付録資料 3

本資料は、**主な緊急銃猟の手順を簡潔に説明する資料**です。

※詳細は緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月、環境省作成）を参照して下さい。本資料中の「詳細：P●」はガイドラインの該当頁です。

※本資料では、都道府県知事への応援等、必要に応じ行う手順は紹介していません。こうした手続は上記ガイドラインを参照して下さい。

緊急銃猟とは

どのような時	鳥獣保護管理法に定める4つの条件全てを満たした場合に可能
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所 ※主にクマ等が建物に侵入している場合や農地や河川敷での実施が想定される。
誰が	実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う そのうち、銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能。 ※発砲タイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行為を担う者が判断。その場合の責任も市町村が負う。
何を以て	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、 散弾銃（スラッグ弾使用）及び麻酔銃
何を対象に	ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ（イノシシは基本的に成獣に限る）
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能 ※許可申請は不要

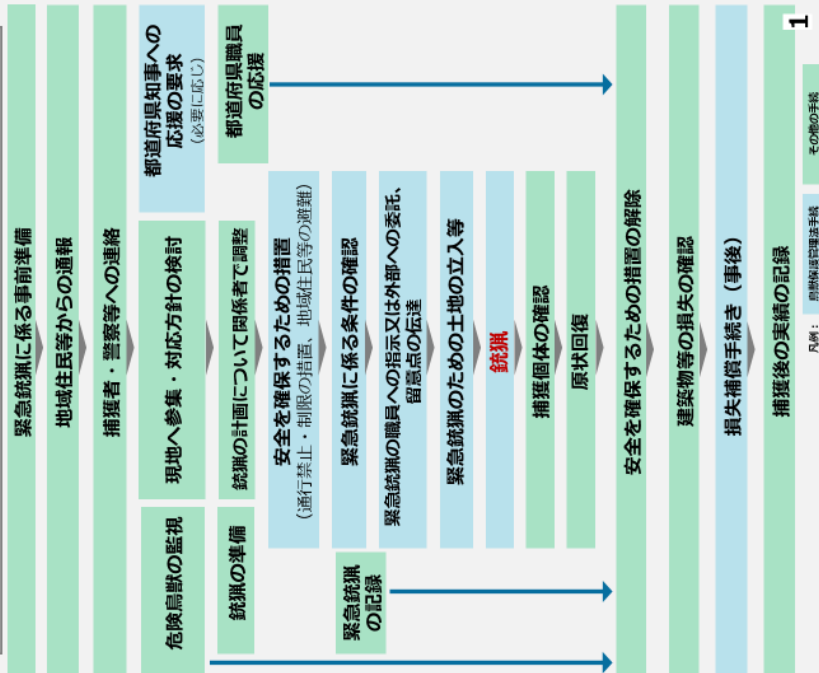
緊急銃猟で可能となること（例）

- 人の日常生活圏における下記の銃猟
- 安全確保が可能な場所（農地や河川敷等）での銃猟
- クマが建物に侵入した場合の銃猟
- 夜間での銃猟

※緊急銃猟の条件を満たさない以下のような場合には、緊急銃猟は行えません。

- 人の日常生活圏ではない場所である場合
- 人に銃弾が当たる恐れがある場合（例えば、人の往来が激しい中心街や住宅地では、建物に侵入している場合等でない限り、安全確保が困難である場合と考えると考えられます。）
- 逃走したクマ等の追跡時にクマ等に出会った場合の自衛のための銃猟等（安全確保を含め、緊急銃猟の手順を行う時間的な猶予がないため、緊急銃猟は行えません。）

緊急銃猟を実施する際の流れ ※詳細：P8



凡例：

鳥獣保護法違反手続

その他の手続

1



緊急銃猟を行うため、事前に準備しておくこと

迅速かつ円滑に、安全を確保しながら的確に緊急銃猟を実施するためには、**事前の準備が必須**と言っても過言ではないほど重要です。緊急銃猟を行う可能性がある市町村は、**平時から準備を行うことが推奨**されます。

対応マニュアルの作成 ※詳細：P10

- ・対応体制、関係者リスト、連絡網、対応フロー等の情報をマニュアルとしてまとめます。

必要な人員・関係者の協力体制の確保 ※詳細：P12

- ・必要な役割を把握した上で、市町村内で必要な人員の確保、警察や都道府県、近隣市町村との協力体制の確保を行います。（必要な役割は右記表参照）
- ・緊急銃猟の権限は市町村長にあるため、必要に応じ、担当者に権限を委任します。
- ・緊急銃猟を実施可能な能力を有する捕獲者を特定しておきます。
※緊急銃猟を実施する者の要件はガイドラインP15参照。
- ・関係者についてはリスト化するとともに連絡網も作成します。

机上及び実地訓練・研修等の実施 ※詳細：P19

- ・実際にクマ等の出沒対応にあたることが想定される関係者により、机上及び実地訓練を行います。

備品の確保 ※詳細：P24

- ・ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、連絡手段（無線機等）等の装備を配備するよう努めます。

保険の加入 ※詳細：P27

- ・物損や人身事故に備え、あらかじめ保険に加入することが推奨されます。

※対応マニュアルの作成、訓練の実施、備品の購入、保険料については、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金及び特別交付税措置の支援対象となっています。

役割	想定される対応者	内容
捕獲者	捕獲の技術を有する者	実際に緊急銃猟を実施する者（射手）。命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数の名の射手がいることが好ましい。
捕獲者をサポートする者	捕獲の技術を有する者	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示または市町村以外の者への委託を行う者	市町村職員	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。また、射手とともに危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟を市町村職員に指示または市町村以外の者に委託を行う。
通行制限を行う者	市町村職員	道路等において、通行制限を行う。
住民への避難を呼びかける者	市町村職員	付近の住民へ避難を呼びかける。 ※「広報を行う者」と異なり、現場に臨場し、現場で住民への避難を呼びかける想定。
緊急銃猟の様子を記録する者	市町村職員	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。※捕獲者の了承を得ている場合のみ実施。
場所の管理者・地権者との調整を行う者	市町村職員	緊急銃猟や土地の立入の際に、場所の管理者・地権者（土地の立入を行う場合）と調整を行う。
広報を行う者	市町村職員	HPでの広報や、広報車での呼びかけを行う。 ※「住民への避難をよびかける者」と異なり、方法によっては、庁舎にいる職員により対応可能
原状回復を行う者	市町村職員	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。

環境省

緊急銃猟手順 1. 緊急銃猟に関する計画の調整

①捕獲等によりクマ等を当該地域から排除する必要があると判断した場合、その方法として緊急銃猟が選択できるかを検討します。 ※詳細：P28

※ここでは、場所、緊急性、方法の条件を中心に、改正法の規定上の条件を満たす見込みが十分にあるか確認するに留まり、特に安全性の確保については、実際の条件の確認は現場にて行います。（手順 3 参照）

※実際の対応では、地域住民等からの通報を受けたら、まずは目撃者から聞き取りを行うとともに、住民に対する注意喚起を行います。

※関係者への連絡、現地への参集は、通報以降、適切なタイミングで行います。

緊急銃猟の 4 つの条件

観点	条件
場所	危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと
緊急性	当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合
方法	銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難
安全性の確保	銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき

②クマ等の捕獲等の手段として緊急銃猟を選択する方向性が決定されたら、具体的に緊急銃猟の実施に関する計画（緊急銃猟を実施する計画）を検討します。 ※詳細：P32

※書類としての計画ではなく、現場または現場近くにおいて、捕獲関係者（市町村、捕獲者）が地図を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等を相談する現実の計画の調整となります。

※計画は、以降の手順を参考に、詳細な役割分担や対応時の動き、配置を明確に行っています。

緊急銃猟手順 2. 安全確保

①通行禁止・制限範囲を次の要領により**決定**します。※詳細：P36

緊急銃猟の実施に伴う
人の生命又は身体に対する危害

考え方

人への弾丸の到達

用いる銃器や弾丸の種類・性質、バックストップの性質等を踏まえ、射線方向と跳弾とを区別して検討します（手順 3 も参照）

射線方向：原則として通行禁止・制限措置を必須とした上で、人がいない状態とします。
射線とする範囲はあらかじめ関係者で打ち合わせます。
※捕獲者前方180°全てに人がいない状態を作らなければならないものではありません。
跳弾：射手を中心に通行禁止・制限措置を講じますが、屋内退避等も許容される場合もあります。

弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害

射線上から引火物や爆発物が外れるようにするとともに、危害が及び範囲に通行禁止・制限措置を講じます。※もっとも、爆発等が生じるおそれがある中で、緊急銃猟が必要な状況は、非常に限定されたと考えられます。

被弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによって人の生命身体に及ぶ危害

確実に捕獲できる見込みが低い場合には、逸走したクマ等に備え可能な限り広い範囲を危害が及び範囲として想定します。※捕獲の見込みが低く、通行禁止・制限措置も困難な場合には、緊急銃猟を実施しません。

○下記の緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため、危害が及びうる範囲に住民等が立ち入らないようにします。

○屋外、屋内、夜間（日の出前、日没後）かどうかや、その場所の状況（住居等の状況やバックストップの状況を含む）等により個別に判断します。
。ガイドラインに掲載する事例のうち、実際の状況に近い事例を参考とします。

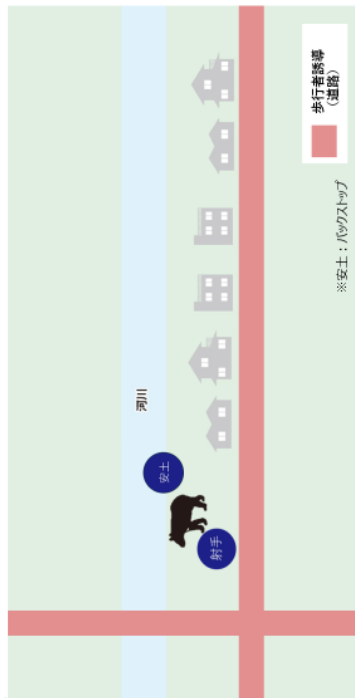
○実際に用いる銃器等の性能に係る知識・経験を有する捕獲者等の情報を踏まえて市町村が決定します。

②通行禁止・制限の前に、当該場所の管理者等との調整・住民への周知を行います。※詳細：P45
※管轄の警察署への通報等を行います。また、ホームページ又はSNS等により通行制限を行う場所・期間・制限の内容等を周知します。

③通行禁止・制限の実施、住民の避難、捕獲関係者の配置・安全確保を行います。※詳細：P43、47

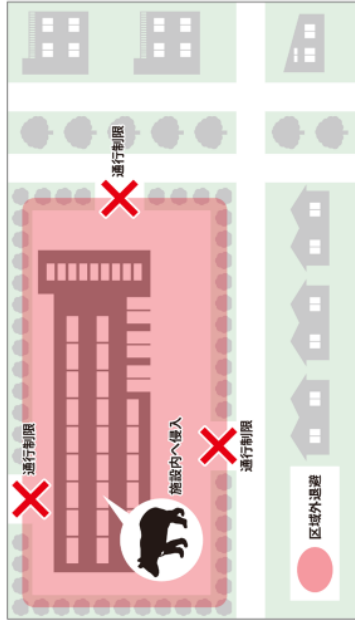


(参考) 安全確保措置の実施例



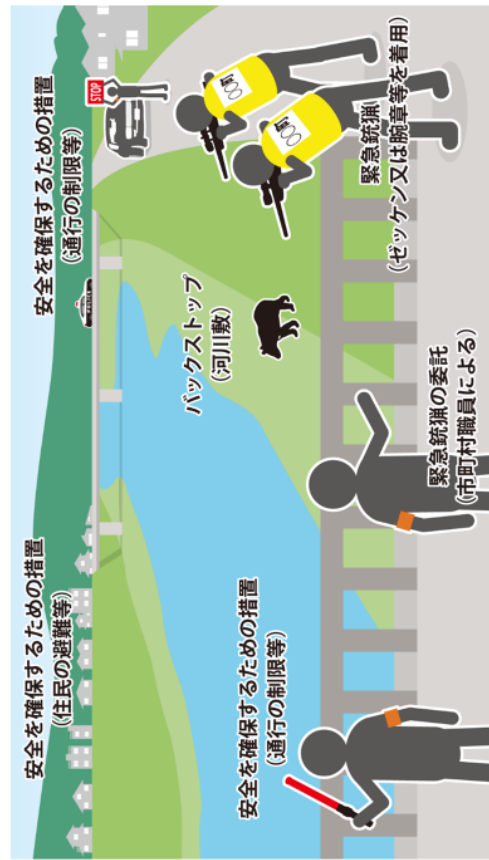
例 1 河川敷のクマの銃猟

市街地に出没したクマに対応するために、河川敷において銃猟を実施。
周辺の道路で歩行者誘導を実施し、クマの追跡後に発砲。



例 2 建物内のクマの銃猟

施設内に入り込んだクマに対応するため、銃猟の際に、
人の立ち退き後に施設及び駐車場を封鎖して対応。



例 3 安全確保措置が実施されているイメージ

※緊急銃猟の参考事例は
ガイドラインに全12事例を
紹介。P80参照。



緊急銃猟手順 3．緊急銃猟の条件の確認

緊急銃猟の条件（特に安全の確保に係る条件）を満たしているかを、チェックリストを用いて確認します。

※詳細：P51

銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれを排除するための観点は以下のとおり。

観点 1 銃・弾丸の種類

- ・緊急銃猟を行う捕獲者が現に所有している銃と実包等しか緊急銃猟に用いることはできないため、捕獲者が自ら所有する中で適切な銃及び実包等を選択する必要がある。
- ・市町村が銃と実包等の基本的な特性を把握し、危険鳥獣、バックストップ、危険物、使用する実包等及び人の位置関係を踏まえて緊急銃猟の実施可否を判断する必要がある。

観点 2 バックストップ（安土）と跳弾

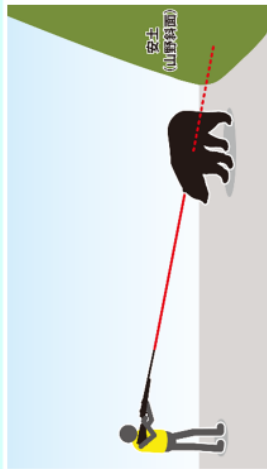
- ・従来から認識されていた山野斜面が河川敷への打ち下ろしに加え、それ以外の内容として、芝生、畑等の土、グラウンドのような柔らかいものでできた地形をバックストップとする
- ・跳弾のリスクを低減するため、バックストップと実包等が衝突する角度を可能な限り90度に近づけることとする。

観点 3 その他の留意事項の確認

- ・捕獲関係者等や危険物に注意する必要や、追跡にあたっての危険鳥獣の逸走に注意する必要がある。

観点 4 視界の確保が困難な場合の留意点

- ・夜間の場合には照明器具を用いて射手の視界を確保する等の対応を行う。



屋外におけるバックストップの例
（バックストップと弾丸が衝突する角度を可能な限り90度に近づける）

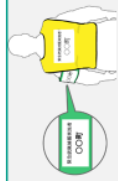


視界の確保が困難な場合の対応

緊急銃猟手順 4. 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託

① 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託を行うことができるか把握するため、チェックリストを用いて、法令等で定める要件を満たしているかを候補者に確認します。※詳細：P66

② 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託を行います。
その際、証票を受け渡すとともに、留意点を伝達します。※詳細：P69



証票は、市町村名が
分かれれば、既存のゼッケンや腕章でも可。

市町村の責任範囲

緊急銃猟 緊急銃猟のための土地の立入等

市町村長は、留意点として

- 緊急銃猟を実施する場所
- 緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項
- その他の緊急銃猟の実施に関する事項

を委託者に明らかにする
⇒市町村長の意思と捕獲者の認識との間に齟齬がないよう、できる限り事前に意思疎通を図る

銃猟行為＝捕獲者の裁量範囲

- 使用する銃種
- 射撃する角度
- 射撃するタイミング

※使用する銃銃の性質、対象動物の知識等を考慮。的確かつ迅速に対応するため銃猟の技能を有する者の専門性に委ねる必要。

安全確保措置

都道府県知事に
対する応援の要求等

損失の補償

項目	要件	確認事項
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している。 ※銃銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	○
	第二種銃猟免許を所持している。 ※空気銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く） 過去一年以内に銃銃による射撃を二回以上した者であること（麻酔銃猟をする場合は除く）	○
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃銃と同種の銃銃を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある。	○
	その他市町村の判断により任意で記載する事項 (記載例)	○
月 日 前 名		

緊急銃猟を実施する者のチェックリスト（例）

112



緊急銃猟手順 5．緊急銃猟の実施、実施後の対応

①捕獲者が緊急銃猟を実施します。 ※詳細：P73

※発射タイミング等は、指示または委託の範囲内において、捕獲者に裁量があるものの、市町村の役割は全く無くなるわけではなく、安全確保措置が引き続き講じられているかの確認、中止の判断等、緊急銃猟の記録を行います。

②現状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認を行います。 ※詳細：P75

③必要な場合には、損失補償手続を行います。 ※詳細：P76

※補償の対象は、

- ・発射された弾丸が着弾し、建物、乗物等が損壊されることにより生じる損失（銃猟の結果、クマ等が暴れたことにより生じる損壊を含む）
- ・建物、乗物等が損壊されていない場合は、これらの物件の運用により得られた利益
- ・緊急銃猟の実施行為そのものではないが、法第34条の3第1項の規定により他人の土地に立ち入り、又は障害物を除去することによって発生し得る損失を想定しています。



弾丸による損傷等

建物の内壁

建物内に逃げ込んだクマ等を捕獲するために発砲した銃弾が、当該鳥獣に当たらずに、後方の内壁を損傷した場合等

損失のイメージ

被害を受けた者

① 確認

② 損失の補償を請求

③ 額の通知

市町村長

損失の発生

補償額の補填

- ・保険への加入（市町村）
- ・指定管理鳥獣対策事業交付金による保険料の補助（国）

損失補償の流れ

113

付録 4. 緊急銃猟制度に係るパンフレット



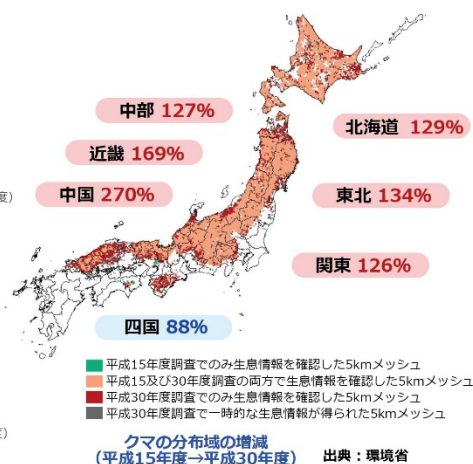
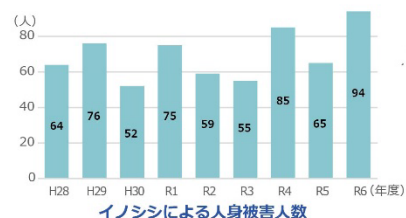
緊急銃猟制度ってなに

人の日常生活圏にクマやイノシシが出没した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができる制度です。



なぜ緊急銃猟制度が必要なの？

近年、クマやイノシシの人の日常生活圏への出没が増加傾向にあり、人身被害件数・人数がクマでは令和5年度、イノシシでは令和6年度に過去最多*1を記録。死亡事故も発生しています。 *1 クマは平成18年度、イノシシは平成28年度以降



住居集合地域等での銃器を使用した鳥獣の捕獲等は現に危険が生じていて急を要する場合に実施されてきました。しかし、膠着状態にある場合等において、より予防的かつ迅速に対処することが必要になっています。

これらに対応するために、特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ、イノシシについて、人の日常生活圏での銃猟を可能とするものとして制度が創設されました。

なお、緊急銃猟実施時の通行禁止・制限に正当な理由なく従わない場合、罰則の対象となる場合があります。



緊急銃猟を実施するための4つの条件

- 1 クマやイノシシが人の日常生活圏に侵入していること
※侵入するおそれ大きいことを含む。
- 2 クマやイノシシによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
- 3 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- 4 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと

緊急銃猟制度のしくみ

「緊急銃猟を実施するための4つの条件」全てを満たした場合、市町村長は、市町村職員に指示または職員以外の者へ委託*2し、対象のクマ、イノシシについて、銃器により捕獲等を行うことが可能です。

*2 職員以外の者へ委託・・・大型獣の銃器での捕獲等に関する知識と経験があり、射撃練習も定期的に行っている人材に、市町村長が委託することができます。

緊急銃猟は、人の日常生活圏(例：住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地)などにおいて、安全が確保された場合に実施されます。



地域の皆様へのお願い

緊急銃猟の実施にあたり、実施地域にいる皆様には、通行禁止・制限の厳守、屋外避難又は屋内避難をお願いする場合があります。その場合、市町村職員の指示に従っていただくようお願いいたします。

- ▶ 屋外避難の場合：緊急銃猟を実施する周囲から避難する
- ▶ 屋内避難の場合：窓から離れるか、窓のない廊下に避難する

**緊急銃猟の必要性をご理解頂き、
実施にご協力をお願いします。**



なお、緊急銃猟実施時の通行禁止・制限に正当な理由なく
従わない場合、罰則の対象となる場合があります。

コラム

クマとの共存を目指すために

環境省では、人とクマの共存をめざし「地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により、人とクマ類のすみ分け」を推進しています。

また、実際に人の生活圏でクマが出没した場合の対策として、出没対応マニュアルを作成し、通報から現場対応、追い払い、捕獲等の判断までの流れを明文化し、被害防止に向けた対策を行っています。

緊急銃猟制度は、これらの取り組みを様々な方法で推進しながらも、特に市街地や住宅地などで人命が危険にさらされる緊急時において、銃猟による捕獲等を行うものです。

他方で、クマが人の日常生活圏に現れる原因の一つに、果樹や生ゴミなどの誘引物があり、クマを誘引しないためには、誘引物の除去が効果的です。出没を抑制するために誘引物の適切な管理をよろしくお願いいたします。



問い合わせ先

発行：環境省 発行日時：2025年7月 編集・デザイン：(株)野生動物保護管理事務所

付録5. 緊急銃猟実施時に用いるチラシ



The poster features a brown bear on the left side. To the right of the bear, the text 'ヒグマ' (Brown Bear) is written in large red characters, and '出沒中' (On the move) is written in large black characters below it. A red diagonal banner with white text '危険・立入禁止' (Danger, No Entry) and 'CAUTION : DO NOT ENTER' is placed across the middle. Below the banner, the text '周辺地域でヒグマを対象に銃器を用いた緊急銃猟を実施することがあります' (Emergency bear hunting using firearms may be conducted in the surrounding area) is displayed. This is followed by a paragraph explaining that emergency bear hunting is conducted when bears like brown bears or ibis enter human living areas under certain conditions. A section titled '緊急銃猟実施時における地域の皆さまへのお願い' (Request to the residents of the area during emergency bear hunting) contains four numbered points. At the bottom, a large red banner with white text says '安全のため、ご協力をお願いします' (We ask for your cooperation for safety). To the right of this banner is an illustration of a person in a white uniform and yellow hard hat with their hands raised in a 'stop' gesture.

ヒグマ
出沒中

危険・立入禁止 CAUTION : DO NOT ENTER

周辺地域でヒグマを対象に **銃器** を用いた **緊急銃猟** を実施することがあります

緊急銃猟とは、クマやイノシシが人の生活圏に侵入した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村が行う銃器を用いた捕獲等です。

緊急銃猟実施時における地域の皆さまへのお願い

- 1 現場周辺で通行禁止・制限を実施する予定です。安全のため、市町村職員からの指示により通行禁止・制限範囲内への立ち入りが禁止されることがあります。
- 2 緊急銃猟が終了し、安全が確認されましたら、放送等によってアナウンスを行う予定です。
- 3 安全が確認されるまでは、市町村職員からの指示に従い身の安全を確保してください。
- 4 特に、現場周辺に近づく、避難している場所から外出する行為は危険なためやめてください。

安全のため、ご協力をお願いします



緊急銃猟へのご理解とご協力をお願いいたします

緊急銃猟とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市街地等において銃器を用いたヒグマの捕獲等を行うことを指します。

以下の4つの条件が満たされた場合にのみ実施されます。

- ① ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシが人の日常生活圏へ侵入した場合
- ② 鳥獣による人への危害を防止するための緊急措置が必要
- ③ 銃猟以外の方法では捕獲等が困難
- ④ 銃猟によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない



- 緊急銃猟実施時の通行制限に違反した場合、法律により罰則の対象となることがあります。
- 緊急銃猟は、銃器を使用しますが、地域の皆様の安全確保が確認できるまで、実施することはありません。
- 地域の皆様の安全を守るための措置ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

もし出会ってしまったら

- ・まず落ち着く（大声を出さない、急に動かない）
- ・ヒグマから視線をそらさず（動物に背後を向けず）、ゆっくりとその場を離れる
- ・建物・車内へ避難する



もし襲われたら



- ・最初の一撃では人の急所である頭・首・お腹を守る
- ・引き倒されたら首元を守ってうつ伏せ

問い合わせ先

ツキノワグマ 出没中



危険・立入禁止 CAUTION : DO NOT ENTER

周辺地域でツキノワグマを対象に **銃器** を用いた **緊急銃猟** を実施することがあります

緊急銃猟とは、クマやイノシシが人の生活圏に侵入した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村が行う銃器を用いた捕獲等です。

緊急銃猟実施時における地域の皆さまへのお願い

- ① 現場周辺で通行禁止・制限を実施する予定です。安全のため、市町村職員からの指示により通行禁止・制限範囲内への立ち入りが禁止されることがあります。
- ② 緊急銃猟が終了し、安全が確認されましたら、放送等によってアナウンスを行う予定です。
- ③ 安全が確認されるまでは、市町村職員からの指示に従い身の安全を確保してください。
- ④ 特に、現場周辺に近づく、避難している場所から外出する行為は危険なためやめてください。



安全のため、ご協力をお願いします

緊急銃猟へのご理解とご協力をお願いいたします

緊急銃猟とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市街地等において銃器を用いたツキノワグマの捕獲等を行うことを指します。

以下の4つの条件が満たされた場合にのみ実施されます。

- ① ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシが人の日常生活圏へ侵入した場合
- ② 鳥獣による人への危害を防止するための緊急措置が必要
- ③ 銃猟以外の方法では捕獲等が困難
- ④ 銃猟によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない



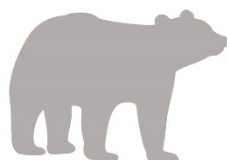
● 緊急銃猟実施時の通行制限に違反した場合、法律により罰則の対象となることがあります。

● 緊急銃猟は、銃器を使用しますが、地域の皆様の安全確保が確認できるまで、実施することはありません。

● 地域の皆様の安全を守るための措置ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

もし出会ってしまったら

- ・まず落ち着く（大声を出さない、急に動かない）
- ・ツキノワグマから目線をそらさず（動物に背後を向けない）、ゆっくりとその場を離れる
- ・建物・車内へ避難する



もし襲われたら



- ・最初の一撃では人の急所である頭・首・お腹を守る
- ・引き倒されたら首元を守ってうつ伏せ

問い合わせ先



イノシシ 出沒中

CAUTION : DO NOT ENTER 危険・立入禁止 CAUTION : DO NOT ENTER 危険・立入

周辺地域でイノシシを対象に銃器を用いた緊急銃猟を実施することがあります

緊急銃猟とは、クマやイノシシが人の生活圏に侵入した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村が行う銃器を用いた捕獲等です。

緊急銃猟実施時における地域の皆さまへのお願い

- ① 現場周辺で通行禁止・制限を実施する予定です。安全のため、市町村職員からの指示により通行禁止・制限範囲内への立ち入りが禁止されることがあります。
- ② 緊急銃猟が終了し、安全が確認されましたら、放送等によってアナウンスを行う予定です。
- ③ 安全が確認されるまでは、市町村職員からの指示に従い身の安全を確保してください。
- ④ 特に、現場周辺に近づく、避難している場所から外出する行為は危険なためやめてください。

安全のため、ご協力をお願いします



緊急銃猟へのご理解とご協力をお願いいたします

緊急銃猟とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市街地等において銃器を用いたイノシシの捕獲等を行うことを指します。

以下の4つの条件が満たされた場合にのみ実施されます。

- ① ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシが人の日常生活圏へ侵入した場合
- ② 鳥獣による人への危害を防止するための緊急措置が必要
- ③ 銃猟以外の方法では捕獲等が困難
- ④ 銃猟によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない



● 緊急銃猟実施時の通行制限に違反した場合、法律により罰則の対象となることがあります。

● 緊急銃猟は、銃器を使用しますが、地域の皆様の安全確保が確認できるまで、実施することはありません。

● 地域の皆様の安全を守るための措置ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

もし出会ってしまったら

- ・まず落ち着く（大声を出さない、急に動かない）
- ・イノシシの場合には、可能な限り高い所に登る
※焦って背を向けて、走って逃げない！
- ・建物・車内へ避難する



もし襲われたら



- ・人の急所である頭・首・お腹を守る
- ・首元を守ってうつ伏せ

問い合わせ先

緊急銃猟ガイドライン

令和7年（2025）年7月作成

環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室